



秦野市みどりの基本計画

－生物多様性地域戦略－

令和8年（2026年）3月
秦野市

ごあいさつ

後日追加予定

秦野市みどりの基本計画 目次

第1章 計画策定の考え方	1
1 計画の概要及び目的	1
(1) 計画の概要	1
(2) 計画の背景と目的	1
2 計画の位置付け	4
3 計画の構成	5
4 計画の期間	6
(1) 期間	6
(2) 年次	6
5 「緑」と「みどり」の定義	7
6 生物多様性	8
(1) 生物多様性とは	8
(2) 生態系サービス	8
(3) 生物多様性の4つの危機	9
(4) 外来種	10
(5) ネイチャーポジティブ	11
第2章 みどりの現況及び課題	14
1 本市の概況	14
(1) みどりに関する自然的状況	14
(2) みどりに関する社会的状況	28
(3) 生き物に関する状況	35
(4) 前計画の進捗状況	49
(5) 市民のみどりに対する意識	57
2 みどりに関する課題とその対応への視点	60
第3章 計画の推進	61
1 計画の基本方針	61
(1) 基本理念及びみどりの将来像	61
(2) 基本方針	63
(3) 施策の方向	65
2 緑地の保全及び緑化の目標	66
(1) 計画のフレーム	66
(2) 計画の目標水準	66
(3) 里山の保全再生整備の目標	67
(4) 生物多様性に関する目標	67

3 緑地機能の配置計画.....	68
(1) 系統別の配置計画.....	68
(2) 総合的な配置計画.....	78
4 生物多様性保全に関する配置計画.....	80
(1) 生き物の里.....	80
(2) みんなの里【新規】	80
(3) 準・生き物の里【新規】	80
第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策.....	82
1 施策の体系.....	82
2 緑地の保全及び緑化推進のための施策.....	83
基本方針(1) みどりを知ろう	83
基本方針(2) みどりを守ろう	86
基本方針(3) みどりを創ろう	89
基本方針(4) みどりを生かそう	93
基本方針(5) みどりと暮らそう	95
3 地区別の取り組み.....	97
(1) 本町地区.....	97
(2) 南地区.....	99
(3) 東地区.....	100
(4) 北地区.....	102
(5) 大根地区.....	103
(6) 鶴巻地区.....	104
(7) 西地区.....	105
(8) 上地区.....	107
第5章 計画の推進体制.....	108
1 計画の推進体制.....	108
(1) 計画の推進.....	108
(2) 体制の整備.....	108
(3) 計画の進行管理.....	108

第Ⅰ章 計画策定の考え方

I 計画の概要及び目的

(1) 計画の概要

「緑の基本計画」とは、市町村が策定の主体となり、地域の実情に応じたきめ細かな緑のまちづくりを行うために策定する都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

都市の緑地に関する計画として、「緑のマスターplan^{※1}」・「都市緑化推進計画」がありました。環境問題に関する関心の高まりや自然とのふれあいに対するニーズなどに対応し、豊かさを実感できる自然と人間が共生できるみどりあふれる良好な都市環境を形成していくため、都市における緑とオープンスペースの整備・保全にかかる施策をより総合的なものとして推進していくことが必要になってきました。そこで、平成6年(1994年)6月の都市緑地保全法の一部改正により、「緑のマスターplan」と「都市緑化推進計画」の内容を統合した「緑の基本計画」(市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称)が位置付けられました。

平成7年(1995年)以降、市民緑地制度や緑地管理制度など、住民・事業者による自発的な都市の緑の確保に対する取り組みを支援する制度の強化が図られています。また、平成16年(2004年)の都市緑地保全法の一部改正では、都市公園法の一部改正とともに、緑地の保全・緑化及び都市公園の整備を総合的に推進するための制度の創設・拡充が措置され、名称が都市緑地法となりました。これにより「緑の基本計画」は、都市公園、緑地保全、都市緑化を統合する総合的な基本計画となりました。

(2) 計画の背景と目的

本市は、これまで県立丹沢大山自然公園・丹沢大山国定公園の指定促進、「緑のマスターplan」・「はだのグリーンプラン^{※2}」の策定に基づく都市緑化施策の推進、みどりの保全・創造に取り組んできました。しかし、市街地の拡大や産業の集積などで都市化は着実に進展し、身近にふれることができる市街地の中の緑は次第に失われていく傾向がありました。

そこで平成20年(2008年)に「秦野市緑の基本計画」を策定し、当時の本市が目指す都市像「みどり豊かな暮らしよい都市(まち)」の実現に向けて、緑や緑地の保全、再生、創出を目的に、総合的かつ効果的な施策の展開を推進してきました。

令和3年(2021年)3月に「秦野市緑の基本計画」を一部改定し、緑や緑地の保全・

※1 「緑のマスターplan」

昭和58年に都市計画に関する緑地の保全及び緑化の推進を目的に策定された緑化推進計画

※2 「はだのグリーンプラン」

平成4年に公共公益施設の緑化、民有地の緑化推進等の都市計画外での緑化に関する緑地の保全及び緑化の推進を目的に策定された緑化推進計画

再生・創出のほか、生物多様性基本法に基づく「秦野市生物多様性地域戦略」を包括する計画として、多様な生態系の中で自然と人が共生する「みどり」を用いて、「秦野市みどりの基本計画」に名称を変更し、総合的かつ効果的な施策の展開を推進してきました。

計画策定以後、国においては、自然共生社会の実現、環境負荷が小さいカーボンニュートラル都市の実現、幸福度 (Well-being) 向上等に向け、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略 2023－2030」の閣議決定、同年9月に「グリーンインフラ推進戦略 2023」の改定、令和6年（2024年）11月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」の施行、同年12月に「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」（以下、「緑の基本方針」という。）の告示、令和7年（2025年）4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下、「地域生物多様性増進法」という。）の施行など、みどりに関する新たな政策が展開されています。

本市においては、令和3年（2021年）3月策定の「秦野市総合計画（はだの 2030 プラン）」において、「水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市（まち）」を都市像として定め、「名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり」を基本目標の一つとして掲げています。

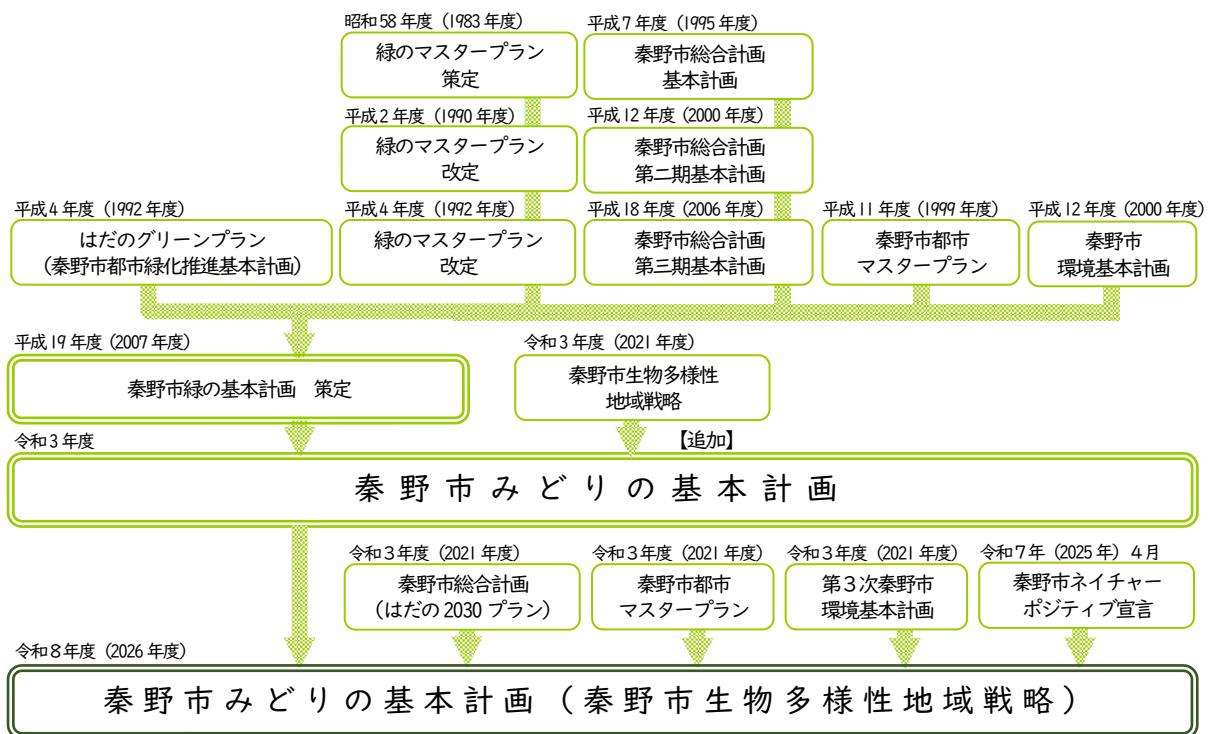
令和7年（2025年）4月1日に「ネイチャーポジティブ宣言」を行い、同月に公益財団法人日本自然保護協会から「ネイチャーポジティブ自治体認証※」を取得しました。

これらの社会情勢の変化や本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、本計画は、秦野市総合計画（はだの 2030 プラン）に示す「名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり」を進めていく総合的な計画として、今後の緑や生物多様性の保全・再生・創造の目標と方針を定めることを目的として策定しました。

※ 「ネイチャーポジティブ自治体認証」

日本自然保護協会が「日本版ネイチャーポジティブアプローチ」を全国で展開するために、地域の自然を活かしてネイチャーポジティブな地域づくりを推進する自治体を認証し、その活動を支援する認証制度

【みどりの基本計画の策定に至る経緯】

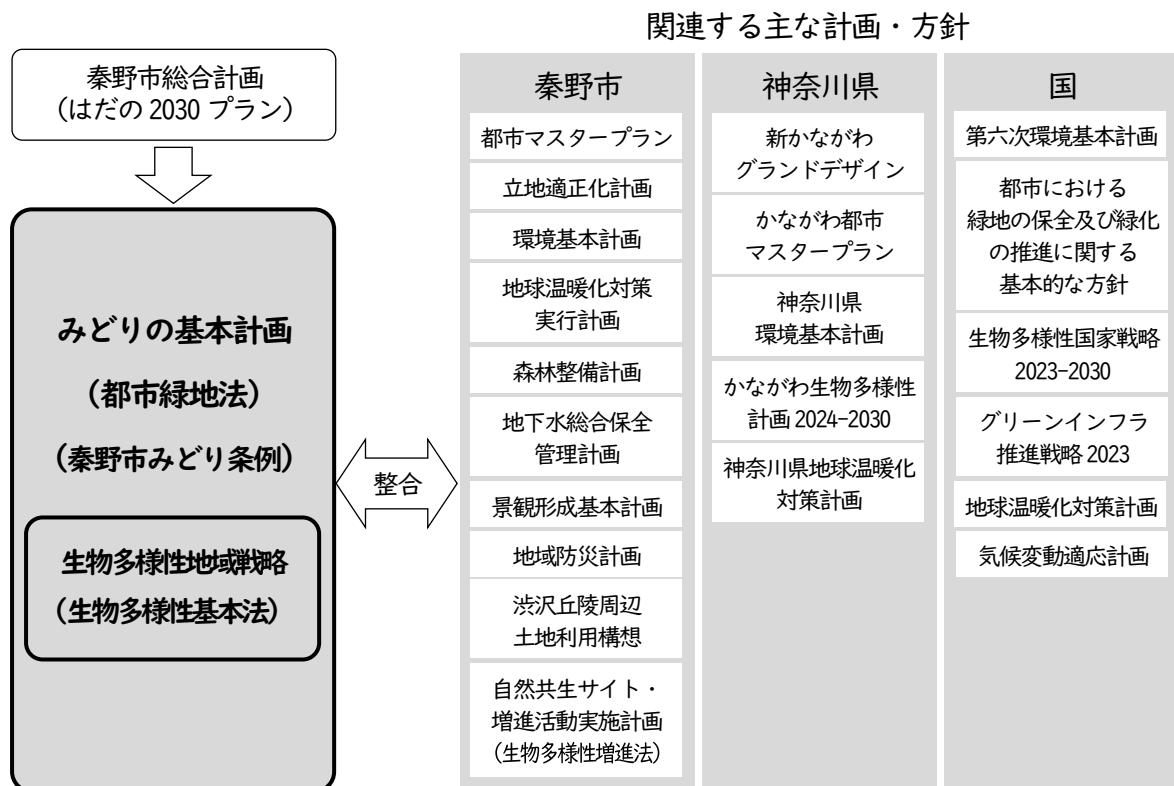


2 計画の位置付け

「秦野市みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条及び秦野市みどり条例第3条に基づき策定し、緑地や生物多様性の保全及び緑化の推進に関する事業を展開するため、市民・事業者・行政が一体となって取り組むみどり豊かなまちづくりの目標・指針となるものです。

また、「秦野市総合計画（はだの2030 プラン）」を上位計画とし、「秦野市都市マスター プラン」及び「秦野市環境基本計画」等の関連計画と整合・連携するとともに、国・県の関連する施策や計画と整合・勘案するものです。内容は、基本理念、緑の将来像、基本方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策等で構成し、都市の緑地や生物多様性の保全及び推進に関する総合的な計画として位置付けるものです。

【計画の位置付け】



3 計画の構成

本計画は、秦野市の「みどり」と生物多様性の現況と課題を整理し、その将来像の実現に向けた施策を推進していくため、次の5章で構成します。

第1章 計画策定の考え方

計画の趣旨、目的、期間などの基本的な事項を示す。

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 計画の概要及び目的 | 4 計画の期間 |
| 2 計画の位置付け | 5 「緑」と「みどり」の定義 |
| 3 計画の構成 | 6 生物多様性 |

第2章 みどりの現況及び課題

秦野市の「みどり」の現況を整理・把握し、その課題を明らかにする。

- 1 本市の概況（みどりに関する自然的状況、みどりに関する社会的状況、前計画の進捗状況、市民のみどりに対する意識）
- 2 みどりに関する課題

第3章 計画の推進

みどりの将来像、目標水準及び配置方針を定める。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1 計画の基本方針 | 3 緑地機能の配置計画 |
| 2 緑地の保全及び緑化の目標 | 4 生物多様性保全に関する配置計画 |

第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

みどりの将来像の実現に向けて、計画推進のための施策を示す。

- 1 施策の体系
- 2 緑地の保全及び緑化推進のための施策
- 3 地区別の取り組み

第5章 計画の推進体制

計画の推進体制を示す。

- 1 計画の推進体制

4 計画の期間

本計画の期間は、10年を一つの区切りとして捉え、5年毎に中間評価を実施します。ただし、関連する諸計画の見直しや社会情勢の変化に応じ、必要な場合は見直します。

(1) 期間

令和8年（2026年）から令和17年（2035年）まで

(2) 年次

中間年次 令和12年（2030年）

目標年次 令和17年（2035年）

※ 構想的な計画（目標年次）は、年単位を使用し、具体的な計画（実施計画）は、年度を使用します。

	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
本計画	秦野市みどりの基本計画（秦野市生物多様性地域戦略）									
秦野市の上位・ 関連計画	秦野市総合計画はだの2030 プラン					秦野市総合計画 次期計画				
	秦野市都市マスタープラン					秦野市都市マスタープラン 次期計画				
	第3次秦野市環境基本計画					第4次秦野市環境基本計画				

5 「緑」と「みどり」の定義

本計画において「緑」とは、施設緑地^{※1}及び地域制緑地^{※2}といった緑地として用います。計画の推進に掲げる緑地の確保目標水準や配置は、「緑」となります。

一方、「みどり」とは、樹林地、草地、水辺地等の自然が豊かで、動植物が生息し、自然と人とが共生する空間等の総合的な環境として用います。

【みどりのイメージ】



資料：国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」の生物多様性が豊かな都市のイメージ図を基に加工

※1 「施設緑地」

施設緑地とは、都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」に区分される緑地をいう。都市公園には、基幹公園・特殊公園・大規模公園・都市緑地等があり、都市公園以外には、公共施設緑地・民間施設緑地がある。

※2 「地域制緑地」

地域制緑地とは、法や条例等による規制により、良好な環境を保全する地域をいう。

法による地域制緑地には、生産緑地地区、自然公園（国定公園）、農業振興地域農用地区域、保安林区域等があり、条例による地域制緑地には、自然公園（県立自然公園）、自然環境保全地域、樹林保全地区、生き物の里、かながわのナショナル・トラスト緑地等がある。

6 生物多様性

(1) 生物多様性とは

約46億年にわたる地球の歴史の中で、地球上の生物は、様々な環境に適応し、進化し、多種多様な生物が生まれてきました。これらの生物には、一つひとつに個性があり、お互いに関わりを持っていることを「生物多様性」と言います。

この生物多様性が、私たちに豊かな自然の恵みをもたらしています。

生物多様性条約^{※1}では、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの多様性をあげています。

ア 生態系の多様性

山、樹林地や河川など、様々な環境が存在し、それぞれの環境に適した生物により、多様な生態系が存在することです。

イ 種（種間）の多様性

様々な動物、植物、細菌等の生物が生息・生育していることです。

ウ 遺伝子の多様性

同じ種類の動物や植物でも、地域により形態や模様、生態などが異なります。このように遺伝子のレベルで多様な違いがあることです。

(2) 生態系サービス

私たちの生活に欠かせない酸素や水、食料などは、生物多様性が私たちに与えてくれる恵みであり、この恵みを「生態系サービス」として、次の4つに分類しています。

ア 供給サービス

豊かな土壌によって作られる農作物、石油などの燃料や木材、薬品の提供など、私たちの生活に重要な資源を供給するサービスです。

イ 調整サービス

植物や土壌などによる水質改善、森林などの生態系による気候の調整や自然災害の防止・緩和といった、環境を安定・制御するサービスです。

ウ 文化的サービス

国や地域ごとに、生態系や気候は様々です。それらの違いは、地域固有の文化や景観、習慣などを育み、私たちの生活に精神的な恩恵を与えているサービスです。

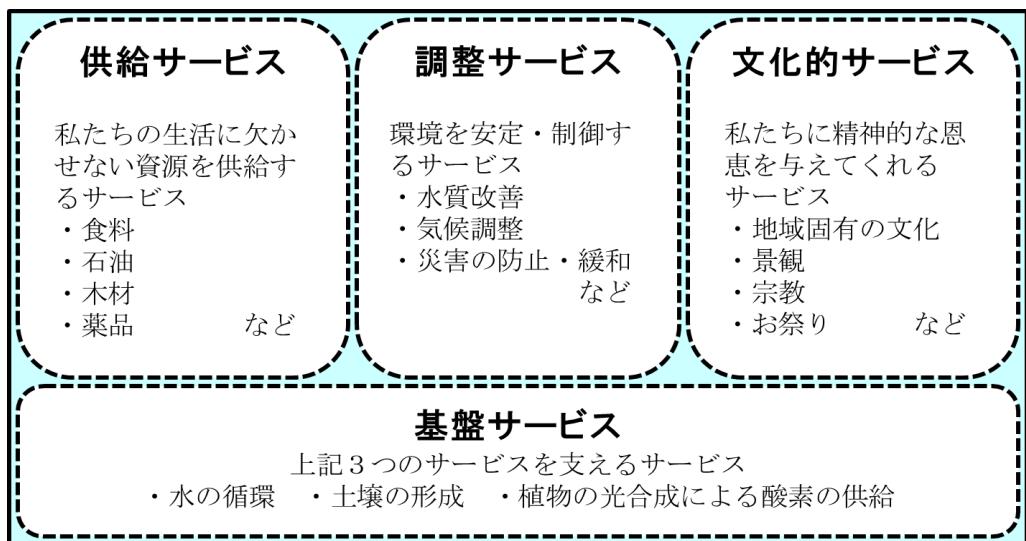
エ 基盤サービス

水の循環、土壌形成、植物の光合成など、他の3つの生態系サービスを支えるサービスです。

※1 「生物多様性条約」

生物多様性条約（CBD）とは、1992年に開催された「環境と開発に関する国連会議（UNCED）」において、地球上の多様な生物や生態系を守り、その恵みを将来にわたって持続的に利用することを目指すために採択された国際条約。

【生態系サービス】



(3) 生物多様性の4つの危機

私たちの生活に様々な恵み（生態系サービス）を与えてくれる生物多様性には、4つの危機があるとされ、人間の活動による影響が主な原因であると考えられています。種の絶滅速度は、自然状態での速度に比べてはるかに早く、多くの生物が危機にひん瀬しています。

ア 第1の危機（人間の活動による影響）

高い成長量が期待できる人工林への拡大造林、開発に伴う森林伐採や、埋め立て工事等による生息地の破壊など。

イ 第2の危機（自然に対する人間の働きかけの縮小による影響）

エネルギー構造の変化による薪炭林の管理不足や里地里山の荒廃^{※1}など。

ウ 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる影響）

人間による活動で、外来種や化学物質などが持ち込まれることによる生態系への影響など。

エ 第4の危機（地球環境の変化による影響）

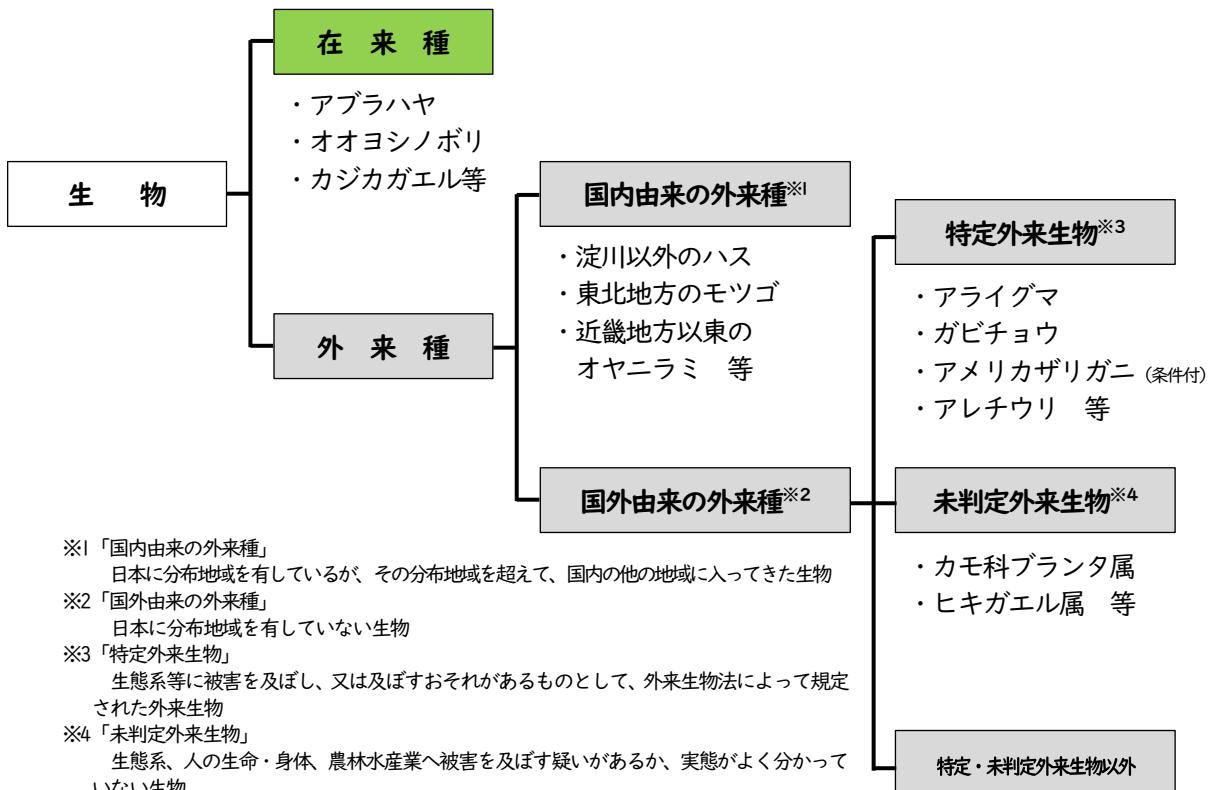
地球温暖化、極端な気象現象などの環境の変化により、それに適応できない生物や生息・生育場所の移動ができない生物への影響など。

※1 「里地里山の荒廃」

本市においても、里地里山の荒廃で、シカやイノシシ等の農作物への被害や、ヤマビルの生息地の拡大が問題とされています。

(4) 外来種

本来の分布地域に生息していた生物（在来種）に対し、人間の活動等により人為的に持ち込まれた生物を外来種としています。



アライグマ



ガビチョウ



アレチウリ

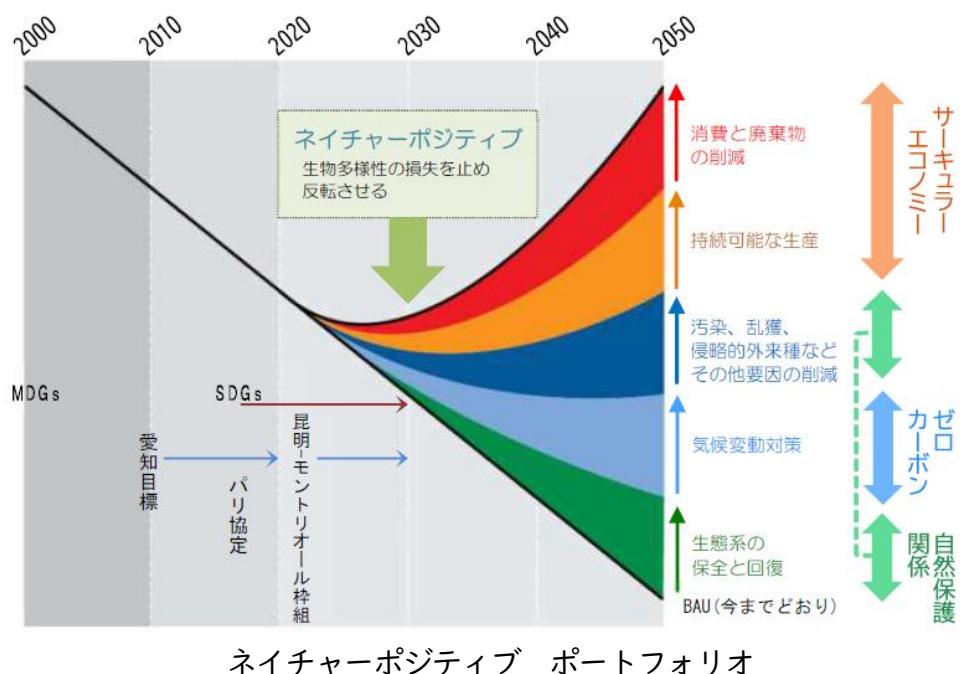
出典：環境省ホームページ「外来種写真集」

(5) ネイチャーポジティブ

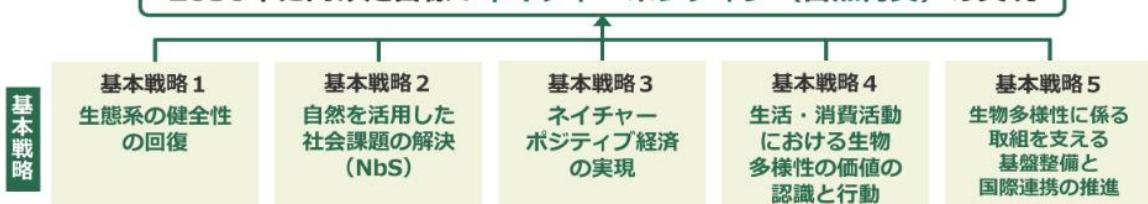
ア ネイチャーポジティブとは

ネイチャーポジティブとは日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを意味します。

令和4年(2022年)12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、生物多様性の新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で「2050年までに自然の完全な回復を達成する」という長期目標実現のため、「2020年を基準として2030年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させる」短期目標が設定されました。



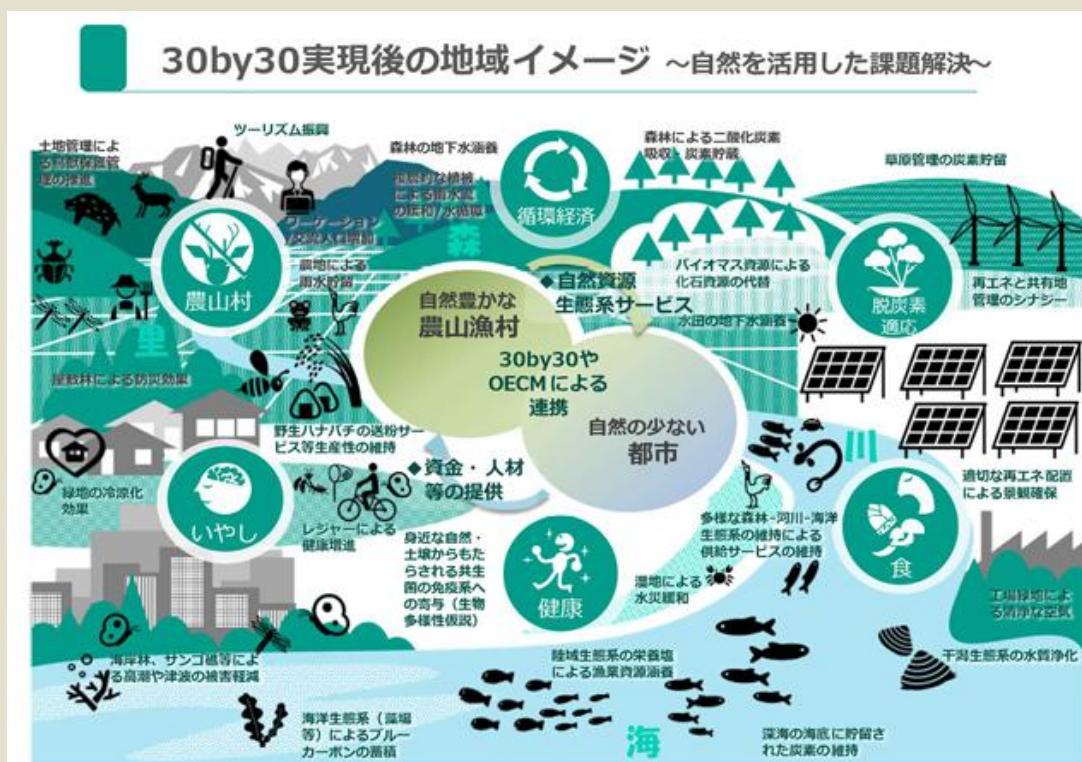
2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現



出典：J-GBF(2030生物多様性枠組実現日本会議)Webサイト「ネイチャーポジティブ宣言の呼びかけ」

ネイチャーポジティブ実現に向けた30by30ロードマップ

- 私たちの社会全体を支える生態系サービスは過去50年間で劣化しています。
- そのため、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」に向けた行動が急務となっています。
- そのような中、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を保全する(30by30)
目標が国際的に採択されました。(令和4年(2022年)12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」)
- 我が国での実現に向けて、国や地域、事業者そして一人ひとりの力を結集し、以下に取り組むロードマップが示されています。
 - ▶ 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上
 - ▶ OECM※の設定・管理(日本国内の100地域以上で認定)
- ※ Other effective area-based conservation measures の略で、国立公園等の保護地域以外で生物多様性保全に資する地域を言います。
- 地方公共団体においては、以下4点の取り組みが期待されています。
 - ▶ 保護地域やOECMの保全に貢献
 - ▶ 管理・所有地の自然共生サイトへの申請
 - ▶ 保護地域の拡張や管理の質の向上
 - ▶ OECMとして整理された地域の適切な管理



出典：環境省「生物多様性国家戦略 2023-2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」(令和5年(2023年)3月31日)を基に編集

イ 秦野市ネイチャーポジティブ宣言

秦野市は、水とみどりに育まれた豊かな自然環境を未来に引き継いでいくため、令和12年（2030年）を目標に生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すことを令和7年（2025年）4月1日に宣言しました。

秦野市ネイチャーポジティブ宣言

秦野市は、水とみどりに育まれた豊かな自然環境を未来に引き継いでいくため、2030年を目標に生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すことを宣言します。

1 みどりを知ろう

市民のみどりへの関心を深め、生物多様性の維持、回復、創出する行動に結びつく取り組みを進めます。

2 みどりを守ろう

多種多様な生物と私たちの生活を守り、豊かにするみどりを増進し、ゼロカーボンシティの実現を目指した取り組みを進めます。

3 みどりを創ろう

里地里山の整備をはじめ、生物が生息する自然と人が触れ合えるまちづくりを進めます。

4 みどりを生かそう

豊かな秦野名水とみどりを中心に、生態系サービスがもたらす恵みの享受を図り、秦野らしいまちづくりを進めます。

5 みどりと暮らそう

生物多様性の増進の取り組みを進めるため、活動をする人たちとの連携を強化し、地域のバイオマスを活用したみどりが循環するまちづくりを進めます。

秦野市ネイチャーポジティブキャラクター ネボたん

- 生物多様性を守り回復に転じるための活動をしている、ネイチャーポジティブ・レンジャー。
- 秦野の山の帽子、秦野名水の体、大地のブーツ、谷戸のアイドル・ホトケドジョウのしっぽを持った里山の妖精。
- 山の帽子は四季によって色が変わる、こともある。



第2章 みどりの現況及び課題

I 本市の概況

(1) みどりに関する自然的状況

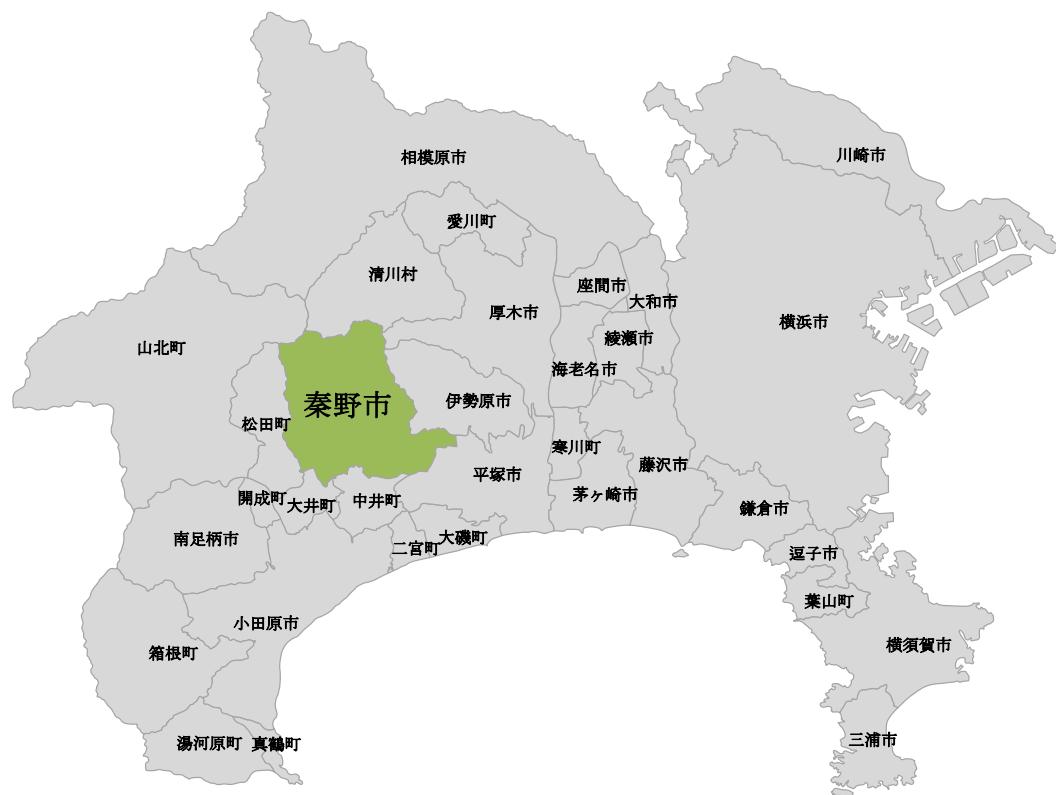
ア 自然

(ア) 地形

本市は、神奈川県央の西部に位置し、東西約 13.6 km、南北約 12.8 km、面積 103.76 km²で、市を中心部から新宿まで小田急電鉄により約 70 分、東名・新東名高速道路などの高規格幹線道路でも都心と直結した県央の中核都市の一つです。

本市の自然環境については、その地形に特徴が示されています。北方には標高 1,200m～1,400m の丹沢山地があり、南方には標高 200m ほどの渋沢丘陵が東西に走っています。中央の秦野盆地は、東西 6.5 km、南北 4 km の断層盆地で、北西から南西に傾斜し、海拔 80～350mあたりになだらかな広がりをみせて、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。

また、水無川・葛葉川・金目川・四十八瀬川は、丹沢の稜線に端を発し、丹沢山地からの多量の砂礫を運び込んで堆積させ、これにより複合扇状地を形成し、その上を厚く火山灰土が覆っています。



(1) 水系

本市の河川は、その盆地の中央部に水無川・葛葉川、東部に金目川、西部に四十八瀬川、盆地の南縁に沿って室川、弘法山の山裾を東に大根川が流れています。盆地の扇状地中央部を流れる水無川は、その名のとおり降水時以外は水量が少なく、特に冬の渴水期には、扇央部で流水が無くなることもあります。丹沢山地に降った雨水は扇頂より地下に浸透して地下水となり、帶水層の中をゆっくり流動しながら盆地南の扇端部で湧水群を形成しています。このような地形的特性から、秦野盆地は、盆地全体が「天然の水がめ」を形成し、約7億5千万トンの地下水があるといわれています。

(4) 地質

地質的には、新第三紀のグリーンタフ造山運動による緑色凝灰岩が山体を形成し、その上部を火山灰土が覆っています。緑色凝灰岩の層は丹沢層群と呼ばれ、安山岩や玄武岩質火山岩類よりなっています。これらの火成岩は地向斜運動による海成作用を通して形成され、暗緑色を呈することから緑色凝灰岩と呼ばれています。断層による陥没で形成された秦野盆地は、上部を厚く立川ローム層（関東ローム層）で覆われています。

(5) 気象

気候は、海洋性気候の影響を受け、降霜・降雪は少なく、太平洋側は温暖帯に属しており、年間の平均気温は16.0°C（平成26年（2014年）～令和6年（2024年）秦野市消防本部調べ）で比較的温暖です。また、盆地の北部では、山岳の影響を受けて盆地特有の雨や風の局地現象がみられることがあります。また、降雨は夏期多雨、冬期小雨型で、年間の平均降水量は1,704.4 mm（平成26年（2014年）～令和6年（2024年）秦野市消防本部調べ）となっています。

秦野市の地勢図



凡例

■ 行政界	■ 小田急電鉄小田原線	▲ 山
■ 市街化区域	■ 高速道路	■ 河川
■ 表丹沢県民の森	■ 計画中	
■ 都市公園	■ 国道246号	

イ みどりの現況

(ア) 丹沢山地

丹沢山地は、標高 800m付近を境として、上部はブナ帯、下部はシイ・カシ帯に分かれていますが、現在ではシイ・カシ帯の自然林はほとんど見られず、二次林やスギ・ヒノキの人工林が大半を占めています。

野生鳥獣は、本州産の獣類のほとんどが生息しています。鳥類は猛禽類や亜高山帯の野鳥など多種類が生息し、首都圏にあるにもかかわらず野生生物の宝庫といえます。

(イ) 里地里山

里地里山は、山間部と市街地の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、谷戸、草原等で構成される地域で、本市では、葉タバコ栽培に伴い創出され、市街地を取り囲むように存在します。コナラ・クヌギを中心とした二次林や湧水を利用した谷戸田等の水辺には、絶滅のおそれのある種（希少種）の多くが生息しています。

昭和 59 年（1984 年）に葉タバコ栽培が終焉したことにより、人の手が入らなくななり荒廃化が進みました。今日、里地里山の再生に向け、地元住民・NPO・ボランティア団体・企業と協働による事業展開をしています。

(ウ) 水辺

名水百選「秦野盆地湧水群」、関東大震災の際にできた自然湖である震生湖、古くから地域住民に親しまれている今泉湧水池などの地下水を水源とする水辺があります。これらの点的な緑地空間と、線的な緑地空間である市内 6 河川が、それぞれにビオトープの役割を担い、市街地を取り巻く面的な丹沢山地及び渋沢丘陵と連携し、「みどりネットワーク」を形成しています。

水辺緑地保全として、今泉湧水池とその周辺を「今泉名水桜公園」に整備しました。

(エ) 生物

住民団体等によるホタルの保全活動が盛んで、身近に観察できる生息地が市内に残っていることから、平成元年（1989 年）4 月にホタルの生息地が環境庁（現環境省）「ふるさといきものの里」として選定されました。

ホタルが生息できる水辺環境の保全のため、ホタル工法による用水路整備やホタルの生息できる公園「いまいすみほたる公園」の整備をしました。

また、秦野市みどり条例に基づき、希少な又は貴重な野生の生物が成育し、又は生息している水辺等を保護するため、「生き物の里」を 7箇所指定しています。

ウ 緑地の現況

(ア) 山の緑

山の緑や良好な景勝を保全するため、丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園や自然環境保全地域が指定されています。また、水源地域の私有地を対象として、水源かん養など森林の持つ公益機能の高い森林づくりを進める「かながわ水源の森林づくり事業」が県を中心に展開されています。

本市では、森林を50年かけて再生・整備し、さらに50年かけて健全に育成し完成された森林にしていく「はだの一世紀の森林づくり構想」を掲げ、かつて葉タバコ栽培の盛んな頃の管理された里山への再生に向け、地元住民等が中心となって取り組んでいます。また、森林整備と木材活用の持続可能な循環サイクルの構築を目標とした、森林・里山の活用アクションプランによる植樹・育樹・活樹を進めています。

(イ) 都市(まち)の緑

樹林保全地区・保存樹木の指定、生産緑地地区の指定を行い、市街地に残る貴重な緑の保全を図っています。また、かながわのナショナル・トラスト緑地第一号「葛葉緑地」は、保存契約による緑地保全のみならず、くずはの広場を拠点に緑化思想の普及啓発に活用しています。

街中の緑を創造するため、秦野市まちづくり条例に基づく緑化指導を行っています。

(ウ) 緑地状況

令和2年度（2020年度）都市計画基礎調査票を参考にした緑地の状況は、次のとおりです。なお、緑地の区分は下表に示すとおりです。

区分		内容	
緑地	山林	平坦地山林	傾斜度15度未満の山林
		傾斜地山林	傾斜度15度以上の山林
	草地	荒地	雑種地、裸地等（湿地、沼地等）
		河川敷	河川敷内の草地など
	その他	都市公園、ゴルフ場	
	農地	田	水田
		畑	畑・果樹園 みかん・くりなど
		耕作放棄地	当面耕作予定のない農地
水面		河川・水面・水路	

緑地

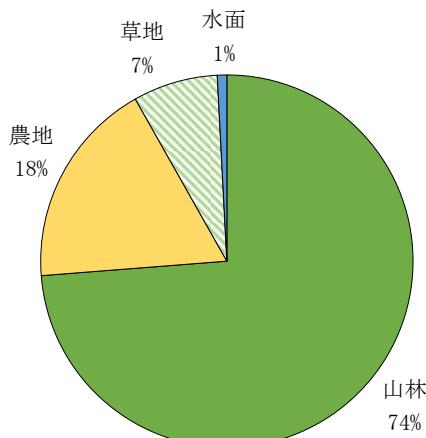
樹木や草など植物で被われている土地です。

緑地率

ある土地の地区面積に占める緑地の割合です。地域の緑の多少を表す指標として用いられます。

(イ) 市全域の緑地の状況

市全域の緑地面積は 7,428.8ha で、市全域の約 72% が緑地となっています。このうち山林面積が 5,479.3ha で緑地の約 74%、農地面積が 1,341.6ha で緑地の約 18% を占め、緑地の大部分が山林と農地で構成されています。



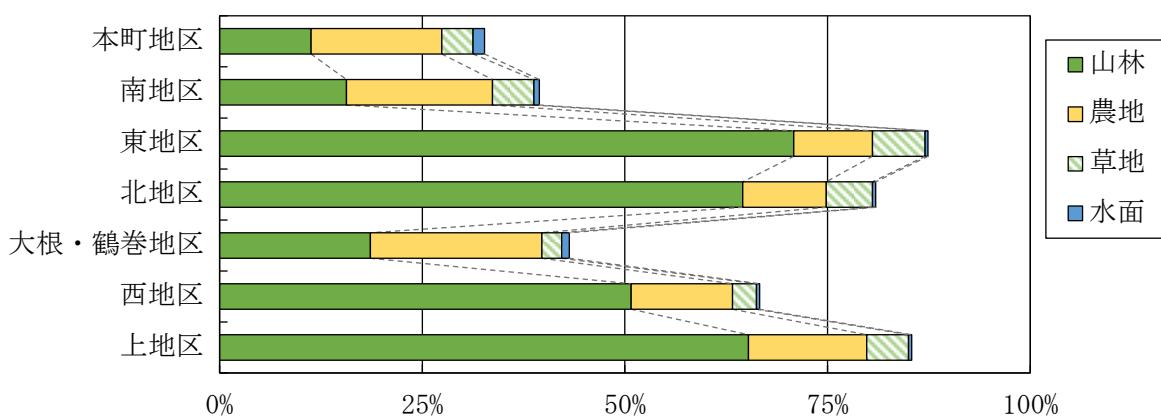
市全域の緑地の現況の内訳

※端数処理により合計が合わない場合があります。

※面積の値は令和2年度都市計画基礎調査結果の土地利用分類別面積の調査票によります。

(オ) 地区別の緑地

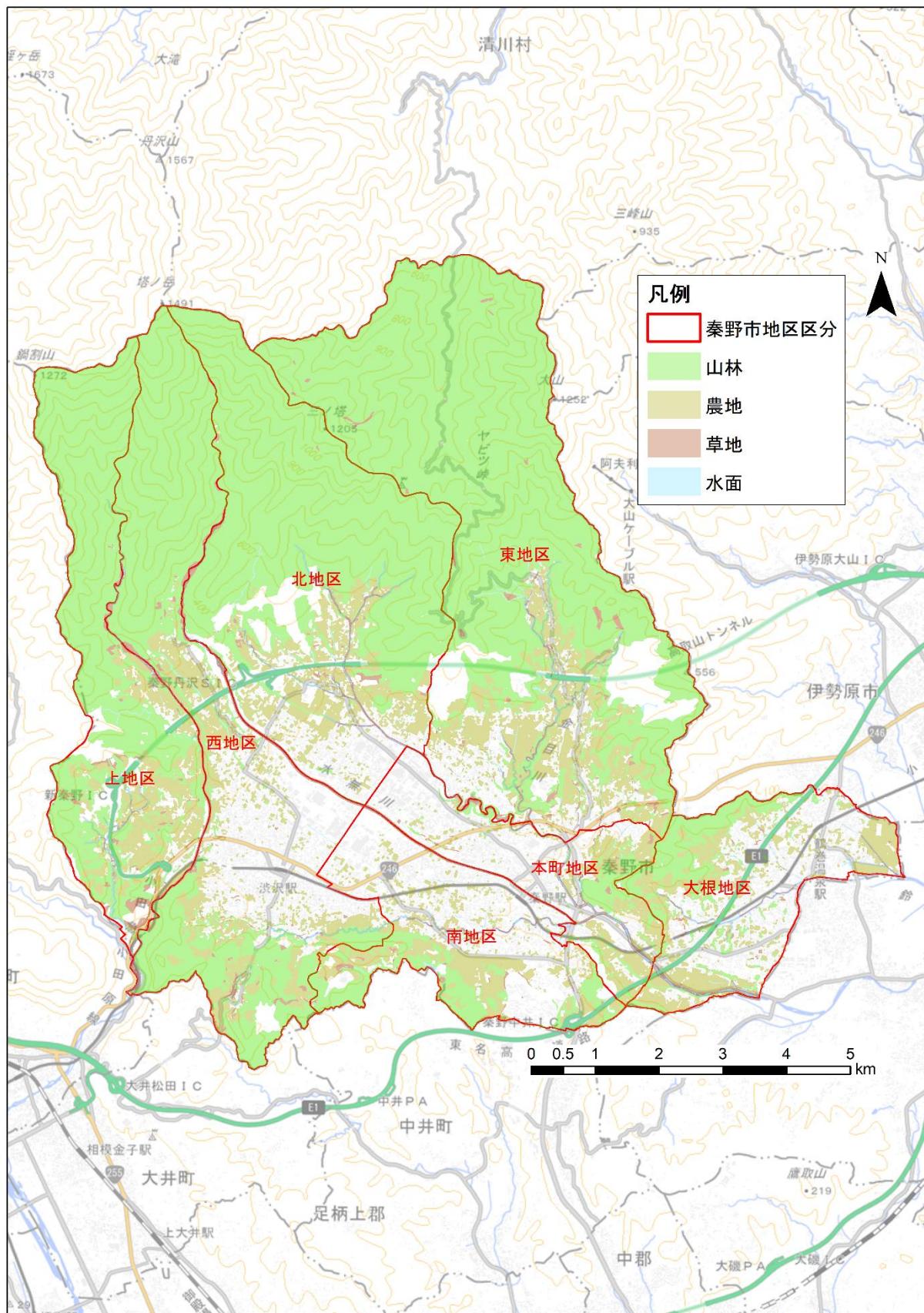
市街化の進んだ本町地区、南地区、大根・鶴巻地区では、農地の占める面積が山林よりも高くなっています。丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の区域を含む東地区、北地区、西地区、上地区では、緑地率が約 51% 以上と地区面積の半分以上を山林が占めています。



地区別の緑地の現況

※各地区的面積は「秦野市公共施設白書 令和4(2022)年度改訂版」に掲載の数値を使用しています。

※緑地の面積は令和2年度都市計画基礎調査結果のGIS上の面積を用いているため、市全域の面積の数値（土地利用分類別面積の調査票）とは一致しません。

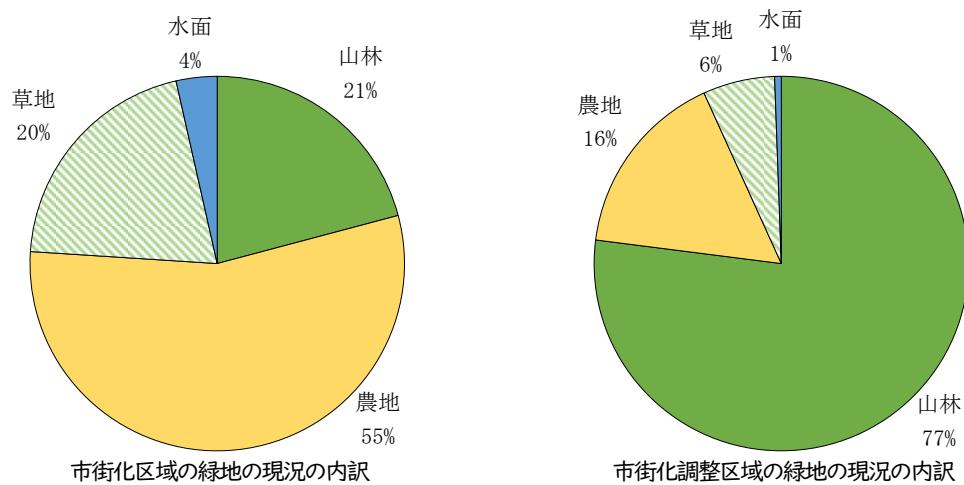


秦野市の緑地分布図（地区別）

(カ) 市街化区域・市街化調整区域の緑地

市街化区域の緑地面積は372.83ha、緑地率は約15%です。このうち、緑地の約55%が農地であり、市街化区域では農地が重要な緑地となっています。

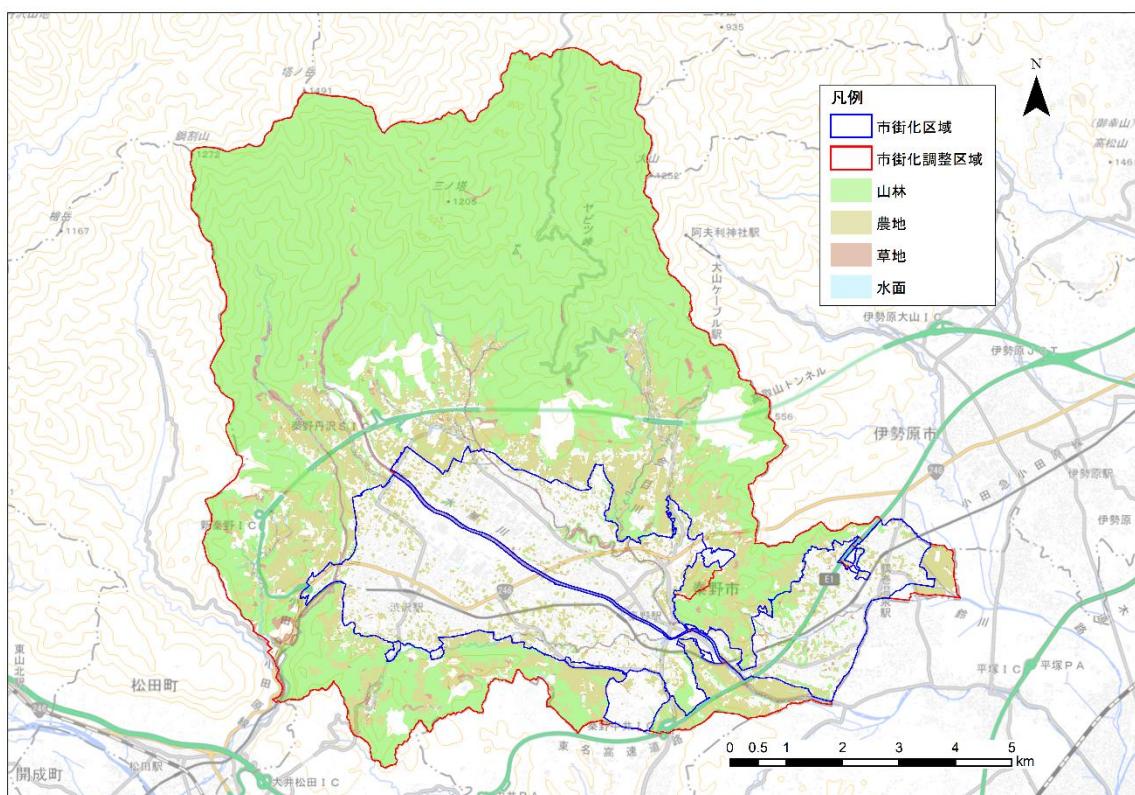
市街化調整区域の緑地面積は7,014.7ha、緑地率は約89%です。丹沢山地、渋沢丘陵などを含んでおり、緑地の約77%が山林です。



※端数処理により合計が合わない場合があります。

※市街化区域・市街化調整区域の面積は「はだの都市計画」（令和7年（2025年）3月）に掲載の令和6年（2024年）3月現在の数値を使用しています。

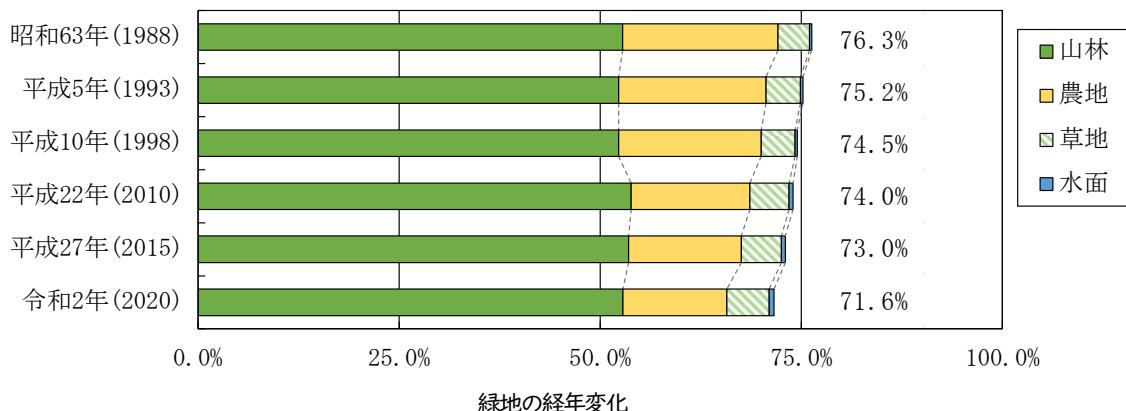
※緑地の面積は令和2年度（2020年度）都市計画基礎調査結果のGIS上の面積を用いているため、市全域の面積の数値（土地利用分類別面積の調査票）とは一致しません。



(‡) 緑地の経年変化^{※1}

前回調査（平成 27 年（2015 年））と比較すると、5 年間で市全域約 148.1ha、率にして約 1.4 ポイントの緑地が減少しています。

主な変化の内訳は、山林が約 74.3ha(0.7 ポイント)、農地が約 113.6ha(1.1 ポイント)減少しています。



^{※1} 「緑地の経年変化」

平成 10 年（1998 年）までは撮影空中写真、平成 22 年（2010 年）、平成 27 年（2015 年）、令和 2 年（2020 年）は都市計画基礎調査を参照

工 施設緑地

施設緑地とは、都市公園法に基づいた「都市公園」と「都市公園以外」に区分されます。都市公園には、基幹公園・特殊公園・大規模公園・都市緑地等があります。また、都市公園以外には、公共施設緑地・民間施設緑地があります。

(ア) 都市公園

本市の整備状況は、街区公園 183箇所、近隣公園 2箇所、地区公園 1箇所、運動公園 1箇所、風致公園 1箇所、歴史公園 1箇所、広域公園 1箇所、都市緑地 12箇所の合計 202箇所・106.03ha です。

名称		令和5年度（2023年度）					
		市街化区域		都市計画区域			
		箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
住区基幹公園	街区公園	176 (172)	15.07 (14.98)	1.02 (1.00)	183 (179)	15.28 (15.19)	0.95 (0.92)
	近隣公園	2 (2)	3.33 (3.33)	0.22 (0.22)	2 (2)	3.33 (3.33)	0.21 (0.20)
	地区公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	6.82 (6.82)	0.42 (0.41)
都市基幹公園	総合公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	運動公園	1 (1)	17.75 (17.75)	1.20 (1.18)	1 (1)	17.75 (17.75)	1.10 (1.08)
特殊公園	風致公園	1 (1)	0.66 (0.66)	0.04 (0.04)	1 (1)	0.66 (0.66)	0.04 (0.04)
	歴史公園	1 (1)	1.02 (1.02)	0.07 (0.07)	1 (1)	1.02 (1.02)	0.04 (0.06)
大規模公園	広域公園	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	36.10 (36.10)	2.25 (2.19)
都市緑地	都市緑地	11 (11)	14.40 (14.40)	0.97 (0.96)	12 (12)	25.05 (25.05)	1.56 (1.52)
合計		192 (188)	52.25 (52.16)	3.52 (3.48)	202 (198)	106.03 (105.94)	6.60 (6.42)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ ()内は、平成30年度(2018年度)の数値

※ 1人当たり面積の算出について、市街化区域人口は令和2年(2020年)都市計画基礎調査結果の148,468人を使用、
都市計画区域人口は令和6年(2024年)4月1日時点住民基本台帳人口160,674人を使用しています。

(1) 都市公園以外

本市の整備状況は、公共施設緑地が、その他公園 3箇所、その他緑地 10箇所、広場 6箇所、市民農園 49箇所、教育施設 36箇所、公共施設 34箇所、その他 10箇所の合計 148箇所・284.74ha です。

民間施設緑地が、環境創出行為によるプレイロット 135箇所、環境創出行為による緑地 579箇所、ゴルフ場 5箇所、その他 45箇所の合計 764箇所・353.63ha です。

名称		令和5年度（2023年度）					
		市街化区域			都市計画区域		
		箇所	面積(ha)	m ² /人	箇所	面積(ha)	m ² /人
公共施設緑地	その他公園	3 (3)	0.17 (0.17)	0.01 (0.01)	3 (3)	0.17 (0.17)	0.01 (0.01)
	その他緑地	8 (8)	1.86 (1.86)	0.13 (0.12)	10 (10)	2.20 (2.20)	0.14 (0.13)
	公共施設、 その他の広場	4 (4)	4.00 (4.00)	0.27 (0.27)	6 (6)	5.46 (5.46)	0.34 (0.33)
	市民農園	3 (3)	0.35 (0.35)	0.02 (0.03)	49 (49)	9.99 (9.99)	0.62 (0.61)
	教育施設	26 (27)	37.69 (38.24)	2.54 (2.55)	36 (36)	52.02 (52.58)	3.24 (3.19)
	公共施設	51 (46)	29.00 (29.18)	1.95 (1.95)	69 (54)	45.72 (45.90)	2.85 (2.78)
	その他	7 (7)	26.08 (25.93)	1.76 (1.74)	16 (10)	177.75 (176.49)	11.06 (10.77)
合計		102 (98)	99.15 (99.73)	6.68 (6.66)	189 (168)	293.31 (292.79)	18.25 (17.82)
民間施設緑地	環境創出行為 (プレイロット)	135 (129)	4.05 (3.83)	0.27 (0.26)	135 (129)	5.44 (4.86)	0.34 (0.29)
	環境創出行為 (緑地)	830 (731)	21.48 (18.75)	1.45 (1.25)	933 (756)	29.31 (23.31)	1.82 (1.41)
	ゴルフ場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	272.69 (272.69)	16.97 (16.53)
	その他	38 (38)	42.89 (47.12)	2.89 (3.14)	50 (47)	46.19 (64.41)	2.88 (3.88)
合計		1,003 (898)	68.42 (69.70)	4.61 (4.65)	1,123 (937)	353.63 (365.27)	22.01 (22.11)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成30年度(2018年度)の数値

※ 1人当たり面積の算出について、市街化区域人口は令和2年(2020年)都市計画基礎調査結果の148,468人を使用、都市計画区域人口は令和6年(2024年)4月1日時点住民基本台帳人口160,674人を使用しています。

才 地域制緑地

地域制緑地とは、法や条例等による規制により、良好な環境を保全する地域です。

(ア) 法によるもの

本市の状況は、生産緑地地区、自然公園（国定公園）、農業振興地域農用地区域、保安林区域、自然共生サイトの合計 8,433.99ha です。

名称	令和5年度（2023年度）				
	市街化区域		都市計画区域		
	面積 (ha)	m ² /人	面積 (ha)	m ² /人	
法によるもの	生産緑地地区 (生産緑地法)	91.10 (100.80)	6.14 (6.72)	91.10 (100.80)	5.67 (6.11)
	丹沢大山国定公園 (自然公園法)	0 (0)	0 (0)	3,938.00 (3,938.00)	245.09 (238.67)
	農業振興地域農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)	0 (0)	0 (0)	678.37 (715.58)	42.22 (43.37)
	保安林区域 (森林法)	— (—)	— (—)	3,715.00 (3,719.00)	231.21 (225.40)
	自然共生サイト (地域生物多様性増進法関連)	11.52 (0)	0.78 (0)	11.52 (0)	0.72 (0)
合計		102.62 (100.80)	6.14 (6.72)	8,433.99 (8,473.38)	524.19 (513.55)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成30年度（2018年度）の数値

※ 1人当たり面積の算出について、市街化区域人口は令和2年（2020年）都市計画基礎調査結果の148,468人を使用、都市計画区域人口は令和6年（2024年）4月1日時点住民基本台帳人口160,674人を使用しています。

(1) 条例等によるもの

本市の状況は、自然公園（県立自然公園）、自然環境保全地域、樹林保全地区、保存樹木、生垣の設置、生き物の里、かながわのナショナル・トラスト緑地の合計474.84haです。

名称	令和5年度（2023年度）			
	市街化区域		都市計画区域	
	面積 (ha)	m ² /人	面積 (ha)	m ² /人
条例等によるもの	県立丹沢大山自然公園 (県立自然公園条例)	7.90 (7.90)	0.53 (0.53)	290.00 (290.00)
	三廻部浅間山自然環境保全地域 (県自然環境保全条例)	0 (0)	0 (0)	47.10 (47.10)
	菩提向山自然環境保全地域 (県自然環境保全条例)	0 (0)	0 (0)	28.70 (28.70)
	田原・蓑毛自然環境保全地域 (県自然環境保全条例)	0 (0)	0 (0)	91.30 (91.30)
	樹林保全地区 (秦野市みどり条例)	9.27 (9.66)	0.62 (0.64)	9.27 (9.66)
	生垣の設置 (秦野市生垣設置奨励補助金交付要綱)	0 (15,089.4m)	0 (0.10)	0 (1.52m)
	生き物の里 (秦野市みどり条例)	0 (0)	0 (0)	2.86 (2.70)
	かながわの ナショナル・トラスト緑地	5.61 (5.64)	0.38 (0.38)	5.61 (5.64)
	合計	22.78 (23.20)	1.53 (1.55)	474.84 (475.10)
	保存樹木 (秦野市みどり条例)	30本 (29本)	— (—)	30本 (29本)

※ 端数処理により合計が合わない場合があります。

※ () 内は、平成30年度（2018年度）の数値

※ 平成29年度（2017年度）末に秦野市生垣設置奨励補助金廃止

※ 1人当たり面積の算出について、市街化区域人口は令和2年（2020年）都市計画基礎調査結果の148,468人を使用、都市計画区域人口は令和6年（2024年）4月1日時点住民基本台帳人口160,674人を使用しています。

カ 里山

標高 300m 未満の森林で、人の手を入れて積極的に保全再生する地域です。

(ア) 里山

本市の状況は、森林面積 5,426ha のうち、約 1,066ha です。

名称	面積 (ha)
針葉樹	289
広葉樹	743
竹	34
合計	1,066

(イ) 里山の保全再生整備

里山の保全再生整備は、山林所有者と市が協約を結び、事業者に委託して整備する「ふるさと里山整備事業」、事業者に委託し、森林施業の集約化を図り、持続可能な人工林の整備を行う「地域水源林長期施業受委託事業」及び、市と山林所有者とボランティア団体との3者で利用協定を結びボランティア団体が整備する「里山ふれあいの森づくり事業」があります。

名称	令和5年 (2023)
	整備面積 (ha)
ふるさと里山整備事業	7.70
地域水源林長期施業受委託事業	30.50
里山ふれあいの森づくり事業	31.95
合計	70.15

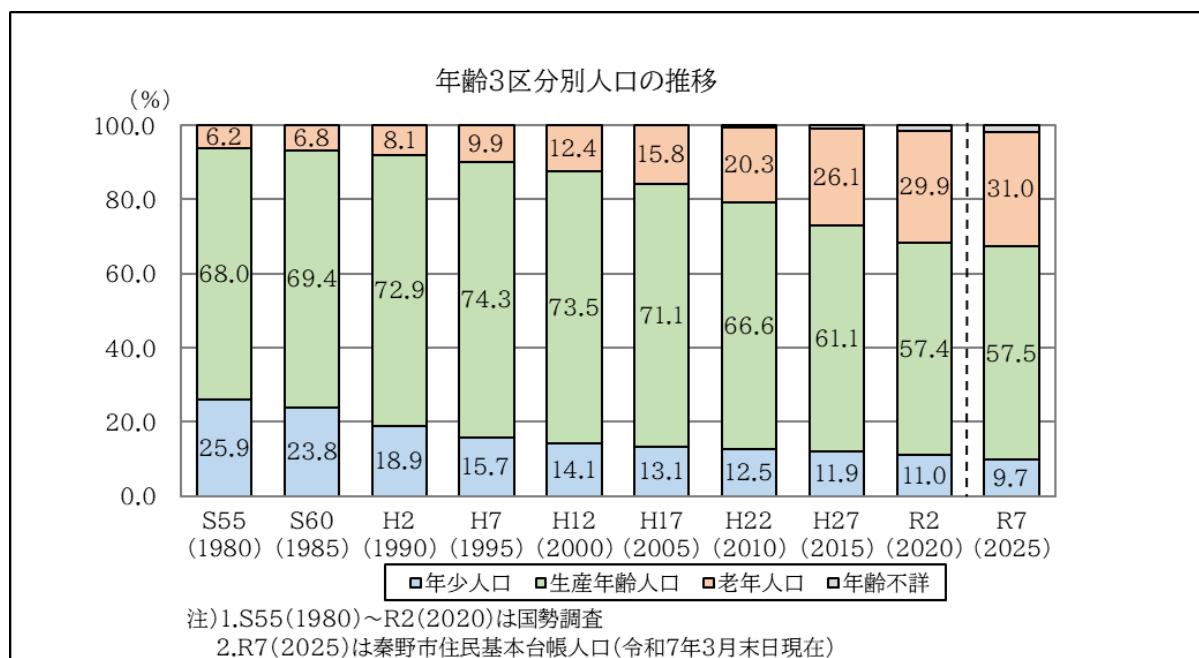
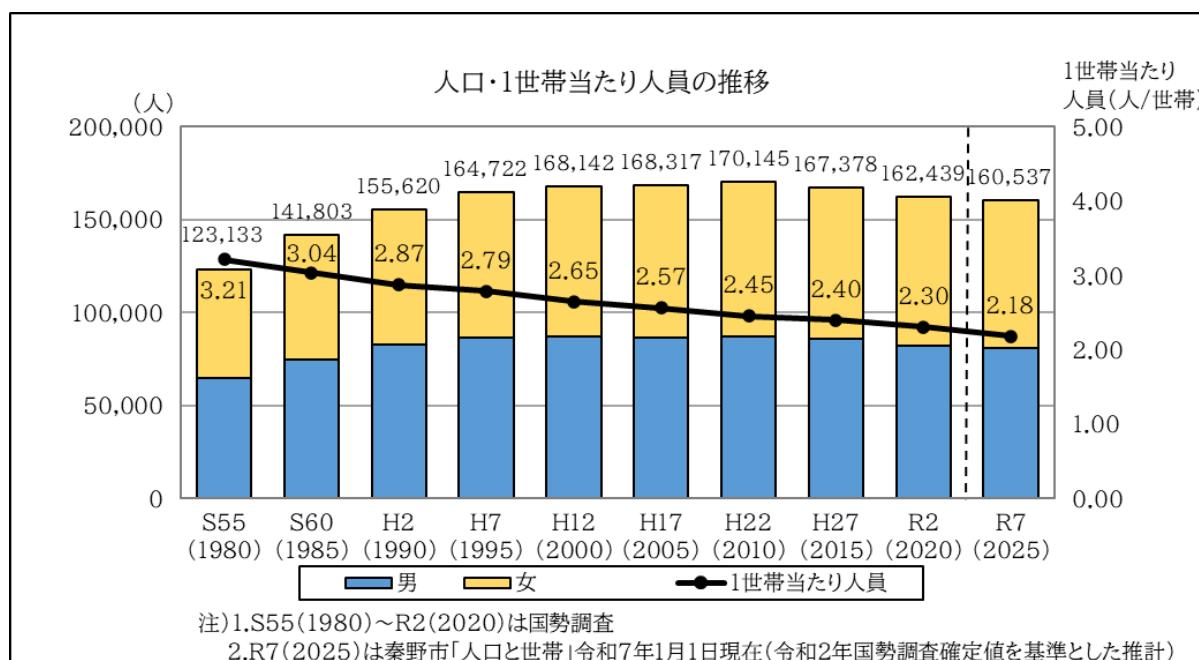
(2) みどりに関する社会的状況

ア 人口・世帯

本市の人口は、令和7年（2025年）1月1日時点で160,537人となっており、平成22年（2010年）の170,145人をピークに人口が減少しています。

1世帯当たりの人員は、昭和45年（1970年）に3.85人だったものが、令和7年（2025年）には2.18人と年々減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

総人口に対する老人人口（65歳以上）の割合は、令和7年（2025年）で31.0%となっており、約3人に1人が高齢者となっています。

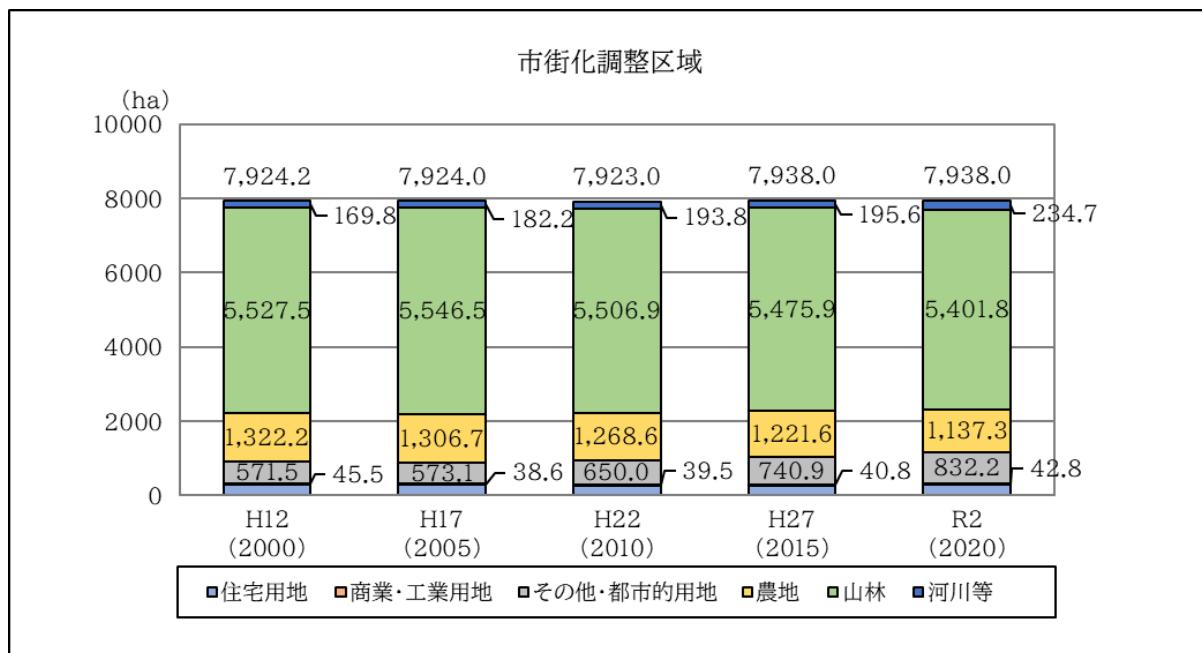
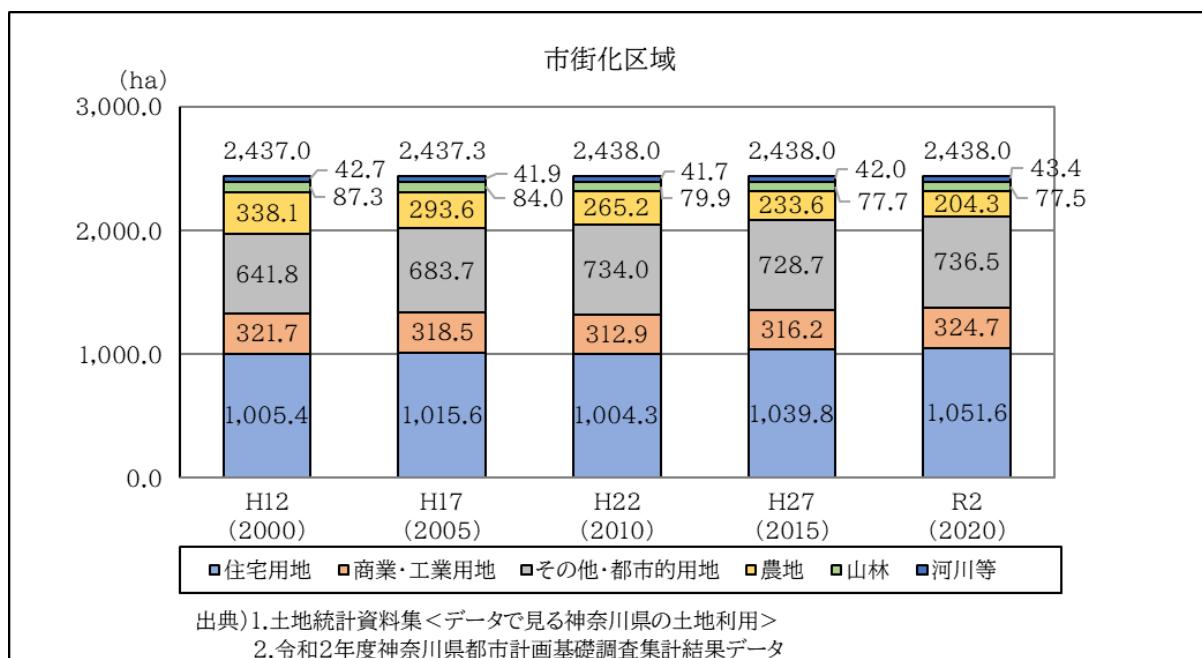


イ 土地利用

本市は、昭和30年（1955年）1月1日に市制を施行し、同年4月15日に大根村の一部を、昭和38年（1963年）1月1日に西秦野町をそれぞれ編入合併し、令和7年（2025年）1月1日に市制施行70周年を迎え、今日に至っています。

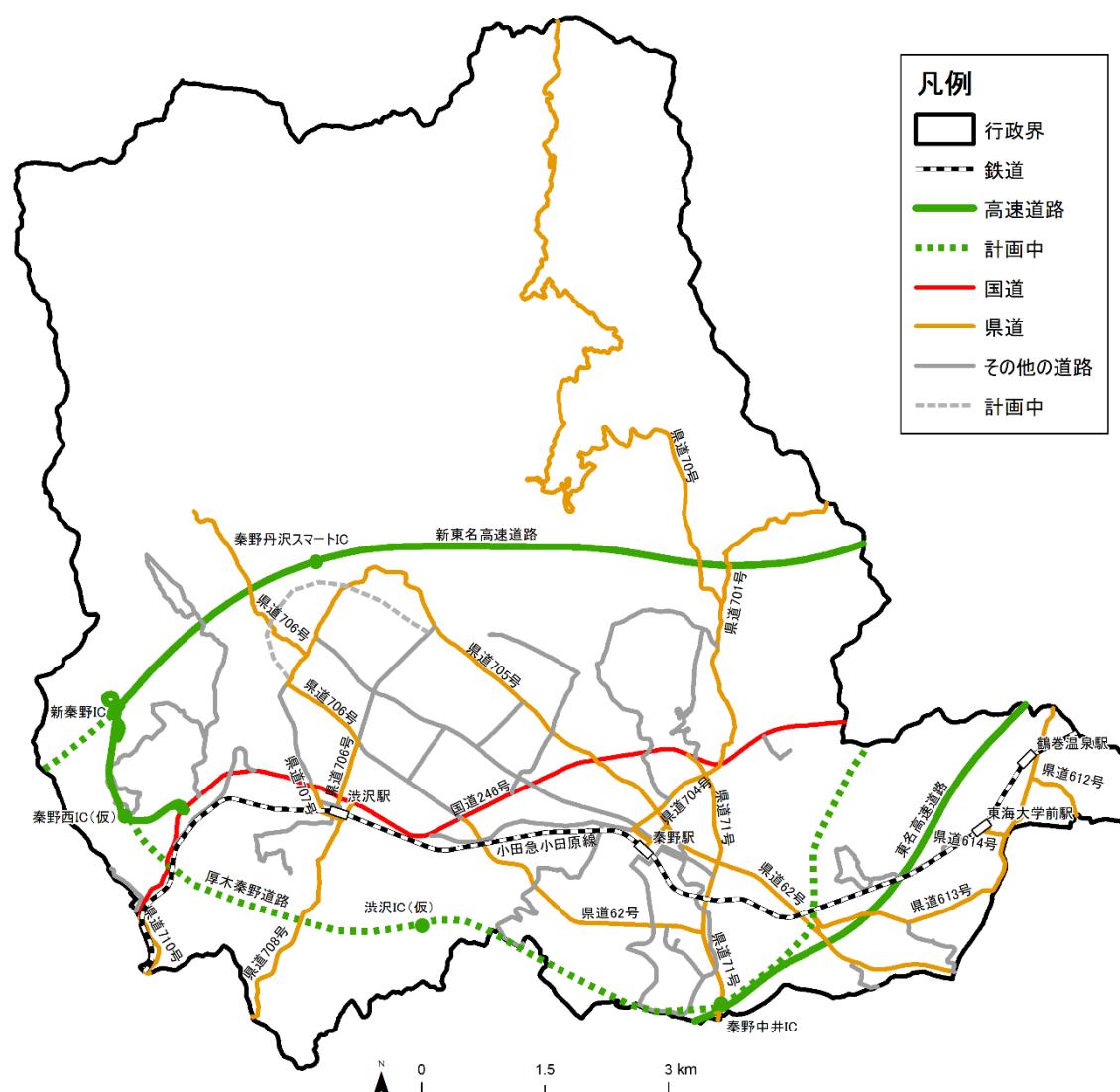
市街化状況は、盆地の中央で江戸時代から市が開かれて十日市場と呼ばれていた本町四ツ角を中心に集積し、小田急線の4駅を各々核として周辺地域に市街地が形成しています。一方、市街地の周辺には農地が広がり、市を取り囲む丹沢山地・渋沢丘陵に続いています。丹沢山地の自然環境は、自然公園法に基づく自然公園区域などにより保全されています。

このように、本市は都市の利便性と田園の自然性の両面が存在し、住宅地が自然に囲まれた都市環境にあります。



ウ 交通

令和4年（2022年）に海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまで新東名高速道路が開通し、広域交通の利便性が向上しました。また、新東名高速道路の新秦野 IC～新御殿場 IC 間、厚木秦野道路が事業進捗中であることから、今後更に広域的な幹線道路網が充実し、地域活性化や環境負荷の軽減、防災対策等の様々な面において利便性が向上するものと予測されます。



エ 上位関連計画における社会情勢

令和3（2021）年3月に秦野市みどりの基本計画を策定して以降、みどりを取り巻く国際情勢や国・県の動向、本市の上位・関連計画が下記のとおり変化してきました。

これからのみどりに関する取り組みのキーワードとして、地球温暖化対策（カーボンニュートラル）、気候変動・災害激甚化への対応（地域レジリエンス）、生物多様性への配慮（ネイチャーポジティブの実現）、グリーンインフラの活用等があげられます。

（ア）国際情勢又は国の動向

関係法令・関連計画等	策定及び改定年月	概要
地球温暖化対策計画	令和3年10月	○2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるための対策・施策を記載
生物多様性国家戦略 2023-2030	令和5年3月	○新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略 ○2030年に陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成、ネイチャーポジティブの実現を目指した国家戦略
気候変動適応計画	令和5年5月	○防災、安全保障、農業、健康等の幅広い分野で適応策の拡充 ○気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するための対策・施策を記載
グリーンインフラ推進戦略2023	令和5年9月	○「自然と共生する社会」の実現に向け、あらゆる場面・分野において自然環境の持つ多様な機能を活用し、様々な社会課題の解決するための戦略
持続可能な開発目標（SDGs）実施指針	令和5年12月	○2030年の国内外でのSDGs達成を目指す ○我が国が直面する人口減少や少子高齢化に対し、持続可能な発展と繁栄の観点からSDGsの取り組みを強化・加速させる実施指針
第六次環境基本計画	令和6年5月	○環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップを示す ○「Well-being／高い生活の質」の実現を目指す ○環境負荷の総量削減と良好な環境の創出等
都市緑地法の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）	令和6年11月 施行	○都市の緑地を質・量の両面で確保し、良好な都市環境を実現するため改正 ○国主導による戦略的な都市緑地の確保、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み等を強化する ○優良緑地確保計画認定制度（「TSUNAGツナグ」）等の新たな制度運用を開始予定
都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（通称「緑の基本方針」）	令和6年12月 施行	○都市緑地法の改正を受け、国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定 ○緑地の保全及び緑化の推進の目標として「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」、「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現

関係法令・関連計画等	策定及び改定年月	概要
		した都市」、「Well-being が実感できる水と緑豊かな都市」を設定
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 (通称「地域生物多様性増進法」)	令和7年4月 施行	○地域における生物の多様性の増進のための活動を促進することを目的とする法律 ○企業等が地域において生物多様性増進活動を行おうとする際の「増進活動実施計画」の認定、市町村が地域の多様な主体と連携する「連携増進活動実施計画」の認定、「生物多様性維持協定」締結制度の創設等を行い、地域における長期的・安定的な活動を可能とする方針を示す

(1) 県の動向

関連計画等	策定及び改定年月	概要
かながわ都市マスター プラン	令和3年3月	○都市環境と自然的環境がともに調和し、自然や地形などを考慮して水やみどりの適切な保全と活用、地域の実情に応じた土地利用と地域資源や既存ストックの有効活用を目指す
新かながわグランド デザイン	令和6年3月	○「いのち輝くマグネット神奈川」の実現 ○県民一人ひとりのいのちを輝かせるとともに、人やものを引きつける魅力を持った神奈川の実現をめざす ○多くの人が訪れ、にぎわう湘南のなぎさや丹沢大山など美しい自然環境、歴史・文化に恵まれた湘南地域の価値や魅力を生かして、定住人口の維持や交流人口の増加に取り組む
かながわ生物多様性計画 2024-2030	令和6年3月	○生物多様性の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえ、改定 ○地域の特性に応じた生物多様性の保全、生物多様性の理解と保全行動の促進を図る
神奈川県環境基本計画	令和6年3月	○深刻化する気候変動の影響や生物多様性の損失といった危機に対応し、持続可能な社会を形成していくため、改定 ○経済・社会・環境のバランスがとれた社会を目指し、統合的な課題解決を目指す
神奈川県地球温暖化対策 計画	令和6年3月	○脱炭素社会の実現に向けた基本的な考え方や各種目標、施策体系などについて改定 ○2050年脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現に加え、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減することを目指す

(ウ) 市の上位・関連計画

関連計画等	策定及び改定年月	概要
はだの一世紀の森林づくり構想	平成 20 年 5 月	○森林を市民共有の財産としてとらえ、50 年かけて森林整備を推進して荒廃林を解消し、その後 50 年は森林を適正に維持管理することによって 100 年後には市内の森林を再生することを目指す
表丹沢魅力づくり構想	令和 2 年 9 月	○表丹沢一帯にある様々な分野の資源を磨き、つなげ、新たに触れる機会を増やすことで、市民には表丹沢の魅力を再認識していただき、愛着や誇り（シビックプライド）の醸成につなげる ○表丹沢の本物の魅力を効果的な方法で発信することで、市外から多くの方に 2 度、3 度と訪れていただき、第 2 のふるさととしての関係性を築くことを目指す。
ゼロカーボンシティ表明	令和 3 年 2 月	○2050 年の脱炭素社会の実現に向けて、「ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明 ○秦野市の普遍的財産である「水とみどり」を未来へ引き継ぐことができるよう、二酸化炭素の排出を抑制する「緩和策」と温暖化による気候変動の影響を回避する「適応策」との両輪による取り組みを進める
秦野市総合計画（はだの 2030 プラン）	令和 3 年 3 月	○都市像「水とみどりに育まれ 誰もが輝く暮らしよい都市（まち）」の実現に向け、5 つの基本目標を柱に施策を展開 ○人口規模の想定として、令和 12 年（2030 年）157,000 人を設定 ○基本目標 3「名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくりでは、環境と共生する快適な暮らしの確保、地域特性を生かした都市農業の振興、持続可能な森林整備と里山林の保全を政策として掲げる
秦野市都市マスター プラン	令和 3 年 3 月	○都市の持続可能性の確保、広域的交通環境への対応、自然環境の保全、安全・安心・快適性の確保、景観に配慮したまちづくりを進める ○本市のシンボルである水無川及びその周辺は、自然環境とのふれあいや良好な交通環境を創出する「水とみどりのふれあい軸」として位置付ける
秦野市地下水総合保全 管理計画	令和 3 年 3 月	○名水百選「秦野盆地湧水群」を育み、「市民共有の財産」として、使い・守り・育て・伝えていくことを目的とする ○「秦野水循環モデル」のもと地下水をマネジメントし、「秦野名水名人」の仕組みを加え、市民や事業者との協働による取り組みを充実して策定
秦野市地球温暖化対策 実行計画	令和 4 年 3 月	○2050 年に市域全体の二酸化炭素排出実質ゼロ【ゼロカーボンシティ】の実現を目指す ○気候変動に対する対応を図り、地球温暖化対策を緩和と適応の両面から取り組むための計画

関連計画等	策定及び改定年月	概要
第3次秦野市環境基本計画	令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域循環共生圏の構築」を重点戦略に位置付け、さらに、環境課題を横断的に捉える「はぐくむ・そなえる・つなげる」の視点により、持続可能な施策を進める ○里山山地の保全、水源かん養、生物多様性の保全再生、森林セラピーのような新たな利活用方法の模索 ○地下水を市民共有の財産である資源とした管理を図る ○農地の減少及び担い手不足による荒廃農地の増加への対応、農地の集積・集約化を図り、既存農地の有効活用と保全 ○市街地の緑地や生き物の里の環境維持に努め、生物調査の実施や外来種の駆除推進等、生物多様性を地域資源とする持続可能な利用を推進
秦野市地域防災計画	令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○公園、緑地は、火災時における延焼遮断効果とともに市民の安全を確保するための避難地等として有効に機能するため、緑の基本計画を基調に適正な配置に努める
秦野市森林整備計画	令和5年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○本市における森林・林業の現状と課題を踏まえた施策の方向性などを加え、秦野のかけがえのない森林の管理・保全について、基本方針を定める ○「森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり」、「森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり」、「森林とのふれあいと市民参加の森林づくり」の3つの視点から基本施策を定め、森林づくりを進める
秦野市景観形成基本計画	令和5年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○秦野の景観資源である表丹沢の「山並み景観」をはじめ、「里山・田園景観」「水辺景観」「歴史・文化の景観」「街の景観」等に関して、引き続き良好な景観を守りながら更なる魅力を発信し、誇りと愛着ある景観まちづくりを推進
ネイチャーポジティブ宣言	令和7年4月	<ul style="list-style-type: none"> ○水とみどりに育まれた豊かな自然環境を未来に引き継いでいくため、2030年を目標に生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すことを宣言
秦野市立地適正化計画	令和8年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域内に、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を設定するとともに、生活の利便性が高い「コンパクトなまちづくり」の指針 ○長期的な視点のもと、国の施策等を活用して都市機能や居住を一定のエリアに誘導し、将来にわたり都市機能の維持を図る
渋沢丘陵周辺土地利用構想	令和8年度予定	<ul style="list-style-type: none"> ○渋沢丘陵周辺地域の豊かな自然環境の保全と地域の持続的な発展を両立させるため、246バイパスの開通を見据え、豊かな自然と調和した交流とにぎわいのある地域づくりを目指すもの

(3) 生き物に関する状況

ア 生き物の里

本市では、「秦野市みどり条例」に基づき、希少な、または貴重な野生の生き物が生育、又は生息している谷戸田や湧水地を「生き物の里」として指定しています。

現在、「生き物の里」は下表の7箇所が指定されています。生き物の里の管理運営は地域住民が担っており、ビオトープの維持など、それぞれの地域に適した生物多様性の環境づくりが進められています。

指定番号	指定地域	指定時期	面積	生息している主な生き物
1	柳川	平成14年3月	6,118 m ²	ホトケドジョウ・アカハライモリ・シュレーゲルアオガエル・ゲンジボタル
2	渋沢	平成16年4月	3,255 m ²	ホトケドジョウ・アズマヒキガエル・ヘイケボタル
3	峠	平成18年7月	2,639 m ²	ホトケドジョウ・デンジソウ・アカガエル・オニヤンマ
4	名古木	平成19年8月	1,211 m ²	ホトケドジョウ・アカハライモリ
5	千村	平成23年4月	6,919 m ²	ホトケドジョウ・アカハライモリ
6	深沢	平成23年4月	7,088 m ²	ホトケドジョウ・アカハライモリ
7	尾尻	令和6年3月	1,321 m ²	ホトケドジョウ・ヤマトヌマエビ・アブラハヤ



イ 生き物の現況調査

人間の活動や環境の変化により、生物多様性が失われつつあります。貴重な生物多様性を保全するためには、私たちを取り巻く環境の中で、どのような生物が生息しているのか、その現状を把握する必要があります。本市では、市内の代表的な生き物の生育・生息状況を確認するための生物調査を定期的に実施しています。

地域環境を代表する指標種^{※1}は、現状を把握するための「ものさし」として活用することができます。今回実施した生物調査では、平成 22 年(2010 年)に実施した生物調査^{※2}を参考に指標種や調査地を選定しました。

生物調査の結果は、過年度の調査結果と比較することで、市内の環境保全や変化状況を把握し、今後の施策検討における基礎材料にすることを目的としています。

(ア) 調査方法

2 年間をワンサイクルとしてルートセンサス法^{※3}により以下の方法で調査を実施し、指標種の有無を記録しました。

a 調査地点

市内を代表する自然環境を 3 つに区分し、各地点での調査を実施

A 市内 6 地区の水田・雑木林：26 箇所（水田 12 箇所、雑木林 14 箇所）の植物・動物

B 市街化地区の公園、神社：10 箇所（公園 6 箇所、神社 4 箇所）の水田及び雑木林の植物・動物

C 河川：15 箇所（大根川、金目川、葛葉川、四十八瀬川、水無川、室川）

b 調査期間

令和 5 年（2023 年）4 月から令和 7 年（2025 年）3 月まで

※季節や昼夜など条件を変えて複数回以上実施

c 確認方法

- ・ 指標植物の調査は、植物が確認できる時期を見計らい 1 年で 2 回の調査を実施。水田の場合は稻作が行われている場合があるため、稻に影響が出ないよう、畦からのぞき込み調査を行う。
- ・ 指標動物の調査は、植物同様 1 年で 2 回の調査を実施。タモ網、捕虫網を用いての捕獲調査や飛翔個体の目視や鳴き声を頼りに調査を実施。

※1 「指標種」

秦野市生物多様性地域連携保全活動指針の指標種（平成 22 年（2010 年）4 月）を参考に、雑木林、水田でそれぞれ 25 種選定し、指標種とは別に外来種・要注意種も確認項目に加えました。河川の指標種については、相模川及び酒匂川水系で 5 年毎に実施されている神奈川県民参加型調査の動植物 57 種にアメリカザリガニ、ウシガエルなどの外来種を追加しました。

※2 「平成 22 年（2010 年）に実施した生物調査」

秦野市自然環境調査報告書（環境保全活動拠点 19 箇所の結果報告）

※3 「ルートセンサス法」

あらかじめ決めたルートに沿って、動植物の調査をする方法。

(参考) 調査地点一覧



<水田及び雑木林の調査場所>

No.	水田 No.	雑木林 No.	調査地名	備考（調査場所）
1	1		菩提 :わさびや茶園下流水田	水田植物、水田動物
2	2		東田原1:田原ふるさと公園	水田植物、水田動物
3	3		名古木1:NP0ドン会活動拠点	水田植物、水田動物
4	4		名古木2:道栄塚、窪地の湿地、放棄水田	水田植物、水田動物
5	5		柳川1 :柳川生き物の里	水田植物、水田動物
6	6		堀西 :才戸橋から甘柿橋間の水田(ヤマモゴルフガーデン東)	水田植物、水田動物
7	7		千村 :若竹の泉付近の水田	水田植物、水田動物
8	8		渋沢1 :渋沢生き物の里	水田植物、水田動物
9	9		今泉1 :震生湖、秦野の雑木林を守る会管理地	水田植物、水田動物
10	10		今泉2 :小藤川勇水地	水田植物、水田動物
11	11		北矢名1:南蛇久保、弘法山南傾斜、水田	水田植物、水田動物
12	12		鶴巻 :水田、舞台	水田植物、水田動物
13		1	横野 :萩山林道沿い、林道入り口付近、戸川公園	雑木林植物、雑木林動物
14		2	東田原2:東京電力パワーグリッド新秦野変電所周囲の雑木林	雑木林植物、雑木林動物
15		3	羽根 :羽根林道、アイエオサークル管理地	雑木林植物、雑木林動物
16		4	名古木1:NP0ドン会活動拠点	雑木林植物、雑木林動物
17		5	蓑毛 :蓑毛自然観察の森	雑木林植物、雑木林動物
18		6	名古木3:名古木里山を守る会活動拠点 第一里山	雑木林植物、雑木林動物
19		7	柳川2 :上公民館から太平洋ゴルフクラブ入り口の雑木林	雑木林植物、雑木林動物
20		8	渋沢2 :頭高山付近、渋沢小学校学習林	雑木林植物、雑木林動物
21		9	渋沢1 :渋沢生き物の里	雑木林植物、雑木林動物
22		10	今泉1 :震生湖、秦野の雑木林を守る会管理地	雑木林植物、雑木林動物
23		11	南が丘 :立野緑地	雑木林植物、雑木林動物
24		12	上大槻 :菅原神社	雑木林植物、雑木林動物
25		13	曾屋1 :弘法山馬場道北斜面綿羊の里付近	雑木林植物、雑木林動物
26		14	曾屋2 :弘法山公園入口から浅間山駐車場までのハイキングコース	雑木林植物、雑木林動物

<公園・神社の調査場所>

No.	公園 No.	神社 No.	調査地名	備考（調査場所）
1	1		公園1 :カルチャーパーク運動公園	水田植物、水田動物、雑木林植物、雑木林動物
2	2		公園2 :曾屋公園(旧 曾屋配水場)	水田植物、水田動物、雑木林植物、雑木林動物
3	3		公園3 :今泉あらい湧水公園	水田植物、水田動物、雑木林植物、雑木林動物
4	4		公園4 :今泉名水桜公園	水田植物、水田動物、雑木林植物、雑木林動物
5	5		公園5 :いまいづみほたる公園	水田植物、水田動物、雑木林植物、雑木林動物
6	6		公園6 :おおね公園	水田植物、水田動物、雑木林植物、雑木林動物
7		1	神社1 :出雲大社相模分祠	水田植物、水田動物、雑木林植物、雑木林動物
8		2	神社2 :曾屋神社	水田植物、水田動物、雑木林植物、雑木林動物
9		3	神社3 :白笹稻荷神社	水田植物、水田動物、雑木林植物、雑木林動物
10		4	神社4 :健速神社	雑木林植物、雑木林動物

<河川の調査場所>

No.	調査地名	No.	調査地名
1	大根川①大根公園	9	四十八瀬川中流
2	大根川②オレンジヒル自治会	10	四十八瀬川②県民の森
3	金目川①南平橋	11	水無川①平和橋
4	金目川②みのげキャンプ場	12	水無川②人道橋
5	金目川中流	13	水無川③山の神
6	葛葉川(四山橋)	14	室川①新常盤橋
7	葛葉川下流	15	室川②若竹の泉
8	四十八瀬川①河内橋		

(参考) 指標種一覧

(水田・雑木林の指標種一覧)

No.	指標種			
	水田		雑木林	
	植物	動物	植物	動物
1	オモダカ	ヤマアカガエル	カンアオイ類	アオスジアゲハ
2	ヘラオモダカ	ニホンアカガエル	ヒトリシズカ	モンキアゲハ
3	ミズオオバコ	トウキョウダルマガエル	フタリシズカ	ジャコウアゲハ
4	ヒガンバナ	シュレーゲルアオガエル	テンナンショウ類	オオムラサキ
5	ガマ類	ツチガエル	ホウチャクソウ	キマラダヒカゲ類
6	コナギ	ニホンイモリ	ホトトギス	クロコノマチョウ
7	タガラシ	ドジョウ	ヤマユリ	ハラビロカマキリ
8	キツネノボタン類	ホトケドジョウ	キンラン	フキバッタ類
9	フレモコウ	タイコウチ	ギンラン	ハヤシノウマオイ
10	アカバナ	ミズカマキリ	エビネ	クツワムシ
11	チョウジタデ	ヒメアメンボ	シュンラン	エゾツユムシ
12	ミゾソバ類	シマアメンボ	オオバギボウシ	マツムシ
13	サクラタデ類	オニヤンマ	ヤブラン	ナナフシ類
14	ミミナグサ	ハグロトンボ	ニリンソウ	アブラゼミ
15	ノミノフスマ	シオカラトンボ	タチツボスミレ	ミンミンゼミ
16	ツリフネソウ	ゲンジボタル	ヤブコウジ	ヒグラシ
17	ムラサキサギゴケ	ヘイケボタル	イカリソウ	ハンミョウ
18	ミゾホオズキ	ガムシ	イチヤクソウ	オオヒラタシデムシ
19	ツリガネニンジン	シマゲンゴロウ	リンドウ	カブトムシ
20	ミゾカクシ	サワガニ	ヤマルリソウ	クロカナブン
21	ノアザミ	マルタニシ	アキノタムラソウ	ヤマトタマムシ
22	コオニタビラコ	カワニナ	キッコウハグマ	スズメバチ類
23	カントウヨメナ	サギ類	オケラ	カラ類
24	タウコギ	シギ・チドリ類	ヤブレガサ	キツツキ類
25	セリ	カヤネズミ	シラヤマギク	タヌ・アナグマの痕跡
外来種	セリバヒエンソウ	ウシガエル	ナガミヒナゲシ	アカボシゴマダラ
	オオフサモ	カダヤシ	セリバヒエンソウ	アオマツムシ
	アレチヌスピトハギ	アメリカザリガニ	アレチヌスピトハギ	クマゼミ
	オランダガラシ	サカマキガイ	マルバフジバカマ	ムネアカハラビロカマキリ
	オオキンケイギク	スクミリンゴガイ	オオキンケイギク	ガビチョウ
その他				ヤマビル

(河川の指標種一覧)

No.	指標種	No.	指標種	No.	指標種
1	ナミウズムシ	24	シマドジョウ	47	カワラハハコ
2	カワニナ	25	ヤマメ・アマゴ	48	カワラヨモギ
3	サワガニ	26	カマキリ	49	カワラケツメイ
4	ヒラタカゲロウの仲間	27	カジカ	50	セリ
5	モンカゲロウの仲間	28	ボウズハゼ	51	カワセミ
6	カワゲラの仲間	29	ウキゴリ	52	カワガラス
7	コオニヤンマ	30	ヨシノボリの仲間	53	カワウ
8	オニヤンマ	31	シマヨシノボリ	54	サギ類
9	ムカシトンボ	32	エビモ	55	キセキレイ
10	ヘビトンボの仲間	33	ササバモ	56	カジカガエル
11	シマトビケラの仲間	34	ホザキノフサモ	57	タゴガエル
12	ヒゲナガカワトビゲラの仲間	35	ススキ		オオカナダモ
13	ナガレトビケラの仲間	36	オギ		コカナダモ
14	カクツツトビケラの仲間	37	ヨシ		ハリエンジュ
15	アミカの仲間	38	ツルヨシ		シナダレスズメガヤ
16	ゲンジボタル	39	クサヨシ		アレチウリ
17	イシビルの仲間	40	マコモ		オオフサモ
18	ミズムシ	41	ヤナギ類		アメリカザリガニ
19	テナガエビ・スジエビの仲間	42	オオイヌタデ		ウシガエル
20	ヌマエビの仲間	43	ミゾソバ		オオカワチシャ
21	アブラハヤ	44	フサザクラ		ミシシッピアカミミガメ
22	ウグイ	45	ヒメレンゲ		
23	カマツカ	46	タコノアシ		

(1) 調査の結果概要

令和5年（2023年）4月から令和7年（2025年）3月までの調査結果の概要は次のとおりです。

		調査地点別での傾向	環境類型全体の傾向	外来種の傾向	
公園 神社	雜木林	植物	<ul style="list-style-type: none"> 神社4【健速神社】において5種ほどが近年確認されなくなっている。 神社2【曾屋神社】において、キンランが確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> テンナンショウ類、ホウチャクソウ、ヤブラン等が確認されなくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ナガミヒナゲシ、アレチヌスピトハギが確認されている。
		動物	<ul style="list-style-type: none"> 神社1【出雲大社相模分祠】、神社2【曾屋神社】において4種ほどが近年確認されなくなっている。 神社3【白笹稻荷神社】において4種ほどが新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> アブラゼミ、ミンミンゼミ等が確認されなくなっている。 オスジアゲハ等が新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> アカボシゴマダラ、アオマツムシ、クマゼミ、ガビチョウ等が確認されている。
水田		植物	<ul style="list-style-type: none"> 公園6【おおね公園】において2種ほどが近年確認されなくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> コガマ、アカバナ、ツリガネニンジン、セリ等が確認されなくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> アレチヌスピトハギ、オランダガラシ等が確認されている。
		動物	<ul style="list-style-type: none"> 公園3【今泉あらい湧水公園】、神社3【白笹稻荷神社】において3種ほどが近年確認されなくなっている。 公園6【おおね公園】において4種ほどが新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヒメアメンボ等が確認されなくなっている。 オニヤンマ等が新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ウシガエル、アメリカザリガニが確認されている。
雜木林		植物	<ul style="list-style-type: none"> 名古木3【名古木里山を守る会】において5種ほどが近年確認されなくなっている。 柳川2【上公民館】、渋沢1【渋沢生き物の里】、曾屋2【ハイキングコース】において1種ほどが新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> フタリシズカ、ホウチャクソウ、ホトトギス、ギンラン等が確認されなくなっている。 エビネ、シュンラン等が新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> セリバヒエンソウ、アレチヌスピトハギ、マルバフジバカマ等が確認されている。
		動物	<ul style="list-style-type: none"> 名古木3【名古木里山を守る会】で9種ほどが近年確認されなくなっている。 名古木1【NPO ドン会活動拠点】において6種ほどが新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> オスジアゲハ、キマラダヒカゲ類、ミンミンゼミ、スズメバチ類等が確認されなくなっている。 ナナフシ類、カブトムシ、ヤマトタマムシ等が新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 雜木林の外来種におけるすべての指標種が確認されている。

		調査地点別での傾向	環境類型全体の傾向	外来種の傾向
水田	植物	<ul style="list-style-type: none"> 名古木1【NPO ドン会活動拠点】、鶴巻【舞台】において6種ほどが近年確認されなくなっている。 菩提【わさび茶屋～】、今泉2【小藤川水田】において2種ほどが新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> チョウジタデ等が確認されなくなっている。 ガマ類等が新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> セリバヒエンソウ、オオフサモ、アレチヌスピトハギ、オランダガラシが確認されている。
	動物	<ul style="list-style-type: none"> 北矢名【南蛇久保～】、鶴巻【舞台】において3種ほどが近年確認されなくなっている。 菩提【わさび茶屋～】、東田原1【ふるさと公園】において3種ほどが新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> オニヤンマ、ハグロトンボ等が確認されなくなっている。 ヤマアカガエル等が新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカザリガニ、サカマキガイ、スクミリングガイが確認されている。
河川	植物	<ul style="list-style-type: none"> 四十八瀬川中流において4種ほどが近年確認されなくなっている。 葛葉川(四山橋)、四十八瀬②川県民の森において3種ほどが新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> オオイヌタデ、フサザクラ等が確認されなくなっている。 ミゾソバ等が新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ハリエンジュ、アレチウリ、オオカワヂシャ等が確認されている。
	動物	<ul style="list-style-type: none"> 葛葉川下流において8種ほどが近年確認されなくなっている。 四十八瀬川②県民の森において7種ほどが新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ヒゲナガカワトビゲラの仲間、ミズムシ、カジカガエル等が確認されなくなっている。 カワセミ、タゴガエル等が新たに確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> アメリカザリガニが確認されている。

※ 指標種の確認は、調査時期によって確認されないこともあります、長期的なデータを集めていく必要があります。

<参考資料>

環境DNA調査結果

室川、葛葉川、四十八瀬川において環境DNA調査を行いました。四十八瀬川において、多くの種数が確認されました。調査結果の概要は次のとおりです。

関係市町村	秦野市	秦野市	秦野市
調査 ID	24-Pro-05	24-Pro-48	24-Pro-49
水系	金目川	金目川	酒匂川
支川名	室川	葛葉川	四十八瀬川
調査年月日	令和6年(2024年)7月30日	令和6年(2024年)8月7日	令和6年(2024年)8月7日
検出種数	・8綱23目74科122種の動物が検出された。	・8綱24目73科143種の動物が検出された。	・6綱23目80科159種の動物が検出された。
高頻度検出種 (主な種)	<ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシン ・ムカシツチガエル ・アブラハヤ/タカハヤ ・コイ(飼育型) ・ドジョウ(在来系統) ・ドジョウ(大陸系統) ・ホトケドジョウ ・オオヨシノボリ/ルリヨシノボリ ・ホシショウバエ ・キアシツメトゲブユ ・ゴスジシラキブユ ・マドガガンボ ・サホコカゲロウ ・ウスイロフトヒゲコカゲロウ ・フタモンコカゲロウ ・ヨシノコカゲロウ ・ウデマガリコカゲロウ ・アカマダラカゲロウ ・エラブタマダラカゲロウ ・シロタニガワカゲロウ ・エサキモンキツノカメムシ ・アブラゼミ ・ニイニイゼミ ・ヒグラシ ・アシナガアリ ・テラニシシリニアゲアリ ・ムネアカハラビロカマキリ ・コヤマトンボ ・ウルマーシマトビケラ ・ナミコガタシマトビケラ ・マミズクラゲ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ ・アブラハヤ/タカハヤ ・タカハヤ ・ウグイ ・ハマダラカ属 ・ナミカ属 ・ホシショウバエ ・キアシツメトゲブユ ・ゴスジシラキブユ ・マドガガンボ ・フタバコカゲロウ ・サホコカゲロウ ・Jコカゲロウ ・ウスイロフトヒゲコカゲロウ ・フタモンコカゲロウ ・ヨシノコカゲロウ ・イシワタマダラカゲロウ ・クシゲマダラカゲロウ ・アカマダラカゲロウ ・エラブタマダラカゲロウ ・シロタニガワカゲロウ ・マツムラヒラタカゲロウ ・ヒメヒラタカゲロウ ・アブラゼミ ・ミンミンゼミ ・ムネアカハラビロカマキリ ・ヘビトンボ ・マダラスズ ・ウルマーシマトビケラ ・コガタシマトビケラ ・ナミコガタシマトビケラ ・ミナカワトゲタニガワトビケラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ ・カジカガエル ・アブラハヤ/タカハヤ ・タカハヤ ・カジカ ・ヨシノボリ属 ・ニホンアミカ/ヒメナミアミカ ・ホシショウバエ ・アオキツメトゲブユ ・キアシツメトゲブユ ・アシマダラブユ ・ゴスジシラキブユ ・ウチダソノマユブユ ・マドガガンボ ・フタバコカゲロウ ・サホコカゲロウ ・Jコカゲロウ ・フタモンコカゲロウ ・ヨシノコカゲロウ ・コバネヒゲトガリコカゲロウ ・ヨシノマダラカゲロウ ・イシワタマダラカゲロウ ・イマニシマダラカゲロウ ・クシゲマダラカゲロウ ・アカマダラカゲロウ ・フタスジモンカゲロウ ・ミドリタニガワカゲロウ ・ウエノヒラタカゲロウ ・エルモンヒラタカゲロウ ・マツムラヒラタカゲロウ ・ヒメヒラタカゲロウ ・チラカゲロウ ・ミンミンゼミ ・ヒグラシ ・アズマオオズアリ ・アルタイヤマトビケラ ・ウルマーシマトビケラ ・ナミコガタシマトビケラ

<データ提供: 神奈川県環境科学センター>

(ウ) 生物調査員ヒアリングの結果概要

生物調査員を対象に、市内の自然環境及び主な動植物の分布状況に関するこれまでの状況や今後の課題等について、本計画の検討材料とする目的に調査員ヒアリングを実施しました。

日程：令和6年（2024年）8月20日

会場：秦野市くずはの家

参加者数：14名（1班：水田、2班：雑木林、3班：神社・公園に分かれて実施）

【意見の概要】

■ 1班：水田班

ヒアリング項目	主な意見
1. 自然環境の変化や生きものの分布状況	<p><u>柳川生き物の里（柳川）</u></p> <ul style="list-style-type: none">昔は全体的に湿地だったが、10年くらい前から乾田化し始めている。令和元年の台風第19号で水路が土で埋まっていたが、令和5年に水路を復元し、ヤマアカガエルなどが戻ってきた。 <p><u>才戸橋（蓑毛）</u></p> <ul style="list-style-type: none">ヒガンバナはいなくなつてはいないが減少しているように思う。谷筋の流れが速いため、水生生物は生息しにくい場所である。 <p><u>若竹の泉付近の水田（千村）</u></p> <ul style="list-style-type: none">ホトケドジョウ、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、ホタルなどが確認されている。アメリカザリガニが侵入している。 <p><u>渋沢生き物の里（渋沢）</u></p> <ul style="list-style-type: none">ここ数年でヤマビルが増えている。 <p><u>舞台（鶴巻）</u></p> <ul style="list-style-type: none">シギ、チドリなどの渡り鳥がくるが、最近は少ない。ノミノフスマ、ヒガンバナ、チョウジタデが確認されている。ジャンボタニシ対策で農薬や水抜きを行っており、それがほかの生物にも影響が出ている気がする。 <p><u>おおね公園（鶴巻）</u></p> <ul style="list-style-type: none">ブルーギルが繁殖している。田んぼにはニホンアマガエルのオタマジャクシやドジョウがいる。水路にはタイワンシジミがいる。 <p><u>道栄塚（落合）</u></p> <ul style="list-style-type: none">谷戸のようになっており、放棄地が増えている。チョウジタデやオモダカなどの水田雑草が残っている。ザリガニやノミノフスマもいる。
2. 生物多様性を保全するため必要と考えられること	<ul style="list-style-type: none">一般の人は、いろんなところに生き物がいることに気づいていない。見栄えのいい植物等ばかり注目され、市にあるべき自然がどのようなものなのか、理解いただくことが大事ではないか。ヤマビルやジャンボタニシの駆除のため、農薬等を使用してしまう

	<p>が多い。ほかの生き物への影響について認識いただくことが大事だろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼは区画ごとに所有者が異なり、農薬を使ったり手で除草するなど外来種対策がまちまちである。統一して在来種にやさしい手法になるとうれしい。 ・谷戸の田んぼについては、世代の移り代わりにより手入れがなされなくなっている。 ・平塚市は乾田化が進んでいる。秦野市では冬季水田を取り組んでいるところもあるが、その効果を明確化して周知することが、取り組みを推進するのに大事ではないか。
--	---

■ 2班：雑木林班

ヒアリング項目	主な意見
1. 自然環境の変化や生きものの分布状況	<p><u>蓑毛自然観察の森（蓑毛）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマビルが多い。最近はチップ舗装され、被害は軽減している。 ・植物の種数は多く、マルバフジバカマが確認できる。 ・鳥類はオオタカ、哺乳類はイノシシ、シカ、クマがいる。 ・30年前に比べると環境は悪化している。 <p><u>東電パワーグリッド周辺（東田原）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒナノキンチャクが確認されている。 ・最近は除草剤による草刈りが行われており、貴重種がいなくなってしまうことを懸念している。 <p><u>NPO ドン会活動拠点（名古木）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔はガムシ、シマゲンゴロウなどの水生昆虫が多く確認できたが、水田に農薬等をまくことで数が激減した。ドン会が活動し始めてから、環境は少しずつ改善されてきている。 ・ドン会が実施している生物調査が書籍化されており、その結果を活用した方がよいと思う。 <p><u>名古木里山を守る会周辺（名古木）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地、ニトリの先の一帯は放置され、管理されておらず環境が悪化している。 ・草地ではチョウ、昆虫類は確認できている。 ・みかん畠周辺の環境は非常に良い。 <p><u>曾屋ハイキングコース（曾屋）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの方による手入れが行き届いているが、手入れがいきすぎて植物が根こそぎ刈られている。 <p><u>羽根林道（羽根）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹林地では、ナラ枯れがみられる。ピークは過ぎたが倒木が怖い。 <p><u>柳川生き物の里（柳川）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガムシが生息している。 <p><u>震生湖（今泉）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤマビルがおらず、環境良好。雑木林が管理されている。

	<ul style="list-style-type: none"> コイが繁殖し困っている。釣り人に生物多様性への理解を啓発する必要がある。 コシアキトンボ、ウチワヤンマが生息している。 <p><u>渋沢生き物の里（渋沢）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> キンラン、リンドウが確認でき、昔ながらの里山らしい手入れがされている。
2. 生物多様性を保全するために必要と考えられること	<ul style="list-style-type: none"> 草刈りボランティアの方や事業者による草刈りは、草を根こそぎ刈ってしまったり、除草剤を使用したりすることによって、生物が定着しづらい環境になっている。 本来の固有種ではなく重機についてきた種子等によって別の種が生育し、環境が変わってしまうケースもある。 以上を踏まえ、出来る範囲で生物多様性に配慮していただけるよう、生物多様性の意義について今後も普及啓発し続ける必要がある。
3. 活動する上で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> 調査員の高齢化やヤマビル被害によって調査員になりたがる人が減っている。調査員の担い手確保が課題。 生物調査は年2回の実施となっているが、2回だけでは生き物の状況を網羅するのが難しい。都度、別日に確認した記録を反映するなど、調査方法について精査した方がよい。 曾屋ハイキングコースなど、ボランティアによる草刈り後に調査すると生物を見つけることが困難になる。草刈り日の情報を得るのが難しい。

■ 3班：神社・公園班

ヒアリング項目	主な意見
1. 自然環境の変化や生きものの分布状況	<p><u>白笹稻荷神社（今泉）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的に草刈り等の管理がされている。 一貫田用水では、ホタルを守るためにカワニナをまいて保護している。 一貫田用水がどぶさらいによってきれいになりすぎた結果、生き物が隠れる場所がなくなり、生き物がいなくなってしまった。 <p><u>いまいづみホタル公園（室川周辺含む）（今泉台1丁目）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 河川工事の影響で、河川の環境が変わってしまい、見かける生き物は明らかに減った。 ホトケドジョウがたくさんいたが減ってしまった。産卵場所や隠れ場がなくなった。 モクズガニにも影響があるのではないか。 カルガモなども草がないので困っているのではないか。マガモの個体は室川周辺の公園で増えている。 カワムツが増えた。誰かが放したのだと思われる。上から見ただけでも姿が見える。 <p><u>小藤川水田（今泉）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ホトケドジョウがみられる。 モクズガニは今までいなかつたが、みられるようになった。

	<p><u>今泉あらい湧水公園（今泉）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元の方が草刈りを行い、丸刈りにしてしまっている。 <p><u>今泉名水桜公園（今泉）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アオコが発生していて、景観上よくない。もっと排水対策をしてほしい。水中ポンプを使うなどしてはどうか。水門をあけたりしているが、それでは効果がないと思う。 ・泥かきをいくらやってもまた泥がたまってしまう。 ・カワセミがいる。住宅のあるところから飛んできているようだ。室川にもカワセミがいる。 ・ブラックバスを放す人がいるようで困っている。ニシキゴイも放している。ザリガニを放す人もいる。飼っているものを放すのではないか。 ・キマダラカメムシが増えている。桜の木に集まるので、木が弱くなるのではと心配している。
<p>2. 生物多様性を保全するためには必要と考えられること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・えのきの会ではエコスクールを行っている。水辺分科会など3つの会がある。幼稚園、低学年を対象。小さなこども達には、生き物に親しむのが中心。日頃から関心をもってもらえるといいと思う。 ・街の木を切ると緑が減ってしまう。植えるにしても、生き物につながりのある木がよい。要望を挙げることができればよい。クヌギ、ハンノキ、カシなど。千年の森事業のようにカシばかり植えるのはどうかと思う。秦野市に過去にあった木の種類等など、そのような情報が整理されていて、そこから選定するなどできるとよい。
<p>3. 活動する上で困っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺分科会は人数が少なくなり、安全性を確保できないことから、活動を休止した。 ・野鳥の分科会で双眼鏡を使うのだが、いい双眼鏡がほしい。（参加者に貸したりする） ・指標種をみつけるために、自分でネットから写真を集めて一覧をつくったりしている。花の季節以外でも見分けられるように、葉の写真を撮ったりしている。ネットで入手した写真には著作権があるので使いにくい。写真リストがほしい。

(I) 生き物の現況

水田や農地、雑木林にはホトケドジョウ、モクズガニ、ヤマアカガエル、ホタルなどの指標種が確認され、良好な自然環境が守られています。一方で、ヤマビルやジャンボタニシ駆除のための農薬・除草剤の使用や、草刈り、河川工事等によって生き物が減少しているところも見られます。生物多様性に配慮した環境の維持管理方法を周知する必要があります。

(4) 前計画の進捗状況

平成19年（2007年）に策定した「秦野市みどりの基本計画」（以下、「前計画」という）における、みどりの将来像「緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野」の実現に向けて、緑地の保全及び緑化の目標を掲げ、みどりの施策を推進してきました。目標の達成状況と施策の進捗状況を以下に示します。

ア 前計画の目標達成状況

(ア) 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標水準のうち、市街化区域面積に対する割合については、目標値の15%を達成しています。その他の項目については、未達成であるものの達成率は概ね90%以上で進捗しています。

都市計画人口一人当たりの都市公園の敷地面積のうち、都市公園については、目標値8.49m²/人に対して令和5年度（2023年度）実績は6.60m²/人と達成率77.7%にとどまっています。

項目		現状値 (令和5年度（2023 年度）実績)	前計画 令和7年（2025 年）目標値	達成率
緑地の確保目標 水準	市街化区域面積に対する割合 A	15%	15%	100.0%
	都市計画区域面積に対する割合 B	72%	74%	97.3%
都市計画区域人口一人当たりの 都市公園の敷地 面積	都市公園等 (都市公園以外の公共 施設緑地を含む面積)	25.22 m ² /人	26.60 m ² /人	94.8%
	都市公園	6.60 m ² /人	8.49 m ² /人	77.7%
都市緑化の目標	施設緑地	758.93 ha	802.96 ha	94.5%
	地域制緑地	6,899.01 ha	6,941.63 ha	99.4%
	合計（重複105.64haを除く）	7,552.30 ha	7,638.94 ha	98.9%

※ 都市計画区域内の緑地確保量は、令和2年度（2020年度）都市計画基礎調査票の市全域の緑地面積7428.8haを使用しています。

$$A = \frac{\text{市街化区域内の緑地確保量}}{\text{市街化区域面積}}$$

$$B = \frac{\text{都市計画区域内の緑地確保量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

（1）緑地別の目標

緑地別の目標値を達成した項目は、運動公園、風致公園、都市緑地、公共施設緑地のほぼすべての項目、環境創出行為（プレイロット）、生き物の里等となっています。特に、環境創出行為（プレイロット）、生き物の里は目標値を上回る達成状況となっています。

反対に、近隣公園、地区公園、歴史公園、広域公園、特別緑地保全地区については達成率が低く、当初目標として定めていた内容と現状のニーズが合っていない可能性が考えられるため、整備方針を見直す必要があると言えます。

項目			現状値 (令和5年度(2023 年度)実績)	前計画 令和7年(2025 年)目標値	達成率	
施設緑地	都市公園	住区基幹公園	街区公園	15.28 ha	16.08 ha	95.0%
			近隣公園	3.33 ha	7.33 ha	45.5%
			地区公園	6.82 ha	11.92 ha	57.2%
		都市基幹公園	総合公園	0.00 ha	0.00 ha	—
			運動公園	17.75 ha	17.75 ha	100.0%
		特殊公園	風致公園	0.66 ha	0.66 ha	100.0%
			歴史公園	1.02 ha	7.92 ha	12.9%
	広域公園		36.10 ha	50.83 ha	71.0%	
	都市緑地		25.05 ha	25.05 ha	100.0%	
	公共施設緑地	緑地		2.20 ha	2.20 ha	100.0%
		広場		5.46 ha	5.46 ha	100.0%
		市民農園		9.99 ha	9.98 ha	100.1%
		農村公園		1.10 ha	1.10 ha	100.0%
		教育施設		52.02 ha	52.02 ha	100.0%
		河川緑地		87.58 ha	87.58 ha	100.0%
		その他		140.92 ha	135.07 ha	104.3%
	民間施設緑地	環境創出行為 (プレイロット)	環境創出行為 (プレイロット)	5.44 ha	4.86 ha	111.9%
			環境創出行為 (緑地)	29.31 ha	30.04 ha	97.6%
		その他		318.88 ha	337.10 ha	94.6%
地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区		0.00 ha	27.67 ha	0.0%
		生産緑地地区		91.1 ha	100 ha	91.1%
		国定公園		3,938 ha	3,938 ha	100.0%
		農業振興地域農用地区域		678.37 ha	695.10 ha	97.6%
		保安林区域		3,715 ha	3,719 ha	99.9%
		自然共生サイト		11.52ha	—	—
	条例等によるもの	自然公園		290 ha	290 ha	100.0%
		自然環境保全地域		167.10 ha	167.10 ha	100.0%
		樹林保全地区		9.27 ha	10.36 ha	89.5%
		保存樹木		30 本	32 本	93.8%
		生垣の設置		—	1.52 ha	—
		生き物の里		2.86 ha	2.70 ha	105.7%
		かながわのナショナル・トラスト緑地		5.61 ha	0 ha	—

(ウ) 里山の保全再生整備の目標

緑地別の目標値を達成した項目は、地域水源林長期施業受委託事業で目標値を上回る達成状況となっています。

一方、ふるさと里山整備事業、里山ふれあいの森づくり事業については達成率が低い状況です。里山は本市の地域特性として重要な要素であることから、整備方針を見直し、現在のニーズにあった里山づくりを進める必要があると言えます。

		現状値 (令和5年度実績)	前計画 令和7年目標値	達成率
委託による 整備	ふるさと里山整備 事業	7.70 ha	42.24 ha	18.2%
	地域水源林長期施 業受委託事業	30.50 ha	24.61 ha	123.9%
ボランティ ア団体によ る整備	里山ふれあいの森 づくり事業	31.95 ha	43.59 ha	73.3%
合計		70.15 ha	110.44 ha	63.5%

イ 前計画の施策の進捗状況

前計画で設定した施策ごとの進捗状況について、下表の評価基準にのっとり、関係部署・関係機関において施策評価を行いました。

68施策中、「◎：100%以上達成」が21件(30.9%)、「○：60～100%達成」が33件(48.5%)、「△：30～60%達成」が5件(7.4%)、「×：0～30%達成」が4件(5.9%)、「－：評価不能」が5件(7.4%)となっています。

【評価基準】

- ◎：100%以上達成（現状維持又は完了（削除））
- ：60～100%達成（一部見直し又は現状維持）
- △：30～60%達成（要見直し又は一部見直し必要）
- ×：0～30%達成（要見直し）
- －：評価不能

(ア) みどりの基本計画

項目	評価					合計
	◎	○	△	×	－	
(1) 施設緑地の整備目標及び方針	2	11	2	0	2	17
	11.8%	64.7%	11.8%	0.0%	11.8%	100.0%
現況と課題						
・都市公園に関する施策は、概ね順調に進捗しています。施設の更新が必要な公園が増加していることから、計画的な更新を行い、誰もが安心して快適に利用できる公園の提供に努める必要があります。特に、桜土手古墳公園は、園内樹木の樹勢の衰えが見られるものがあり、適正な対応が必要です。						
・公共施設緑地については、概ね順調に進捗しています。特に、市民農園については、目標を上回る整備ができました。河川緑地、震生湖周辺については、緑地範囲を明確にするなど、維持管理制に配慮しつつ可能な範囲で緑化に取り組む必要があります。						
・民間施設緑地については、環境創出行為に対する緑化指導を行い、目標を上回る達成状況となっています。						
・公園愛護団体や公園美化ボランティア団体等の団員の高齢化により、参加人数の減少や管理範囲の縮小等がみられます。ボランティアの活動活性化が課題となっています。						

項目	評価					合計
	◎	○	△	×	一	
(2) 地域制緑地の整備目標及び方針	4	6	0	2	0	12
	33.3%	50.0%	0.0%	16.7%	0.0%	100.0%
現況と課題	・葛葉川ふるさと峡谷等の特別緑地保全地区の指定、かながわのナショナル・トラスト緑地の特別緑地保全地区の指定については、検討が進みませんでした。 ・葛葉緑地（くずはの広場）が自然共生サイトに認定されました。 ・生産緑地地区、農業振興地域農用地区域については、農業従事者の高齢化による優良農地の減少が課題となっています。農地バンクを通じた担い手確保や農地の集積・集約化により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を実施していく必要があります。 ・県立丹沢大山自然公園は自然再生の取り組みにより、効果が少しずつ現れています。今後も引き続き、多様な自然環境を保全し、自然公園の保護と利用を適切に行っていく必要があります。 ・自然公園施設については、適切な整備や維持管理に取り組みました。限りある予算の中で老朽化が進む自然公園施設の整備や維持管理を行っていく必要があります。 ・保安林区域については、順調に進捗しています。今後も市内に残る保安林の公益的機能が發揮できるよう、管理や整備方針について検討する必要があります。 ・樹林保全地区については、所有者の高齢化や樹木の成長に伴い適正な管理が困難となっています。引き続き、3者協定による整備を進めるとともに、奨励金のあり方を見直す必要があります。 ・生垣の設置については、平成30年度（2018年度）に「秦野市生垣設置奨励補助金」を終了し、施策は完了済みとなっています。 ・生き物の里については、令和6年（2024年）3月に新たに1箇所を追加指定し、合計7箇所と順調に進捗しています。生き物の里管理団体が高齢化により適正な管理が難しくなっていることから、新たな管理団体の確保や管理手法の確立が課題となっています。					

項目	評価					合計
	◎	○	△	×	一	
(3) 都市緑化の推進	6	5	2	0	1	14
	42.9%	35.7%	14.3%	0.0%	7.1%	100.0%
現況と課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・公共・公益施設の緑化については、概ね順調に進捗しています。植樹時期が不明な樹木の管理や、植栽整備の維持管理の負担が大きくなっています。維持管理しやすい樹木の検討が必要です。 ・民有地の緑化については、工業系地域、商業系地域の緑化は概ね順調に進捗しています。住居系地域の緑化については、特に規制がなく個人に委ねる他ない状況です。住民への啓発等により緑化を促していく必要があります。 ・市民参加の状況については、団体の育成・支援、啓発事業、環境教育・学習等を実施しています。もりりんグッズやもりりんスタンプなどの活用、「はだのみどりの月間（4月29日～5月31日）」を始めとした各種の緑化イベントを継続して実施し、市民の緑化意識の高揚を図る必要があります。 						

項目	評価					合計
	◎	○	△	×	一	
(4) はだの一世紀の森林づくり構想	3	2	1	1	0	7
	42.9%	28.6%	14.3%	14.3%	0.0%	100.0%
現況と課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・里山林の保全再生については、「はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会」において、地区別での意見交換会や全体視察研修、里地里山フォーラム等を実施し、概ね順調に進捗しています。里山保全活動団体の会員の高齢化により活動者数の減少や活動範囲の縮小が進んでいることから、里山保全活動団体への支援を継続する必要があります。 ・林業の育成については、本市からは良質な木材が産出されるものの市内には製材所が無く、多くの木材が市外から購入されている状況です。木材を使用することで森林資源が循環され、持続的な森林管理につながることを伝えるため、多くの市民に生涯を通じて木とふれあう機会を創出する「木のある暮らしづくり事業」を展開する必要があります。 ・都市緑化については、開発行為を伴わない民地であり行政が介入することが難しいため、施策の方向性について抜本的に見直す必要があります。 						

項目	評価					合計
	◎	○	△	×	一	
(5) 重点的に緑地の保全に配慮が必要な地区 (保全配慮地区)	2	3	0	1	2	8
	25.0%	37.5%	0.0%	12.5%	25.0%	100.0%
現況と課題	<p>・保全配慮地区については、地区の設定にまでは至りませんでしたが、渋沢丘陵の震生湖周辺において、地域市民と連携して樹木伐採や草刈などをを行い、広場の整備を実施しました。</p> <p>・頭高山周辺整備事業において、ナラ枯れ樹木の伐採、頂上整備、ウッドチップ舗装、階段・手すりの設置を行い、ハイカーが安心して歩くことができるよう整備を行いました。また、地権者の協力を得て、イロハモミジやミツバツツジなど6種の植栽を行いました。今後もハイキングコース沿いや観光地等における栽培地を増やし、事業効果を高める必要があります。</p>					

項目	評価					合計
	◎	○	△	×	一	
(6) 重点的に緑化の推進を図る地区（緑化重点地区）	1	3	0	0	0	4
	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
現況と課題	<p>・水無川遊歩道については、市民を中心に活動するモデル花壇の整備、本庁舎正門でモデル花壇PR用植栽等を実施しました。また、景観まちづくり条例に基づく庭先協定制度を活用し、商店街に花苗プランターの設置補助を実施しました。</p> <p>・秦野駅南部地区周辺については、今泉荒井地区の土地区画整理事業において、今泉あらい湧水公園の整備により湧水の保全が図られています。</p> <p>・秦野市カルチャーパーク周辺については、令和4年度（2022年度）から指定管理者による管理運営を行っています。カルチャーパーク内のバラ園での定期的な剪定、施肥の実施、園内樹木の定期的な剪定等を実施しています。みずなし川緑地の桜並木は、植栽帯にあることから、根の生育不良により病気に感染しやすく、管理が課題となっています。</p>					

(1) 生物多様性地域戦略

項目	評価					合計
	◎	○	△	×	一	
(1) 生物多様性の保全への取り組み	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
現況と課題	<p>・動植物の情報収集や保護対策については、雑木林、公園、神社（動物・植物）24箇所、水田、生き物の里等（動物・植物）21箇所の生物多様性調査を年2回実施しています。希少生物の確認は、年2回の調査では確認できない場合があり、評価の仕方が課題となっています。</p> <p>・環境ボランティア団体への支援については、団体の運営補助や活動支援などを定例的に行っています。環境ボランティア団体の会員の高齢化、ボランティア活動への参加者の固定化が課題となっています。</p> <p>・緑地の保全・再生対策や緑地の創造については、環境創出行為に対して、秦野市まちづくり条例に基づく緑化指導（プレイロット及び緑地の設置）を行いました。今後は、時代にあった指導内容に変更していく必要があります。</p>					

項目	評価					合計
	◎	○	△	×	一	
(2) 生物多様性の社会浸透への取り組み	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
現況と課題	<p>・自然とのふれあい活動について、くずはの家では、つどいをはじめ月例観察会など各種イベントを行っています。参加者が以前に比べ低年齢になっている傾向が見られているため、指導員も対象者のニーズに合わせた内容を考える必要があります。</p> <p>・環境学習の実施については、市の各部署や民間企業、大学、環境団体などが持っている環境に関する情報や知識、技術などを活用し、幼保園・小学校の授業などを通じてこどもたちに環境学習「はだのエコスクール」を行いました。学校では学べない、体験できないようなプログラムの人気があることから、時代にあったプログラムを引き続き開拓していく必要があります。</p> <p>・継続的な美化活動については、7月の河川浄化月間等を通じて、河川浄化に対する意識を啓発しました。参加者数が減少傾向にあること、河川浄化月間の7月開催は熱中症への危険性が高まっていることから、開催時期や開催場所を見直すとともに、時代にあった活動内容を検討していく必要があります。</p>					

(5) 市民のみどりに対する意識

ア 調査の概要

調査期間：令和6年（2024年）10月18日（金）から

令和6年（2024年）10月28日（月）まで

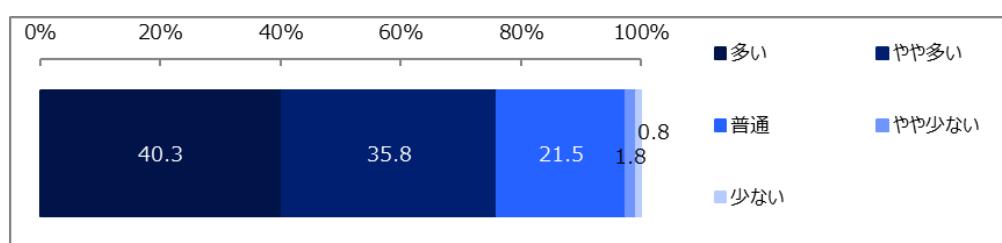
調査手法：Web アンケート方式

回答総数：400名

イ 調査結果

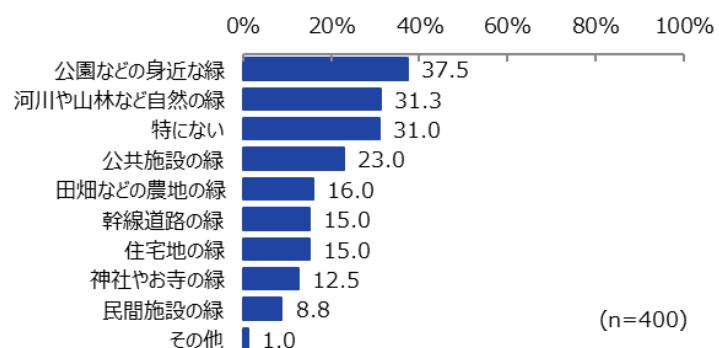
秦野市全体のみどりの量について、どのように感じていますか。（1つに○）

秦野市全体のみどりの量について、「多い」、「やや多い」と 76.1%の方が感じています。



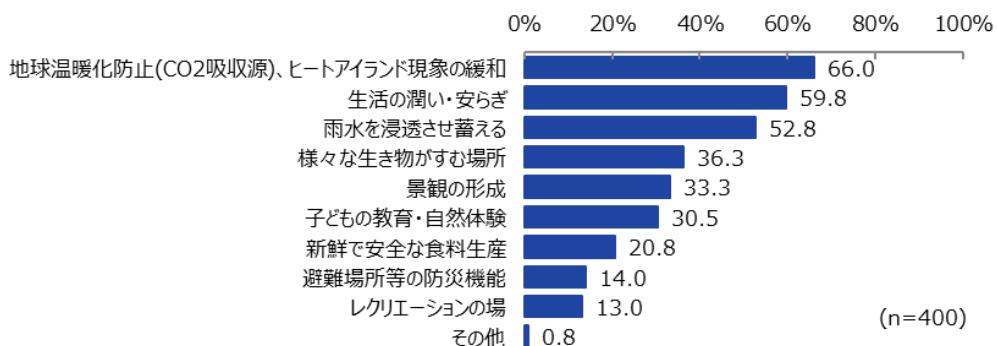
今後、充実させてほしい・増やしてほしいみどりは何ですか。（あてはまるものすべて）

今後、充実させてほしい・増やしてほしいみどりについて、「公園などの身近な緑」が 37.5%と最も多く、次いで「河川や山林など自然の緑」が 31.3%、「特ない」が 31.0%などとなっています。



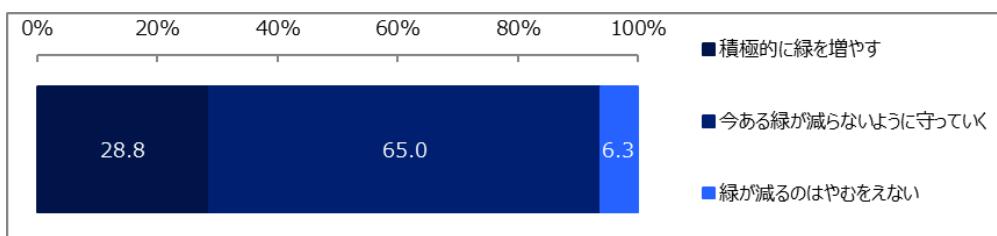
みどりの役割で大切だと思うのは何ですか。(あてはまるものすべて)

みどりの役割で大切だと思うことについて、「地球温暖化防止 (CO₂ 吸収源)、ヒートアイランド現象の緩和」が 66.0% と最も多く、次いで「生活の潤い・安らぎ」が 59.8%、「雨水を浸透させ蓄える」が 52.8% などとなっています。



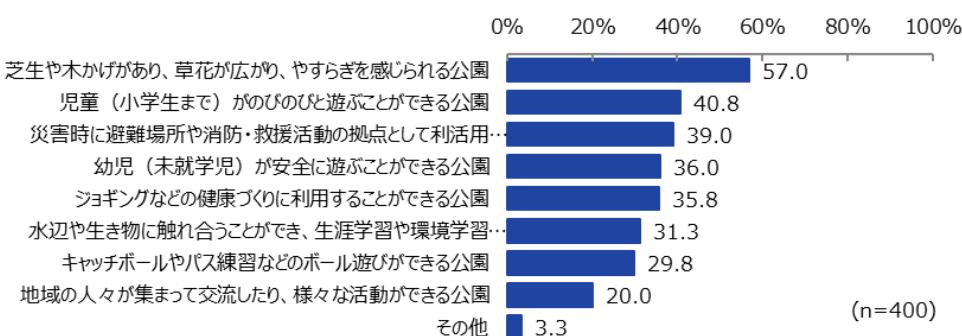
市のみどりについて今後どのようにすべきだと思いますか。(1つに○)

市のみどりの今後について、「今ある緑が減らないように守っていく」が 65.0% と最も多く、次いで「積極的に緑を増やす」が 28.8%、「緑が減るのはやむをえない」が 6.3% となっています。



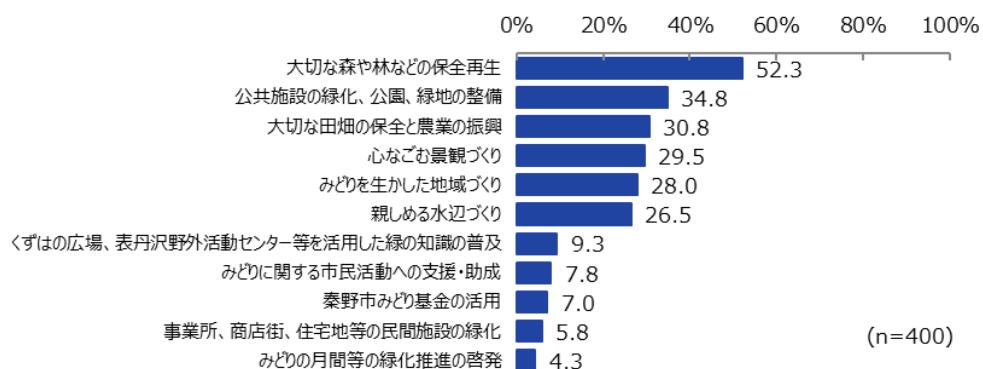
市内にどのような公園が増えるといいですか。(あてはまるものすべて)

市内にどのような公園が増えるといいかについて、「芝生や木かげがあり、草花が広がり、やすらぎを感じられる公園」が 57.0% と最も多く、次いで「児童（小学生まで）がのびのびと遊ぶことができる公園」が 40.8%、「災害時に避難場所や消防・救援活動の拠点として利活用ができる公園」が 39.0% などとなっています。



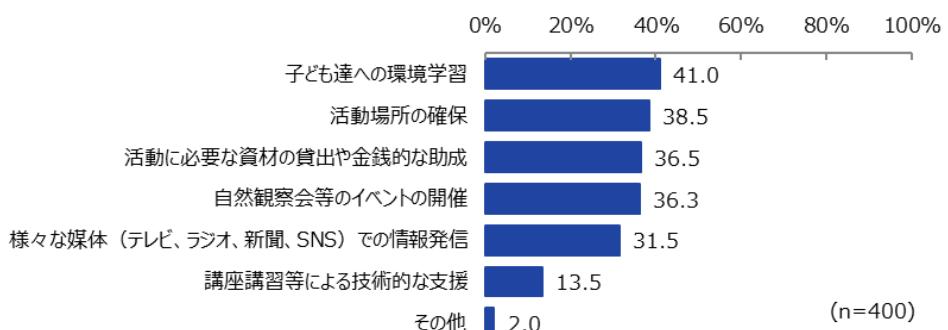
「秦野市みどりの基本計画～緑が育む水とみどりあふれるふるさと秦野～」の取り組みで重要だと思うことは何ですか。（あてはまるものすべて）

秦野市みどりの基本計画の取り組みで重要だと思うことについて、「大切な森や林などの保全再生」が52.3%と最も多く、次いで「公共施設の緑化、公園、緑地の整備」が34.8%、「大切な田畠の保全と農業の振興」が30.8%などとなっています。



生物多様性を保全するためには、どのような取り組みが効果的だと思いますか。
(あてはまるものすべて)

生物多様性を保全するために、効果的だと思う取り組みについて、「子ども達への環境学習」が41.0%と最も多く、次いで「活動場所の確保」が38.5%、「活動に必要な資材の貸出や金銭的な助成」が36.5%などとなっています。



2 みどりに関する課題とその対応への視点

野鳥・昆虫・小動物などの生き物が暮らす自然と人とが共生できる環境としての「みどり」を保全するためには、みどりの持つ多面的な機能の発揮、魅力あるみどりの活用、協働の仕組みづくりが必要です。

課題1 みどりの持つ多面的な機能の発揮

林業や農業の低迷による手入れ不足森林は増加している一方、市街地の拡大によりみどりを構成する重要な要素である樹木が減ってきています。

みどりは、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成、グリーンインフラ等の多様な機能を有しています。

また、地球温暖化、気候変動、生物多様性の損失といった深刻な課題に世界中が直面する中、都市の緑地を含む自然は、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル等に資するものです。

これらのみどりが持つ多面的な機能を活用し、地域が抱えている課題の解決に取り組む必要があります。

課題2 魅力あるみどりの活用

本市には、表丹沢などのみどりを代表する地域資源が多くあります。これらの地域資源を地域の魅力として捉え、魅力ある質の高いみどりのまちづくりを進める必要があります。

街中の農地・緑地等の宅地化等によって、緑と緑の間隔が広がり、点在する緑と面的な緑をつなぐ「みどりネットワーク」が分断されてきています。

水無川をはじめとする河川周辺の公園や歩道の植栽等を整備・保全し、これを連携させることにより、「水とみどりのふれあいネットワーク」の形成を進める必要があります。

課題3 協働の仕組みづくり

緑化に係る人的資源や財源には限りがあるため、より効果的な手法や、市民・事業者・団体など様々な主体を巻き込んだ協働の仕組みづくりを進める必要があります。

自然共生サイト、ネイチャーポジティブ自治体認証の制度を活用した企業連携を進める必要があります。

緑の保全と育成は、市民一人ひとりがその重要性について理解し、身近なことからでも実践していく必要があります。引き続き、こどもから大人までみどりの保全や生物多様性に関する理解を促すための環境教育を推進していく必要があります。

第3章 計画の推進

I 計画の基本方針

(I) 基本理念及びみどりの将来像

ア 基本理念

本市は、四季折々に豊かな表情を持つ丹沢山地や渋沢丘陵に囲まれて、そこに源を発する諸河川、そして、多くの先人によって築かれた伝統と文化を有する自然の豊かなみどりの中に都市（まち）があるという理念のもと、この豊かで美しい自然を背景に、水やみどりとのふれあいを大切にしながら、自然と調和した快適で生活しやすい都市の創造を図ります。

イ みどりの将来像

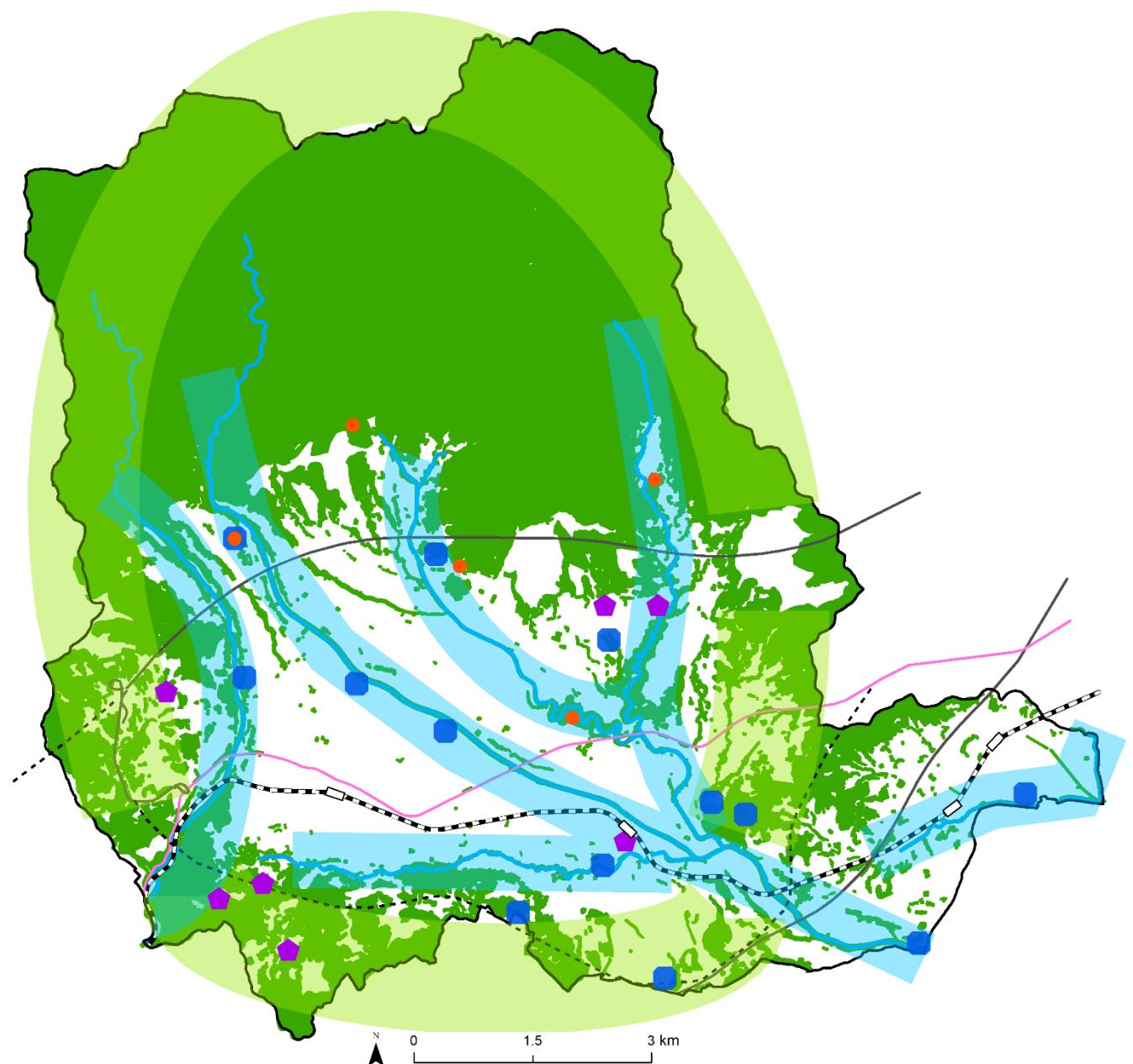
「水とみどりあふれる ふるさと秦野」

秦野市の誇る名水と様々な動植物の生息する環境を育む重要な構成要素として、みどりがあります。本市の掲げる都市像である「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしそうい都市（まち）」の創造に向けて、自然と人が共生するみどりを目指し、身近な街のみどりとともに丹沢山地及び渋沢丘陵並びに里山がもたらす恵みが、人々の暮らしを豊かなものにしていきます。



みどりの将来像図

「水とみどりあふれる ふるさと秦野」



凡例

行政界	良好な樹林地
小田急電鉄小田原線	みどりの拠点（都市公園・公共施設緑地）
国道246号	みどりの拠点（みどりとふれあう施設）
高速道路	生き物の拠点
計画中	骨格的な緑地（河川空間）
河川	骨格的な緑地（樹林地）

(2) 基本方針

自然に恵まれた良好な緑を守り育て、自然と人間との共生を図るために、緑の積極的な保全・再生・創造に努め、今後本市が目指すべきみどりの将来像「水とみどりあふれる ふるさと秦野」を実現するための都市緑化の総括的目標として基本方針を定めます。

ア みどりを知ろう

みどりや自然の大切さを知るためには、書物から得た知識だけでなく、みどりにふれ、みどりが語る自然を実感することが大切です。市民の意識に応じて普及・啓発を進め、生物多様性を維持、回復、創出する行動に結びつく取り組みを進めます。

イ みどりを守ろう

みどりは、私たちにうるおいとやすらぎを与えるとともに多種多様な生物の貴重な生息空間の重要な構成要素でもあります。また、地震などの災害時に避難路や避難地になるほか、火災の延焼を防止し、消防活動の拠点になるなど、都市の安全性を確保するうえで大変貴重な防災機能を果たし、私たちの生命・財産を守るもので

す。

多種多様な生物と私たちの生活を守り、豊かにするみどりを推進し、ゼロカーボンシティの実現を目指した取り組みを進めます。

ウ みどりを創ろう

みどり豊かなまちづくりのためには、みんなで身近なところからみどりを育てることが大切です。里地里山の整備をはじめ、自宅の庭に草花が咲き、道には緑があふれ、市民が身近にみどり豊かな自然とふれあえるまちづくりを進めていきます。

エ みどりを生かそう

秦野盆地は、「名水百選」の地に選ばれているほど、豊かな湧水や地下水に恵まれています。水は緑を育て、また、緑は水を蓄えるとともに雨水をきれいにするろ過機能などをもっています。豊かな秦野名水とみどりを中心に、生態系サービスがもたらす恵みの享受は私たち一人ひとりの Well-being^{※1}の基盤となっています。親しみある水辺空間をつくるとともに、野生生物の生息に貢献するように、ビオトープ機能を有する緑や水辺のネットワーク化を図っていきます。

オ みどりと暮らそう

生物多様性増進の取り組みを進めるため行政の努力とともに、市民の自主的な取

※1 「Well-being」

身体的、精神的、そして社会的に、「満たされた状態」にあることを指す概念であり、単に「病気ではない（健康）」というだけでなく、自分らしく生き生きとし、幸福を感じながら社会と良好な関係を築けているという、より広義で持続的な幸せを意味する。

り組みや活動する人たちとの連携が不可欠です。市民参加によるみどりのまちづくりのため、身近な活動を促進するとともに、バイオマスを活用した緑が循環するまちづくりを進めます。また、緑の保全・再生・創造を推進するための財源である秦野市みどり基金の一層の充実と、その効果的な活用を図っていきます。

(3) 施策の方向



みどりを知ろう

- みどりへの関心を深め、ふれあいを進めます
 - ・ 緑化推進の啓発（みどりの月間、市の木市の花、誕生記念樹）
- みどりの知識や大切さを教えます
 - ・ 緑化思想の普及啓発（くずはの広場・蓑毛自然観察の森）
 - ・ 里地里山の保全再生及び林業思想の普及
(里山ふれあいセンター・表丹沢野外活動センター)



みどりを守ろう

- 大切な森や林を守り、ゼロカーボンシティの実現をめざします
 - ・ 既存樹林、樹木の保全（樹林保全地区、保存樹木）
 - ・ 寺社林、屋敷林の保全
 - ・ 地域制緑地の継続（国定公園・県立自然公園、自然環境保全地域等）
 - ・ 自然共生サイトへの登録
 - ・ みんなの里（準・生き物の里）の設定
 - ・ 生物調査の実施
- 大切な田畠を守ります
 - ・ 農業の振興（生産緑地、農業振興地域、市民農園、グリーンツーリズム）



みどりを創ろう

- 誰もがふれあえる緑を増やします
 - ・ 公共施設の緑化推進（公共施設緑化、道路・駅前広場緑化、多自然川づくり）
 - ・ 公園、緑地の整備
 - ・ はだの一世纪の森林づくり構想（里山再生、森林づくり）
 - ・ 里地里山の保全再生
 - ・ 水源の森林づくり
 - ・ 林業の振興
- みどりあふれる都市（まち）をつくります
 - ・ まちづくり条例及び景観まちづくり条例による緑化指導
 - ・ 事業所、商店街、住宅地の緑化推進
- 心なごむ景観をつくります
 - ・ 緑豊かな景観形成



みどりを生かそう

- 親しめる水辺をつくります
 - ・ みどりネットワークの形成（生き物の里、水辺緑地整備、河川緑地）
 - ・ 名水百選「秦野盆地湧水群」の保全、整備
- 緑を地域のまちづくりに生かす
 - ・ 地域のシンボル的な樹木を景観重要樹木に指定
 - ・ グリーンインフラ、雨水浸透の活用による災害レジリエンスの向上



みどりと暮らそう

- 市民によるみどりのまちづくりを応援します
 - ・ 活動団体への助成（公園愛護会、公園里親制度）
- 協働による施策を進めます
 - ・ 緑化ボランティア活動の場の提供
 - ・ かながわのナショナル・トラスト緑地保存契約
 - ・ 秦野市みどり基金の充実と活用
 - ・ バイオマスを活用したみどりが循環するまちづくり
 - ・ 森林里山の活用アクションプランによる持続可能な循環サイクルの構築

2 緑地の保全及び緑化の目標

(1) 計画のフレーム

ア 計画対象区域

計画対象区域名称	計画対象規模
秦野都市計画区域	秦野市全域 (103.76 km ²)

イ 都市計画区域人口の実績と見通し

年次	現状値		推計値	
	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
人口	161,610人	160,537人	157千人	151千人

※ 人口の推計値は、秦野市総合計画はだの2030プラン後期基本計画の人口推計値を使用しています。

(2) 計画の目標水準

ア 緑地の確保目標水準

目標年次における確保すべき緑地の目標量は、市街化区域面積のおよそ15%、都市計画区域面積のおよそ74%とします。

緑地の確保目標水準	現状値	目標値	
	令和5年 (2023)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
市街化区域面積に対する割合 A	15%	15%	15%
都市計画区域面積に対する割合 B	72%	74%	74%

※ 都市計画区域内の緑地確保量の現状値は、令和2年度(2020年度)都市計画基礎調査票の市全域の緑地面積7428.8haを使用しています。

$$A = \frac{\text{市街化区域内の緑地確保量}}{\text{市街化区域面積}}$$

$$B = \frac{\text{都市計画区域内の緑地確保量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

イ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市計画区域人口一人当たり面積の目標水準 (m ²)	現状値	目標値	
	令和5年 (2023)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
都市公園等	25.22 m ² /人	26.95 m ² /人	27.94 m ² /人
都市公園	6.60 m ² /人	7.73 m ² /人	8.01 m ² /人 ^{※2}

※1 都市公園等は、都市公園以外の公共施設緑地を含みます。

※2 都市緑地法施行令、秦野市都市公園条例において、都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は10.0 m²以上に設定されています。

ウ 都市緑化の目標

	現状値	目標値	
	令和5年 (2023)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
施設緑地	789.84 ha	781.91 ha	781.91 ha
地域制緑地	6,899.00 ha	6,904.17 ha	6,912.82 ha
合計（重複を除く）	7,552.30 ha	7,580.44 ha	7,589.09 ha

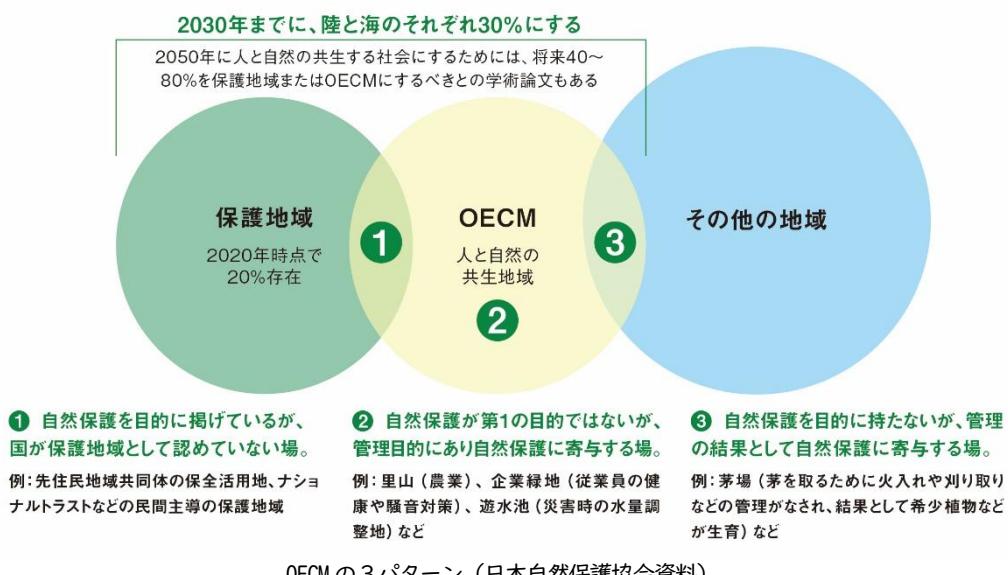
(3) 里山の保全再生整備の目標

	現状値	目標値	
	令和5年 (2023)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
委託による整備	ふるさと里山整備事業	7.70 ha	7.70 ha
	地域水源林長期施業受委託事業	30.50 ha	30.50 ha
ボランティア団体による整備	里山ふれあいの森づくり事業	31.95 ha	31.95 ha
	合計	70.15 ha	70.15 ha

(4) 生物多様性に関する目標

年 次	現状値	目標値	
	令和5年 (2023)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
OECM箇所数 ^{※1}	1	5	8

※1 Other effective area-based conservation measures の略で、国立公園等の保護地域以外で生物多様性保全に資する地域を言います。自然観察の森、里地里山、都市の緑地等がこれにあたります。日本では、「自然共生サイト」の認定区域のうち、保護地域との重複を除いた区域がOECMとして国際データベースに登録されます。



3 緑地機能の配置計画

(1) 系統別の配置計画

ア 環境保全系統

(ア) みどりの骨格の保全

- 丹沢山地や渋沢丘陵、弘法山周辺の樹林地を保全します。
- 市街地周辺の農地や、水無川などの河川空間も含め、みどりの骨格を構成します。
- 快適な環境の基盤として、これらの緑地を維持・保全します。

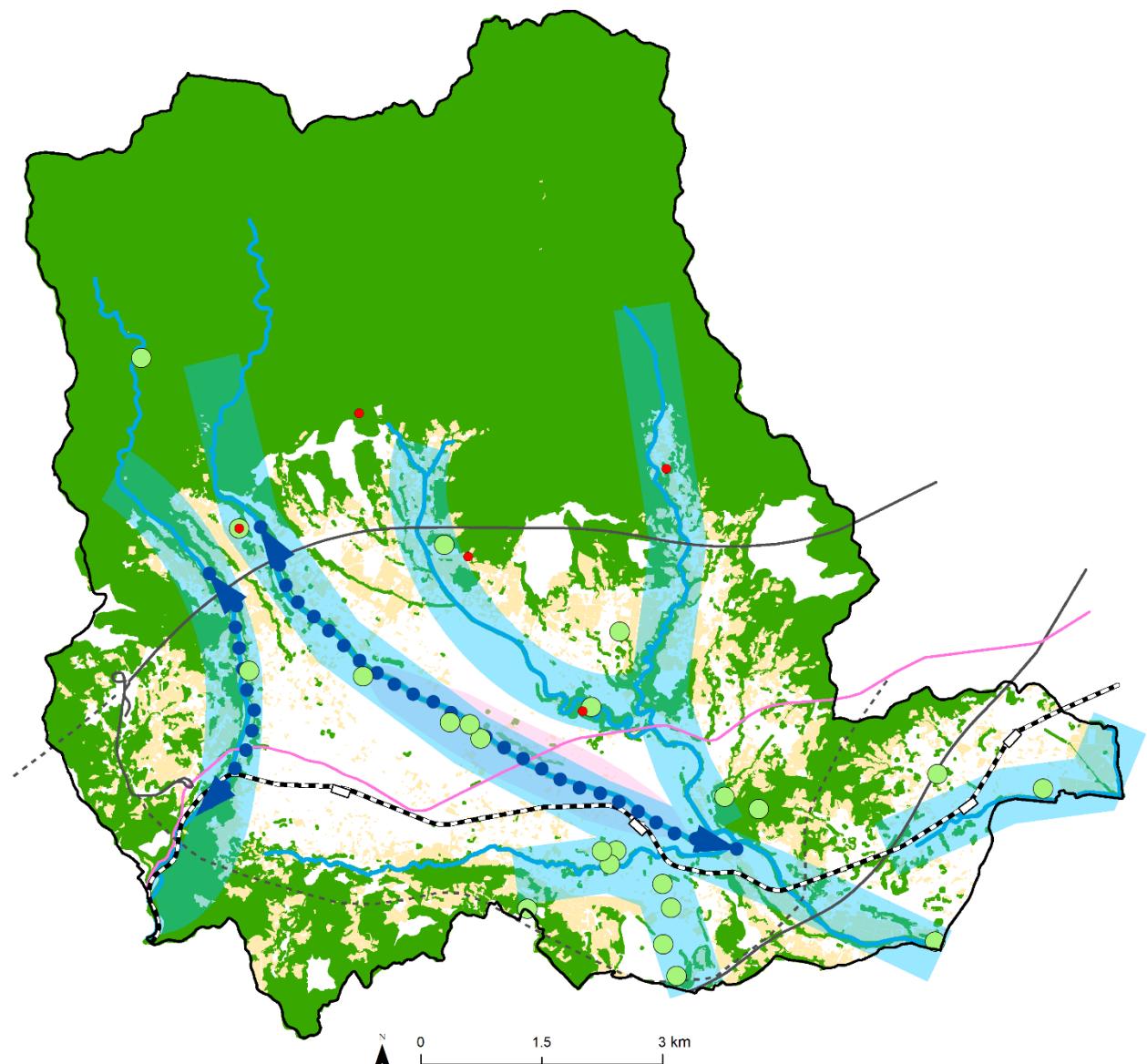
(イ) みどりの核のネットワーク化

- 樹林や水辺など、生物多様性を確保する自然環境を保全します。
- 緑地・水辺をビオトープとして位置づけ、野生動物の移動可能なネットワークを自然に形成します。
- 緑地・河川・公園の連携により「水とみどりのふれあい軸」を構築します。

(ウ) 局地気象の緩和

- ヒートアイランド現象対策として、水無川などの河川空間や市街地周辺の緑地を保全します。
- 風の通り道となるまとまった緑地空間の維持により、気温や湿度の調整を促進します。
- 中心市街地では、屋上や壁面の緑化を進め、気温上昇の緩和や空気の浄化に寄与します。

環境保全系統の配置計画図



凡例

	行政界		みどりの骨格 (樹林地)	—	みどりの骨格 (河川)
	小田急電鉄小田原線		農地	●	みどりの核 (緑地)
	国道246号		緑の核のネットワーク化	●	みどりの核 (拠点施設)
	高速道路		局地気象	↔	水とみどりのふれあい軸
	計画中				

イ 景観形成系統の配置計画

(ア) 山並み景観

- 丹沢山地・渋沢丘陵・弘法山を景観の骨格として保全します。
- 富士山や相模平野・相模湾などの眺望が楽しめる展望地点を確保します。

(イ) 桜の景観

- 県内最長の約6.2kmにわたるソメイヨシノ等の桜並木を守ります。
- みずなしがわ緑地・弘法山公園、震生湖公園など施設緑地の桜を守ります。

(ウ) 里山・田園景観

- 雑木林や谷戸田を身近な自然として保全します。
- ソバ・お茶・八重桜など四季を感じる農地景観、屋敷林や社寺林も保全・活用します。

(エ) 水辺景観

- 水無川・四十八瀬川・湧水群・震生湖などを「秦野らしい景観」として保全します。
- 親水護岸の維持、水辺空間の創出、水質の浄化、生態系の保全を推進します。

(オ) 歴史・文化の景観

- 歴史的・文化的資源を再認識し、それらと一体となったみどりを保全・活用します。
- 昔ながらの景観の保全・再現を進めます。

(カ) 街の景観

【全体方針】

- 地域の特性を活かし、調和のとれた景観まちづくりを推進します。
- 自然環境の保全と良好な居住環境を守るため、樹林地・樹林の指定を行います。

【住宅地】

- 樹木や生け垣などの緑化を促進し、うるおいのある景観を形成します。

【商店街】

- 商店街の整備と、屋上・壁面の緑化でゆとりある空間づくりを推進します。

【工場地】

- 工場の緑化を進め、自然と調和した景観づくりを目指します。

【公共建築物】

- 敷地の緑化と眺望を考慮したオープンスペースを確保します。

【道路】

- 幹線街路には街路樹などを植栽し、みどりの連続性を確保します。

○住宅街では生け垣などで緑豊かな道路づくりを推進します。

【駅】

○駅周辺の特徴を活かし、眺望や施設との調和を考慮した景観づくりを行います。

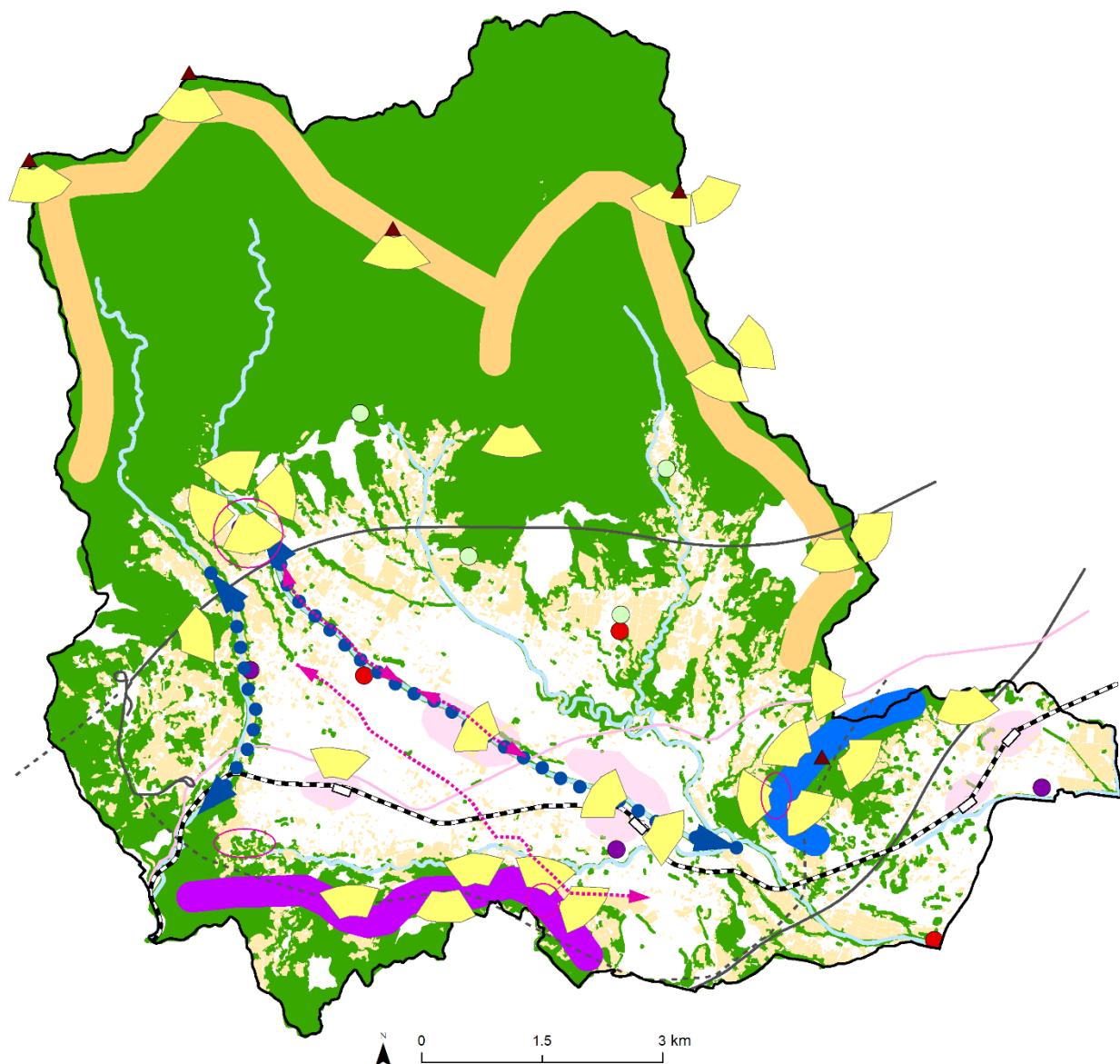
【公園・緑地】

○みどりの適切な維持管理、市街地の貴重な緑を保全します。

○葛葉緑地を環境学習の場として活用します。

○水辺と連携し、「水と緑のネットワーク」化を進めます。

景観形成系統の配置計画図



凡例

行政界	山並み景観（丹沢山地）	里山・田園景観（拠点施設）
----- 小田急電鉄小田原線	山並み景観（渋沢丘陵）	水辺景観（拠点施設）
----- 国道246号	山並み景観（弘法山・権現山）	歴史・文化の景観（拠点施設）
----- 高速道路	展望地点からの展望方向	水とみどりのふれあい軸
----- 計画中	樹林地	桜の景観
----- 水辺景観（河川）	里山・田園景観	街の景観（緑化重点地区・緑豊かな駅前空間の創造）

ウ レクリエーション系統の配置計画

(ア) 日常圏のレクリエーションの場

- 都市公園（街区・近隣・地区公園）は、公園整備状況や人口に応じて使いやすい配置を計画します。
- 水に親しめる緑地（葛葉緑地、みずなし川緑地、湧水群）を保全・整備し、自然とのふれあいの場として活用します。
- スポーツ振興として運動公園、こども広場、学校グラウンド（休日開放）を地域スポーツの拠点に位置付けます。また、「はだのスポーツビレッジ」整備により渋沢丘陵一帯の地域活性化を推進します。
- 農地とのふれあいの場として、コミュニティ農園やふれあい農園を適宜配置します。

(イ) 広域圏のレクリエーションの場

【都市公園】

- 秦野中央運動公園をカルチャーパークの中心とし、文化・教養・スポーツ施設の充実を図ります。
- 特殊公園は特性に応じた施設配置を行います。
- 広域公園として県立秦野戸川公園の整備を促進します。

【公共施設緑地】

- 震生湖の自然環境を景観・文化・観光資源として保全・活用します。
- 「はだのスポーツビレッジ」の整備により渋沢丘陵一帯の地域活性化に活用します。

【地域制緑地】

- 丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、表丹沢県民の森などを多様な需要に対応する緑地として位置付けます。

【民間施設緑地】

- 丹沢のゴルフ場を市外来訪者も利用するレクリエーションの場として活用します。

【グリーンツーリズム^{※1}】

- 農家民宿やワーキングホリデーなどを観光や里地里山保全事業と連携して検討・試行します。

【ハイキング】

- 表丹沢や渋沢丘陵を結ぶハイキングコースの活用を促進し、市内外の方のみどりに触れ合う機会を創出し、Well-being の向上に努めます。

※1 「グリーンツーリズム」

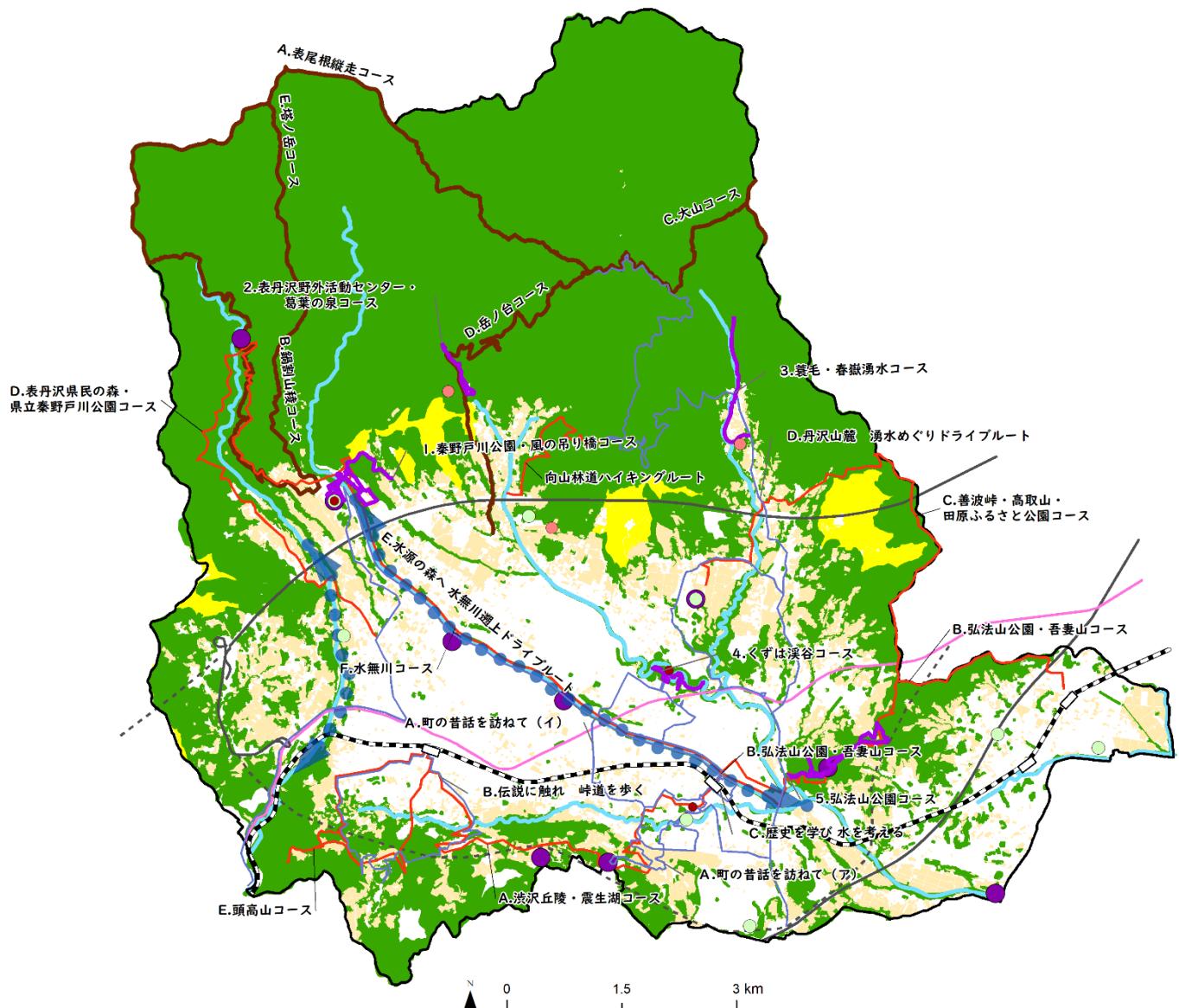
都市住民が農家などにホームステイして農作業の体験をしたり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動。

【森林セラピー^{※1}】

○森林セラピー基地として、5つの森林セラピーロードを活用し、癒しや健康増進を図ります。

^{※1} 「森林セラピー」
森林セラピーソサエティによる認定、医学的効果が認められたコース

レクリエーション系統の配置計画図



凡例

日常圏のレクリエーションの場 広域圏のレクリエーションの場

行政界

小田急電鉄小田原線

国道246号

高速道路

計画中

都市公園

水に親しめる緑地

農地

樹林地

水とみどりのふれあい軸

都市公園・公共施設緑地

拠点施設

ハイキングコース

登山コース

ゴルフ場

森林セラピーロード

名水巡りコース

エ 防災系統の配置計画

(ア) 自然災害の防止

○本市は自然災害による崩壊や土砂の流出などが生じやすい地形であり、また市街地も起伏に富み、多くの崖が散在していることを鑑み、計画的な造林の推進と乱伐防止により、林地の維持・水源のかん養に努めます。

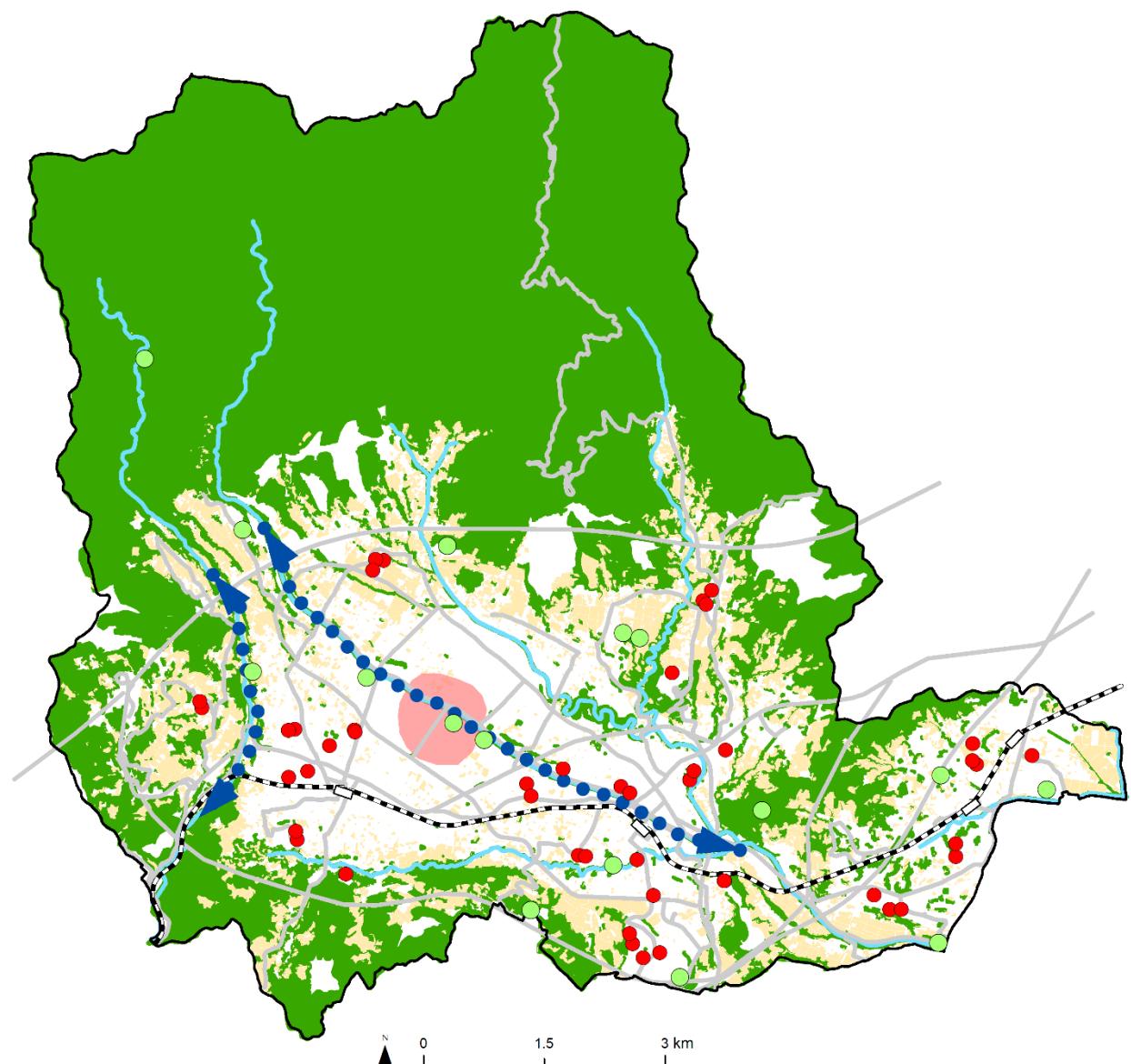
(イ) 人為災害の防止

○緑地や街路樹の配置により、延焼遮断空間を確保します。
○工業地と住宅地の間においては、工場立地法に基づく植栽、県のみどりの協定による緑化、まちづくり条例による植栽などを活用し、緩衝緑地を整備します。
○街路樹・緑地・河川空間・農地などの整備・保全により、災害拡大を防止する機能を強化します。

(ウ) 避難地の確保

○災害時の避難場所や避難路として緑地を配置します。
○地震時の避難場所としてカルチャーパーク総合体育館、小・中学校、風水害時の避難所として各公民館が指定されており、これらの施設の緑化を充実させ、避難地としての機能を維持します。

防災系統の配置計画図



凡例

- | | |
|---|---------------------------|
| □ 行政界 | 農地 (災害拡大防止効果) |
| ---- 小田急電鉄小田原線 | 工業系地域の緑化 (緩衝緑地) |
| — 道路網 (避難路・延焼緩和効果) | ←→ 水とみどりのふれあい軸 (災害拡大防止効果) |
| — 河川空間 (災害拡大防止効果) | |
| ● 都市公園・公共施設緑地 (避難地・延焼遮断効果) | |
| ● 広域避難場所 (35箇所、カルチャーパーク総合体育館・公民館・各小学校・各中学校) | |

(2) 総合的な配置計画

緑地の配置は、本計画の基本理念及び基本方針に基づき、次の視点で計画された系統別の配置計画によって示します。

ア 骨格的な緑地の配置

市街地を取り囲むように広がる農地及び丹沢山地や渋沢丘陵等の樹林地、市街地の中央を流れる水無川等の河川空間を、本市の骨格を形成する緑地として位置付けます。

イ 水と緑のネットワークの形成

生物の多様性が確保されるように、市街地に点在する樹林・農地・水辺等と丹沢山地・渋沢丘陵とのネットワーク化を図り、野鳥・昆虫・小動物等の移動が容易となるようにします。

また、市内各所に存在している緑の核となる樹林地や公園、河川を散策路やハイキングコースの整備等により、レクリエーション空間としてのネットワークを形成します。

ウ 緑地等の均衡ある配置

市街化の発展動向、現在の各地区の緑地充足度等を考慮し、都市全体で均衡ある都市環境が形成されるようにバランスに配慮した配置を行います。

総合的な緑地の配置計画図



凡例

- | | | |
|-----------|----------------------|-----------------|
| 行政界 | 骨格的な緑地（樹林地） | ● 緑とふれあう拠点施設 |
| 市街化区域 | 骨格的な緑地（河川空間） | ■ 緑化重点地区 |
| ゴルフ場 | 水と緑のネットワーク（生物） | △・△ 水とみどりのふれあい軸 |
| 小田急電鉄小田原線 | 水と緑のネットワーク（レクリエーション） | |
| 国道246号 | ■ 都市公園 | |
| 高速道路 | ■ 緑地 | |
| 計画中 | ■ 公共施設緑地 | |

4 生物多様性保全に関する配置計画

(1) 生き物の里

丹沢山系の麓に位置する秦野盆地の山間部は、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山として認定されています。このような自然豊かな山間部の谷戸田や湧水地などの水辺環境を保全することで、多種多様な動植物種の生息生育を守るため市内7箇所を「生き物の里」に指定し、各指定地域の生き物の里監理団体等による草刈りや水路等の整備を行い、生き物の里及びその周辺一帯の環境の保全再生に努めます。

(2) みんなの里【新規】

各地区の里地里山にある、生き物の里に準じるような自然豊かな場所を市民や来訪者が自然と触れ合える場所として、「みんなの里」のエリアを構築し、市民がみどりを知り、関心を高め、ネイチャーポジティブに結びつく取り組みを推進するとともに、市民のみならず市外から来訪者を呼び込みにぎわいの創出につなげます。

(3) 準・生き物の里【新規】

みんなの里のエリア内で、特に多種多様な動植物の生息する場所を「準・生き物の里」として、保全していきます。将来、「生き物の里」に指定する条件が整えば、秦野市緑条例の手続きに従って、指定の手続きをする可能性があります。

No.	エリア	自然と触れ合える拠点となる資源	見られる代表的な生き物
1	東・里地里山エリア	蓑毛自然観察の森、森林セラピーロード(蓑毛・春嶽湧水コース)、田原ふるさと公園周辺※、つなぐ棚田遺産(名古木の棚田群)	スギ、ミツマタ、テンナンショウ類、ヤマユリ、クロコノマチョウ、シオカラトンボ、キセキレイ、オオルリ、カラ類、ニホンアマガエル、ホトケドジョウ
2	北・里地里山エリア	森林セラピーロード(表丹沢野外センター※・葛葉の泉コース※、秦野戸川公園・風の吊り橋コース)	フサザクラ、ヤマユリ、ヤマリソウ、アオスジアゲハ、ゲンジボタル、ヒメアメンボ、ウグイス、キビタキ、ノスリ、アブラハヤ、カジカ
3	上・四十八瀬川エリア	生き物の里(柳川)、四十八瀬川※	ヒガンバナ、ワレモコウ、ゲンジボタル、ミヤマカワトンボ、カワセミ、ホトトギス、シュレーゲルアオガエル、ホトケドジョウ、カジカ
4	渋沢丘陵西エリア	頭高山、室川源流湧水群※、生き物の里(渋沢ふれあいの里、峠、千村)	コナラ、キンラン、フタリシズカ、ゲンジボタル、オニヤンマ、ハグロトンボ、キビタキ、コゲラ、ルリビタキ、ムカシツチガエル、ヤマアカガエル、ホトケドジョウ
5	渋沢丘陵東エリア	震生湖※、立野緑地、今泉名水桜公園、今泉あらい湧水公園、今泉ほたる公園	コナラ、イチヤクソウ、キンラン、カブトムシ、ゲンジボタル、ハイケボタル、ハグロトンボ、カワセミ、モズ、マガモ、アズマヒキガエル、アブラハヤ
6	弘法山周辺エリア	弘法山、森林セラピーロード(弘法山公園コース)、野仏と温泉のみち※	コナラ、クヌギ、ヤマユリ、アキノタムラソウ、ホウチャクソウ、モンキアゲハ、カブトムシ、ヤマトタマムシ、アオゲラ、ヤマガラ
7	鶴巻・田園エリア	鶴巻あじさい散歩道※	アジサイ、ケキツネノボタン、ヒガンバナ、シオカラトンボ、モンシロチョウ、ヒバリ、カルガモ、ドジョウ、トウキョウダルマガエル、ニホンアマガエル

※ 準・生き物の里

みんなの里配置計画図



第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

I 施策の体系

基本方針	施 策 の 方 向	施 策 の 展 開
(1) 知 る う み ど り を さ う	<ol style="list-style-type: none"> みどりへの関心を深め、ふれあいを進めます みどりの知識や大切さを教えます 	<p>①緑化推進の啓発（みどりの月間、市の木市の花、誕生記念樹）</p> <p>②緑化思想の普及啓発（くずはの広場・養毛自然観察の森）</p> <p>③里地里山の保全再生及び林業思想の普及（里山ふれあいセンター・表丹沢野外活動センター）</p>
(2) 守 る う み ど り を さ う	<ol style="list-style-type: none"> 大切な森や林を守り、ゼロカーボンシティの実現をめざします 大切な田畠を守ります 	<p>①既存樹林・樹木の保全（樹林保全地区、保存樹木、寺社林・屋敷林の保全）</p> <p>②地域制緑地の継続（国定公園・県立自然公園、自然環境保全地域等）</p> <p>③水源の森林づくり</p> <p>④自然共生サイトへの登録</p> <p>⑤みんなの里（準・生き物の里）の設定</p> <p>⑥企業との連携</p> <p>⑦生物調査の実施</p> <p>⑧農業の振興（生産緑地、農業振興地域、市民農園、グリーンツーリズム）</p>
(3) 創 る う み ど り を さ う	<ol style="list-style-type: none"> 誰もがふれあえる緑を増やします みどりあふれる都市（まち）をつくります 心なごむ景観をつくります 	<p>①公共施設の緑化推進（公共施設緑化、道路・駅前広場緑化、多自然川づくり）</p> <p>②公園、緑地の整備</p> <p>③はだの一世紀の森林づくり構想（里山再生、森林づくり）</p> <p>④里地里山の保全再生</p> <p>⑤まちづくり条例及び景観まちづくり条例による緑化指導</p> <p>⑥事業所、商店街、住宅地の緑化推進</p> <p>⑦緑豊かな景観形成</p>
(4) 生 か そ う み ど り を さ う	<ol style="list-style-type: none"> 親しめる水辺をつくります 緑を地域のまちづくりに生かす 	<p>①みどりネットワークの形成（生き物の里、水辺緑地整備、河川緑地）</p> <p>②みんなの里（準・生き物の里）の設定【再掲】</p> <p>③名水百選「秦野盆地湧水群」の保全、整備</p> <p>④地域のシンボル的な樹木を景観重要樹木に指定</p> <p>⑤グリーンインフラ、雨水浸透の活用による災害レジリエンスの向上</p>
(5) 暮 ら そ う み ど り を さ う	<ol style="list-style-type: none"> 市民によるみどりのまちづくりを応援します 協働による施策を進めます 	<p>①活動団体への助成（公園愛護会、公園里親制度）</p> <p>②かながわのナショナル・トラスト緑地保存契約</p> <p>③秦野市みどり基金の充実と活用</p> <p>④バイオマスを活用したみどりが循環するまちづくり</p> <p>⑤森林里山の活用アクションプランによる持続可能な循環サイクルの構築</p>

2 緑地の保全及び緑化推進のための施策

基本方針(1) みどりを知ろう

1. みどりへの関心を深め、ふれあいを進めます

みどりの月間や緑化イベント、みどりに関する情報発信を積極的に行い、市民のみどりの重要性や役割などに対する関心を深めていきます。

①緑化推進の啓発（みどりの月間、市の木市の花、誕生記念樹）

- ・「はだのみどりの月間（4月29日～5月31日）」期間中の「くずはの家・春のつどい」、「環境月間（6月）」期間中の苗と種の配布、誕生記念樹の配布を始めとした各種の緑化イベントを継続して実施し、市民の緑化意識の高揚を図ります。
- ・「くずはの家春・秋のつどい」、「市民の日」を緑化思想普及のための事業に位置付け、緑化コーナーの充実を図ります。
- ・くずはの家マスコットキャラクター「もりりん」、ネイチャーポジティブキャラクター「ネポたん」を緑化イベント等へのPRに活用します。
- ・市の木、市の花の紹介や、みどりに関する情報発信を行います。



市の木「さざんか」
City Tree
“The Sasanqua”
昭和47年(1972年)4月1日
制定



市の木「こぶし」
City Tree
“The Magnolia”
平成17年(2005年)4月23日
制定



市の鳥「うぐいす」
City Bird
“The Bush Warbler”
昭和47年(1972年)9月1日
制定



市の花「なでしこ」
City Flower
“The Wild Pink”
昭和47年(1972年)4月1日
制定



市の花「あじさい」
City Flower
“The Hydrangea”
平成17年(2005年)4月23日
制定



くずはの家
マスコットキャラクター
「もりりん」

2. みどりの知識や大切さを教えます

森林・河川・湖沼・畠などの自然環境とのふれあいを通して、みどりの関心を高めることにより、市民のみどりの重要性や役割などに対する理解を深めていきます。

①緑化思想の普及啓発（くずはの広場・蓑毛自然観察の森・エコスクール）

- ・「くずはの広場」、「蓑毛自然観察の森」、「弘法山公園」、「県立秦野戸川公園」を自然観察の拠点として位置付けます。自然環境とのふれあいを通して、市民がみどりの重要性や役割などに対する理解を深められるよう、これら拠点の利活用を図ります。
 - ・「くずはの広場」の中心的な施設である「くずはの家」において開催している探鳥会・昆虫教室・植物観察会などの充実を図り、より多くの市民の参加を得るように努めます。
 - ・「はだのエコスクール」など、学校や地域で実践的な環境教育・学習の場を作ります。
 - ・河川浄化月間等での継続的な美化活動を通じて、河川浄化に対する意識を啓発します。



はだのエコスクール「教室編」



はだのエコスクール「フィールド編」

②里地里山の保全再生及び林業思想の普及（里山ふれあいセンター・表丹沢野外活動センター）

- ・里地里山の保全再生及び林業思想の普及の場として、「里山ふれあいセンター」、「表丹沢野外活動センター」の活用を図ります。
- ・小学校での里地里山環境学習の推進を図ります。
- ・木と触れ合う機会を創出し、秦野産材の活用を推進し、森林林業に対する普及啓発及び森林循環サイクルの構築を図ります。



里山ふれあいセンター



表丹沢野外活動センター

基本方針(2) みどりを守ろう

1. 大切な森や林を守り、ゼロカーボンシティの実現をめざします

祖先から受け継いだ様々な恵みをもたらす森林をより健全な形で子々孫々に継承するため、適正な維持管理に努め、人と自然が共生した秦野らしさのある森林づくりを進めます。

また、森林等が光合成により二酸化炭素を吸収・固定する機能を有することを踏まえ、森林の保全・適正管理を通じてゼロカーボンシティの実現に寄与します。

①既存樹林、樹木の保全（樹林保全地区、保存樹木、寺社林・屋敷林の保全）

- ・自然環境の保全と良好な居住環境を確保するため、「秦野市みどり条例」に基づき、樹林保全地区及び保存樹木を指定します。
- ・樹林保全地区の所有者の高齢化や樹木の生長に伴い適正な管理が困難となっていることから、維持管理に必要な奨励金の交付や、必要に応じて地権者・整備団体・市の三者契約による整備支援を行います。
- ・農地景観や農地と一体となって穏やかな田園景観を形成する屋敷林・社寺林を保全・活用し、維持管理に必要な支援を行います。



樹林保全地区の樹林



樹林保全地区の樹林



保存樹木

②地域制緑地の継続（国定公園・県立自然公園、自然環境保全地域、保安林）

- ・丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園の登山道・トイレ等の施設整備や維持管理、自然公園の適正利用の促進を図り、市民、県民へ健全なレクリエーションを提供する場として保全します。
- ・豊かで貴重な自然を有し、自然的、社会的諸条件からみて保全することが必要な区域として、三廻部浅間山、菩提向山、田原・蓑毛の自然環境保全地域の指定を継続します。
- ・既に指定されている保安林区域について、今後も多面的な機能が發揮できるよう、土地所有者に対して適切な維持管理を促します。

③水源の森林づくり

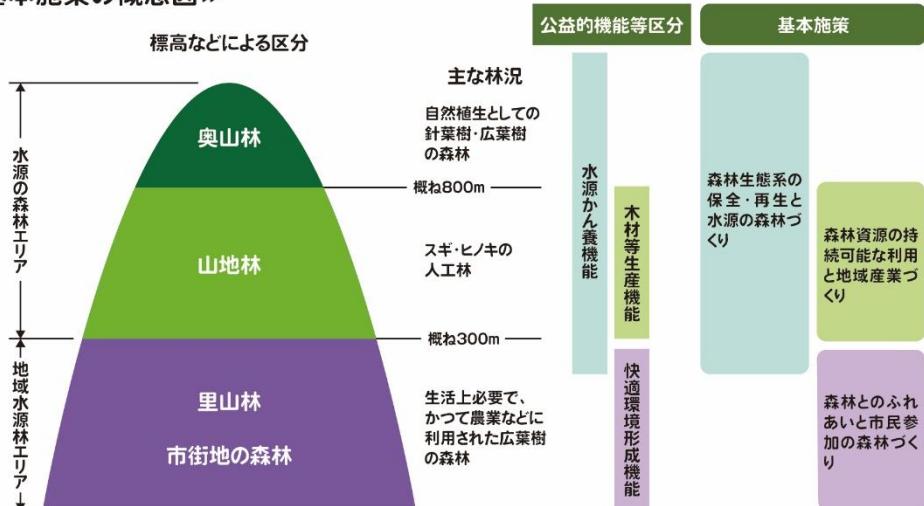
- ・県と連携して実施している「水源の森林づくり事業」において、県の定める水源の森林エリア内で実施する森林の整備（枝打・除間伐）に対して補助を実施します。
- ・林業活性化のため、多くの市民に生涯を通じて木と触れ合う機会を創出する「木のある暮らしづくり事業」を展開します。
- ・森林、林業を担う県西の一大拠点となる「羽根森林資源活用拠点（仮称）」の整備を進めます。

«基本施策の体系図»

持続可能な森林づくりと自然との共生

森林生態系の保全・再生と水源の森林づくり
森林資源の持続可能な利用と地域産業づくり
森林とのふれあいと市民参加の森林づくり

«森林区分と基本施策の概念図»



秦野市森林整備計画（令和5年（2023年）3月）

④自然共生サイトへの登録

- ・動植物の生息地又は生育地としての特性を持ち、生物多様性の保全にとって重要な地域については、OECM や自然共生サイトの認定取得を推進します。
- ・企業や各種団体が主体となって OECM や自然共生サイトへの認定を進める場合については、必要に応じて維持管理の支援を検討します。

⑤みんなの里、準・生き物の里の設定【新規】

- ・生物多様性をより身近に感じられる場所として「みんなの里」、「準・生き物の里」を設定します。
- ・エリアの維持管理、生き物の観察マナーの発信等を地域住民と協働で行っていきます。
- ・エリア内で特に生物多様性が保全されている場所を「準・生き物の里」として設定します。

⑥企業との連携

- ・ネイチャーポジティブ自治体認証を生かし、企業との連携を深め、大切なみどりと生物多様性の保全再生を図ります。



ネイチャーポジティブ自治体認証書授与式

⑦生物調査の実施

- ・団体等と協力して生物調査を継続実施し、生物多様性に関わる様々な施策に活用します。また、特定外来生物の駆除等に努め、生物多様性の保全再生を図ります。

2. 大切な田畠を守ります

田畠は、ゆとりある市内のオープンスペースとして保全すべき貴重な空間であることから、生産緑地制度の活用等による農地の保全、農地バンク（農地中間管理事業）による農業の振興に努めます。

①農業の振興（生産緑地、農業振興地域、市民農園、グリーンツーリズム）

- ・市街化区域内の農地については、生産緑地地区への追加指定を周知し、生産緑地の拡大・維持に努めます。
- ・農業振興地域農用地区域については、農業生産の場として緑地の永続性が高いため、優良農地として確保及び保全します。必要に応じて、農用地区域への編入等を検討します。
- ・農地バンク（農地中間管理事業）を通じ、農業の担い手等への農地利用の集積・集約化を図り、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進します。【新規】
- ・市民農園（ふれあい農園、さわやか農園）、コミュニティ農園、生ごみ持ち寄り農園等の市民が農業とふれあえる場所を確保します。新たな市民農園の開設に関する相談支援等を行います。
- ・ハイキングと農産物収穫体験を組み合わせた農園ハイクを実施し、健康増進と地域の魅力を味わえる体験を推進します。
- ・地域農業の活性化や人々の憩いの場及び観光拠点として、農村公園の適切な維持管理に努めます。
- ・観光関連の事業と連携し、農家民泊やワーキングホリデー等のグリーンツーリズム・エコツーリズムの実施を検討します。

基本方針(3) みどりを創ろう

基本方針(3) みどりを創ろう

I. 誰もがふれあえる緑を増やします

都市公園、都市緑地、都市公園以外の公共施設緑地など、誰もがふれあえる緑を増やします。また、50年かけて荒廃した森林を再生し、さらに50年かけて整備された森林をつくる「はだの一世紀の森林（もり）づくり構想」を推進します。

①公共施設の緑化推進（公共施設緑化、道路・駅前広場緑化、多自然川づくり）

- ・環境創出行為などに伴う提供緑地を公共施設緑地に位置付け、継続的な維持管理に努めます。
- ・秦野市浄水管理センター敷地内になでしこ運動広場は、下水道処理施設の機能を増設するまでの間、スポーツ広場として活用し、樹木の剪定やグラウンドの草刈、テニスコートの不陸整正などの整備を行います。
- ・地域の緑の拠点として民間事業所の模範となるような緑化を推進します。また、オープンスペースのある公共施設は、多様な生き物の生息に配慮した工夫を行い、緑や生き物にあふれた環境を創出します。
- ・小学校・中学校の老木や樹高の高い樹木に対して安全確保を図るとともに、緑化の充実化に努めます。また、公園などに接する場合は一体的整備と管理を進め、地域のコミュニティの場及び防災拠点として位置付けていきます。
- ・震生湖周辺の樹林地や湿性草地は、自然の姿を身近に感じることができるとともに、動植物の貴重な生息・育成環境であり、地学的に国内で最も新しい自然湖のひとつであるため、この豊かな自然環境を保全し、良好な景観を維持していきます。
- ・道路や駅前広場について、生き物の生息移動空間の形成にも配慮した緑化を推進します。また、景観と利用者利便性に配慮し適切な維持管理に努めます。
- ・河川の改修・整備の際には、河川を身近に感じられるものとするため、河川敷の親水化等を検討します。河川周辺の草地や樹林地などについて、自然景観の貴重な要素、また豊かな生物相の緑地として保全していきます。
- ・四十八瀬川・葛葉川・金目川・室川・大根川を河川緑地として位置付け、自然環境に調和した整備及び生物多様性に配慮した多自然護岸及び工法の採用を河川管理者に對して要望します。

②公園、緑地の整備

- ・住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）について、計画的に更新を行い、誰もが安心して快適に利用できる公園の提供に努めます。街区公園の設置に際しては、環境創出行為等による公園整備のほか、周辺の公園設置状況や地域における利用目的

を踏まえて整備します。

- ・公園施設の老朽化等が進んだ公園については、予防保全の観点から施設の更新を行うとともに、公園再生構想に基づき、地域や利用者のニーズを反映しながら再生を図ります。
- ・都市基幹公園（総合公園、運動公園）であるカルチャーパークは、文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場として、施設の充実と利用の促進を図ります。秦野市カルチャーパーク内の総合体育館は、秦野市地域防災計画で広域避難場所に位置付けられているため、災害時には指定管理者と協力して復旧を行います。
- ・特殊公園（風致公園）である今泉名水桜公園は、水辺景観の拠点として、周辺の桜やせせらぎなど憩いを与える公園の維持管理に努めます。
- ・特殊公園（歴史公園）である桜土手古墳公園については、園内樹木の樹勢の衰えや施設の老朽化が見られることから、公園活性化事業を実施するとともに施設の適切な維持管理に努めます。
- ・広域公園（県立秦野戸川公園）について、県による今後の未整備区域の本格的な整備が実現するよう県に働きかけるとともに、表丹沢魅力づくり構想など、本市の将来的な都市像の実現に係る一拠点により一層なるよう、県に要望します。
- ・市街化区域内又はその周辺に存在する良好な自然的環境を活用することにより、市民の日常生活にうるおいを与え、都市環境の保全と回復を図るため、都市緑地の保全に配慮します。

③はだの一世纪の森林づくり構想（里山再生、森林（もり）づくり）

- ・「はだの一世纪の森林（もり）づくり構想」を基に、奥山林、山地林、里山林、市街地の森林それぞれに合った保全整備を進め、環境・防災・景観など、多面的な機能を備えた健全で持続可能な森林（もり）づくりを進めます。
- ・「秦野市植樹祭」を実施し、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を支援することで、秦野らしい森林（もり）づくりを進めます。

④里地里山の保全再生

- ・荒廃した里地里山の拡大を防ぐため、「里山ふれあいの森づくり事業」を実施し、里山保全活動団体との協働・支援制度の充実を図ります。
- ・里山ボランティア活動団体により構成されている「はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会」において、地区別での意見交換会や全体視察研修、里地里山フォーラム等を実施し、団体間の交流の促進、連携を図ります。
- ・森林里山に対する基礎的な知識と技術を習得し、里山保全に対する意識の高揚や充実を図ることを目的に、ボランティア養成研修講座を実施します。



しいたけのホダ木づくり



里山ボランティア養成研修

2. みどりあふれる都市（まち）をつくります

「都市緑地保全法」、「秦野市まちづくり条例」、「秦野市景観まちづくり条例」等に基づき、緑化指導、民間施設の緑化を促進し、みどりあふれる都市（まち）をつくります。また、緑化の推進に重点的に配慮を加えるべき地区を、必要に応じ緑化重点地区として設定します。

①まちづくり条例及び景観まちづくり条例による緑化指導

- ・事業者等の環境創出行為に対して、「秦野市まちづくり条例」に基づく緑化指導（プレイロット及び緑地の設置）を行います。
- ・工場立地法及び神奈川県みどりの協定実施要綱に該当する開発行為に対して、環境創出行為の事前協議において、協定の締結等を指導していきます。
- ・緑化指導の対象となる環境創出行為の規模や指導の内容について検討し、郷土樹種である照葉樹の植栽や景観・生き物の生息環境に配慮した緑化を指導します。

②事業所、商店街、住宅地の緑化推進

- ・盆地のほぼ中央に集中する工業系地域の工場や事業所について、開発行為時に限らない自主的な緑化を促進し、地下水かん養の促進をするとともに、うるおいとやすらぎのあるまちなみの形成を図ります。事業所などに対する緑化思想の普及啓発事業と合わせ、地域の環境の向上に貢献できる緑化の事例を示す施策を展開します。

- ・限られた空間を生かした緑化を進め、商業地整備時には、ポケットパークの設置等みどりに包まれたうるおいと活気のある商業地の創出を図ります。
- 屋上・壁面・ベランダなどの利用により、花や樹木を用いた明るい華やぎのある空間を作り出します。さらに、主要な交差点や歩道沿いにスポット的にシンボルツリーの植栽や花壇を設置するなど、景観の向上を図ります
- ・住宅地については、樹木の植栽、ベランダでの草花の植栽など、緑化啓発を行うことで自主的な緑化を促進します。
- ・傾斜地や丘陵地における開発行為に対しては、景観の保全の観点からも、地域の特性に応じて高い割合の緑地を残せるよう、設計段階から保全計画を取り入れ、施工方法にも配慮を行い、緑地保全型の開発となるよう誘導します。また、保全された緑地は、事業主と緑地協定を締結するなど、その担保性を高めるための配慮を行います。
- ・日常的なオープンスペースとして利用されている寺社境内地、広く市外の人々にも利用しているゴルフ場4箇所を民間施設緑地に位置付けます。
- ・企業所有地、個人所有地、空き地等の民有地を緑地空間（オープンスペース）として有効利用するため、「市民緑地契約制度※1」や「市民緑地認定制度※2」の活用を推進します。

3. 心なごむ景観をつくります

「ふるさと秦野生活美観計画」などの環境配慮事項をもとに、秦野らしい自然的景観や歴史・文化的景観との調和がとれた緑豊かな景観づくりを進めます。

①緑豊かな景観形成

- ・「秦野市景観まちづくり条例」に基づき、本市の豊かな自然、歴史・文化等、地域特性を生かした景観まちづくりを推進します。
- ・「ふるさと秦野生活美観計画」などの環境配慮事項をもとに、山並みなどの豊かな自然や文化的資産との景観の調和に努めます。
- ・農地景観や農地と一体となって穏やかな景観を形成する屋敷林・社寺林について、樹林保全地区等の制度を活用し、保全に努めます。

※1 「市民緑地契約制度」

地方公共団体又はみどり法人等が土地等の所有者と契約を締結して市民緑地を設置管理する制度。（都市緑地法第55条）

※2 「市民緑地認定制度」

民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき市民緑地を設置管理する制度。（都市緑地法第60条）

基本方針(4) みどりを生かそう

I. 親しめる水辺をつくります

葛葉緑地、みずなし川緑地、秦野盆地湧水群などの保全・整備を推進し、自然とのふれあいの場として活用していきます。

①みどりネットワークの形成（生き物の里、水辺緑地整備、河川緑地）

- 本市のゆとりやうるおいを感じさせる空間として、緑地・河川・公園の一体化や連携に配慮し、自然と人の共生を考慮したつながりのある水とみどりのネットワークを形成します。また、整備に当たっては、意見公募や検討会により、市民の多様な要望を取り入れていきます。
- はだの表丹沢森林セラピー基地、森林セラピーロード、ハイキングコースを維持管理し、自然とのふれあいの場として積極的に活用します。【新規】

②みんなの里、準・生き物の里の設定【再掲】

- 生物多様性をより身近に感じられる場所として「みんなの里」、「準・生き物の里」を設定します。
- エリアの維持管理、生き物の観察マナーの発信等を地域住民と協働で行っていきます。
- エリア内で特に生物多様性が保全されている場所を「準・生き物の里」として設定します。

②名水百選「秦野盆地湧水群」の保全、整備

- 全国名水百選に選定されている「秦野盆地湧水群」及びその周辺緑地を含む水辺の整備、里地里山に接する谷戸田を生き物の里に指定し、生き物の里管理団体と連携を図りながら保全管理に努めます。

「キーワード」 de コラム I

森林セラピーとは、心と身体の健康維持・増進、病気の予防の効果が、科学的な証拠に裏付けされた森林浴のことです。

令和2年(2020年)3月に特定非営利活動法人森林セラピーソサエティによる生理・心理実験を実施した結果、本市の全域が「はだの表丹沢森林セラピー基地」として、さらに、秦野市の魅力を体感できる5つの散策コースが「森林セラピーロード」として認定されています。

里山の自然の癒しを「見る」「聴く」「嗅ぐ」「触る」「味わう」の五感を働かせて体感することができます。

今後は、このような里山及び森林資源の多面的な活用について、積極的に推進していきます。

主なコース	くずは峡谷コース
総延長距離（高低差）	約1.9km（41m）
主な植物	コナラ、エノキ、ニリンソウ、ウバユリ、キバナアキギリ
主な生き物	カブトムシ、ハグロトンボ、カワセミ、ヤマガラ、カジカガエル
主な周辺スポット	くずはの家、葛葉川、くずはのつり橋、とんぼのせせらぎ、鳴頭



出典：第3次秦野市環境基本計画

2. 緑を地域のまちづくりに生かす

景観上重要な樹木の保全、災害拡大防止機能を有する緑の保全、雨水貯留・浸透の活用など、緑が持つ多様な機能を活用して地域のまちづくりに生かします。

①地域のシンボル的な樹木を景観重要樹木に指定

- ・景観法及び秦野市景観まちづくり条例に基づき、地域のランドマークとなっている樹木、鎮守の森や里山を構成する樹木のうち、特に重要と認められるものを景観重要樹木として指定します。

②グリーンインフラ、雨水浸透の活用による災害レジリエンスの向上【新規】

- ・社会資本整備に当たっては、グリーンインフラの考え方を踏まえ、みどりが持つ機能を都市の防災・減災対策、ヒートアイランド・暑熱対策に活用します。

基本方針(5) みどりと暮らそう

1. 市民によるみどりのまちづくりを応援します

地域の緑化を進める団体や都市公園の美化及び維持管理を行う団体に対し、補助金等による支援を継続するとともに、新たな団体の育成を図り、住民活動の輪を広げ、みどりの基本計画推進の円滑化を図ります。

①活動団体への助成（公園愛護会、公園里親制度）

- ・公園愛護会、公園里親制度により、公園の花壇や広場の管理をする団体に対して、花の苗や物品の支給等の支援を行います。
- ・里山保全活動団体、環境ボランティア団体等への運営補助や環境活動への支援などを行います。

2. 協働による施策を進めます

県、市、市民、各種団体、事業者等と連携し、みどりの基本計画推進の円滑化を図ります。

①緑化ボランティア活動の場の提供

- ・アダプト制度^{※1}を活用して市民の協力を得ながら緑化を進め、水と緑とが一体となつたレクリエーション空間、生き物の移動空間を形成します。

②かながわのナショナル・トラスト緑地保存契約

- ・「公益財団法人かながわトラストみどり財団」と「かながわトラストみどり基金」が一体となって展開しているかながわのナショナル・トラスト運動による緑地保存地域第一号「葛葉川周辺の緑地」について、公益財団法人かながわトラストみどり財団、県、市及び市民が一体となって緑の保全に努めています。

③秦野市みどり基金の充実と活用

- ・秦野市みどり基金については、駅連絡所等市内8箇所に募金箱を継続設置し、各イベント開催時にはもりりんグッズを販売するなど、みどり基金の財源を確保します。

※1 「アダプト制度」

市民や団体が地域の公共スペース（道路、公園、河川など）を「養子のように面倒を見る」という精神で、ボランティア活動として美化や清掃、緑化などを手掛ける制度です。

④バイオマスを活用したみどりが循環するまちづくり

- ・木材の製品利用やその未利用材の普及促進を図り、森林資源の循環サイクルを構築し、里山の保全を行います。

⑤森林里山の活用アクションプランによる持続可能な循環サイクルの構築

- ・森林・里山の健全化のために、「植樹」・「育樹」・「活樹」に取り組み、森林整備と木材活用の持続可能な循環サイクルを構築します。

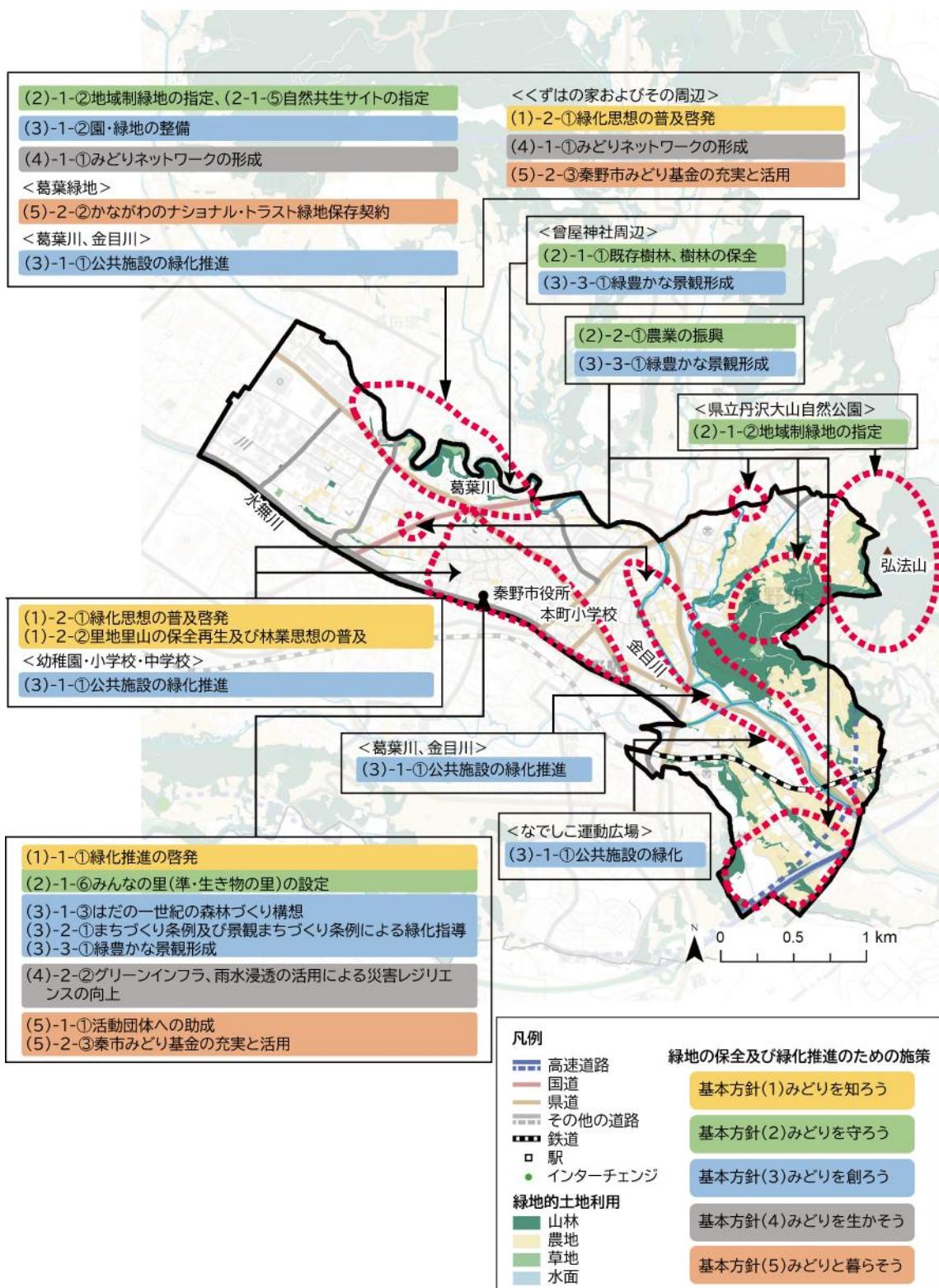
3 地区別の取り組み

(I) 本町地区

- 商店街や大型小売店舗が立地し、市役所を始めとした各種公共・公益施設も充実した本市の中心市街地となっています。
- 地区内には水無川、金目川、葛葉川が流れ、東側には弘法山や県立丹沢大山自然公園などの豊かな自然があります。弘法山周辺農地を活用した花のある観光地づくりが行われています。
- 地区東部及び南部等には農地が広がっています。
- 井之明神水湧水（曾屋神社）や、市役所前から本町小学校前の市道6号線歩道に湧水を活用したせせらぎがあります。
- 弘法山周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場の創出をします。

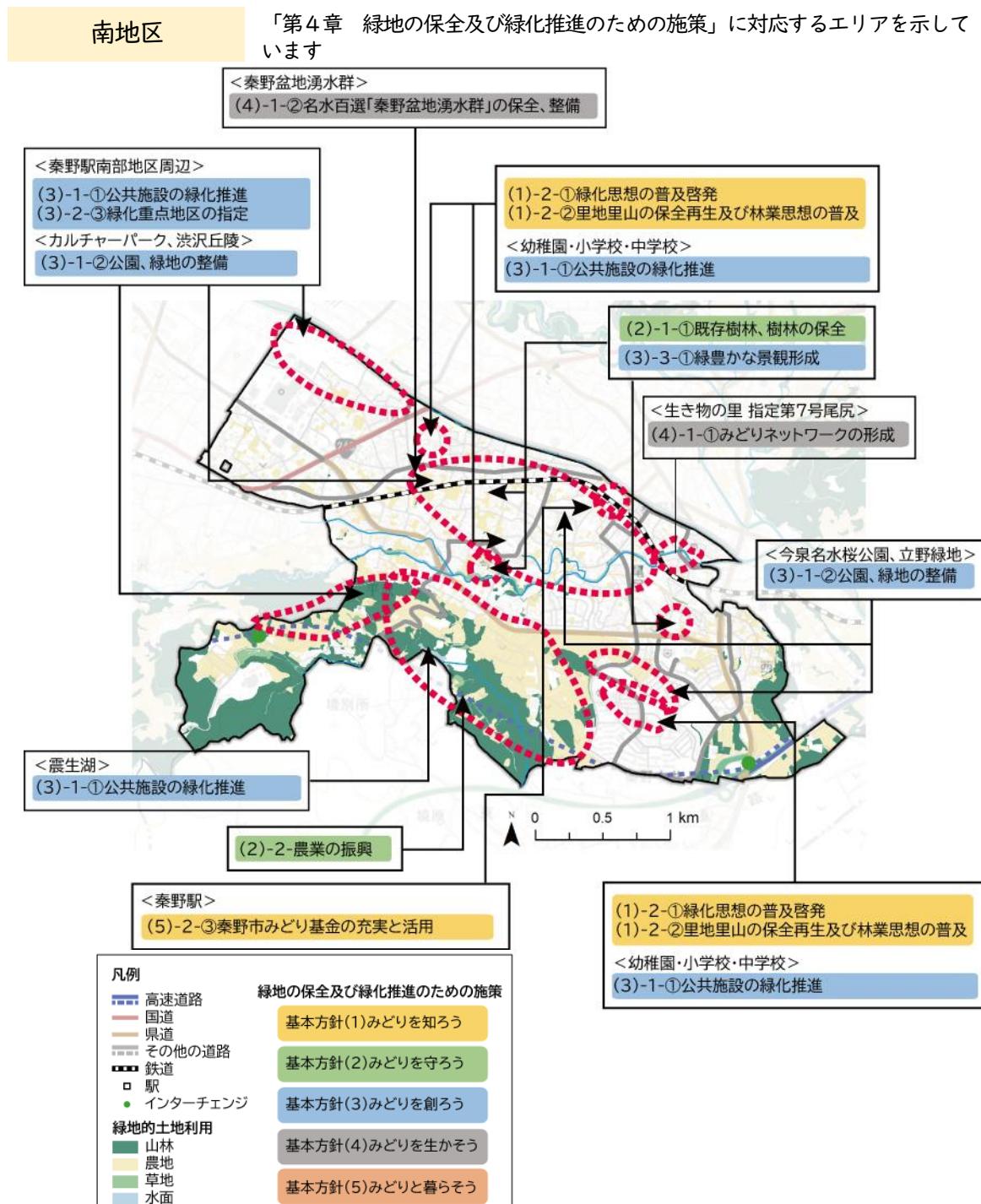
本町地区

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています



(2) 南地区

- 小田急線秦野駅を中心に市街地を形成しており、多くの生産緑地があります。
- 秦野市カルチャーパークには、秦野中央運動公園や文化会館、図書館、総合体育館など、本市の文化・スポーツ施設が集積しています。
- 地区内には「はだの桜みち」をはじめとして、秦野市カルチャーパーク、震生湖、今泉名水桜公園など、桜のスポットが多くあり、人を呼び込める貴重な資源となっています。
- 今泉あらい湧水公園や弘法の清水をはじめ、名水百選に選ばれた湧水があります。
- 震生湖周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。
- 地区内を流れる室川沿いには良好な樹林地があります。

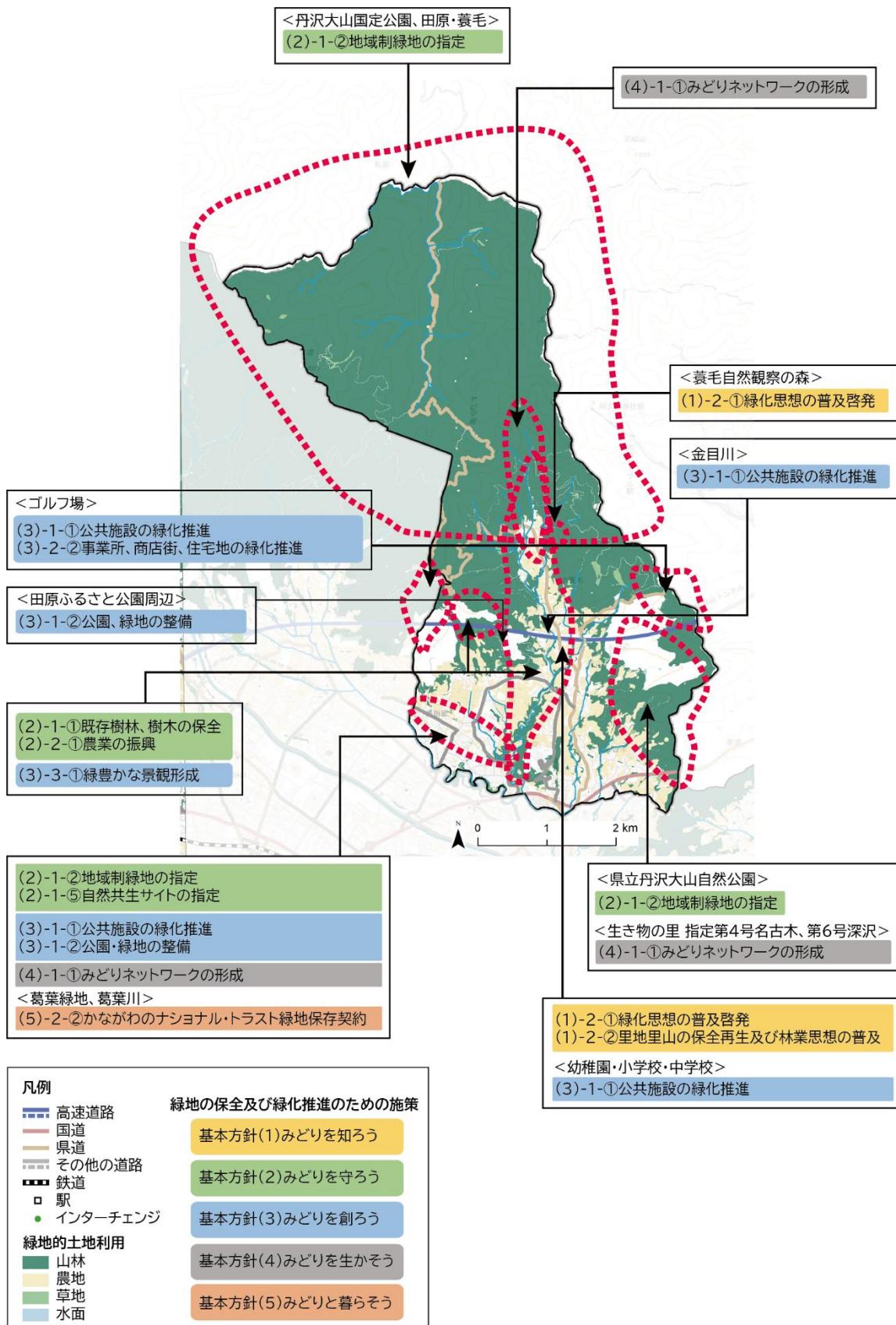


(3) 東地区

- 丹沢から続く樹林地や農地、金目川や葛葉川などを背景とした豊かな自然が広がっており、市街地は比較的地形の緩やかな地区の南側に広がっています。
- 地区北部及び東部は丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の指定により自然環境が保護され、市街地周辺には豊かな田園風景が広がっています。その中に東田原中丸遺跡や源実朝公御首塚などの歴史資源が数多く存在するほか、春嶽湧水や護摩屋敷の水など、湧水も豊かです。
- 首都圏自然歩道やハイキングコースが設定され、また、自然観察の森があり、丹沢の自然とのふれあいを楽しむことができます。
- 地区南部の住宅地の中に葛葉峡谷のまとまった緑が残されています。
- 地区東部に「つなぐ棚田遺産～故郷の誇りを未来へ（ポスト棚田百選）に選定された名古木棚田群があるとともに、生き物の里指定地が2箇所あり、多様で希少な生物が生息しています。
- 蓑毛自然観察の森、春嶽湧水、田原ふるさと公園周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。

東地区

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています

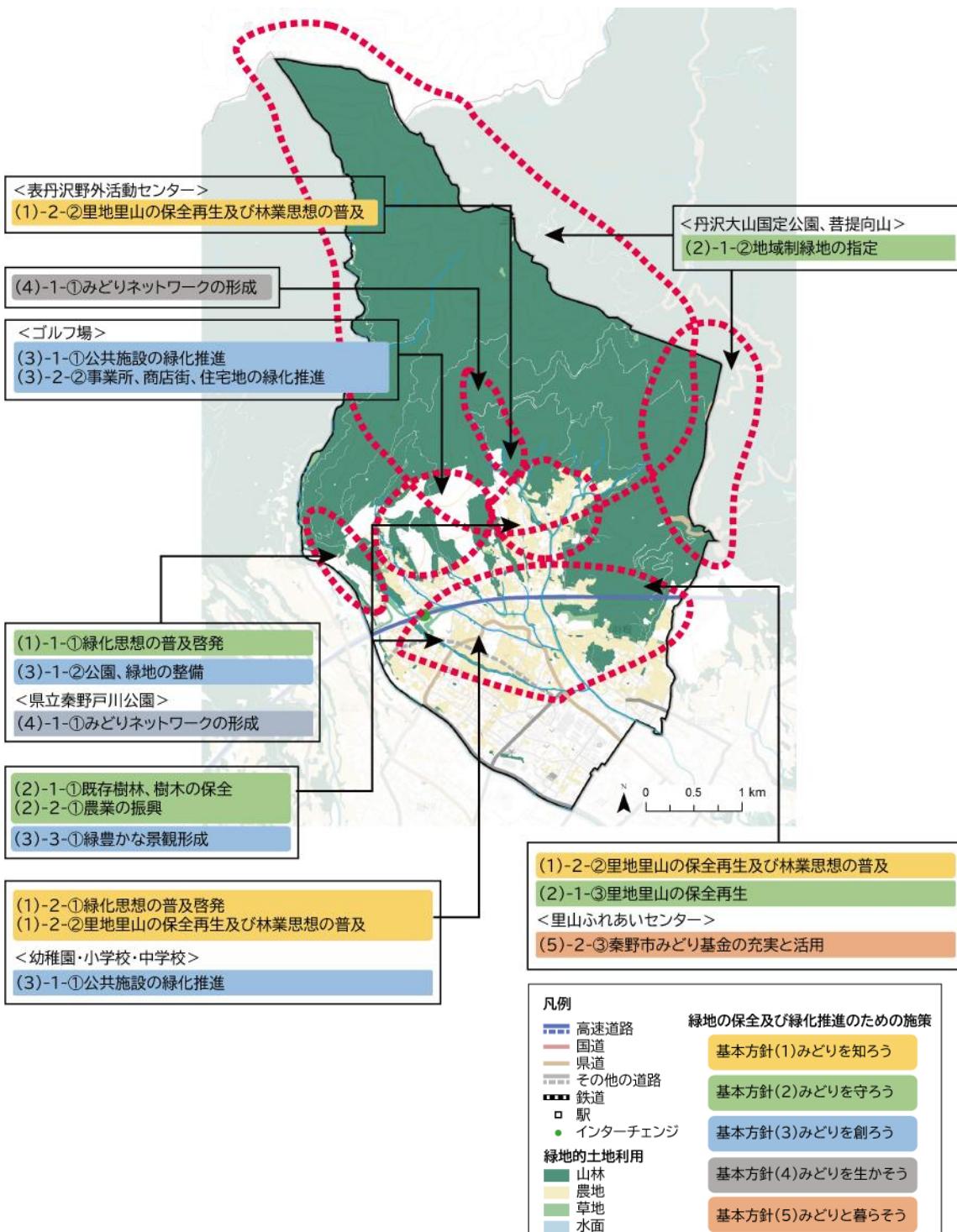


(4) 北地区

- 土地利用の約75%が樹林地・農地等で、丹沢の森林や農地が広がる良好な自然景観となっており、石仏などの歴史的資源が点在しています。
- 地区内を流れる葛葉川や新田川は良好な河川環境を有しており、ホタルやカモなどの生息環境となっています。
- 地区西部では、丹沢の自然を活用した広域公園となる県立秦野戸川公園があります。
- 戸川公園や森林セラピーロード周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。

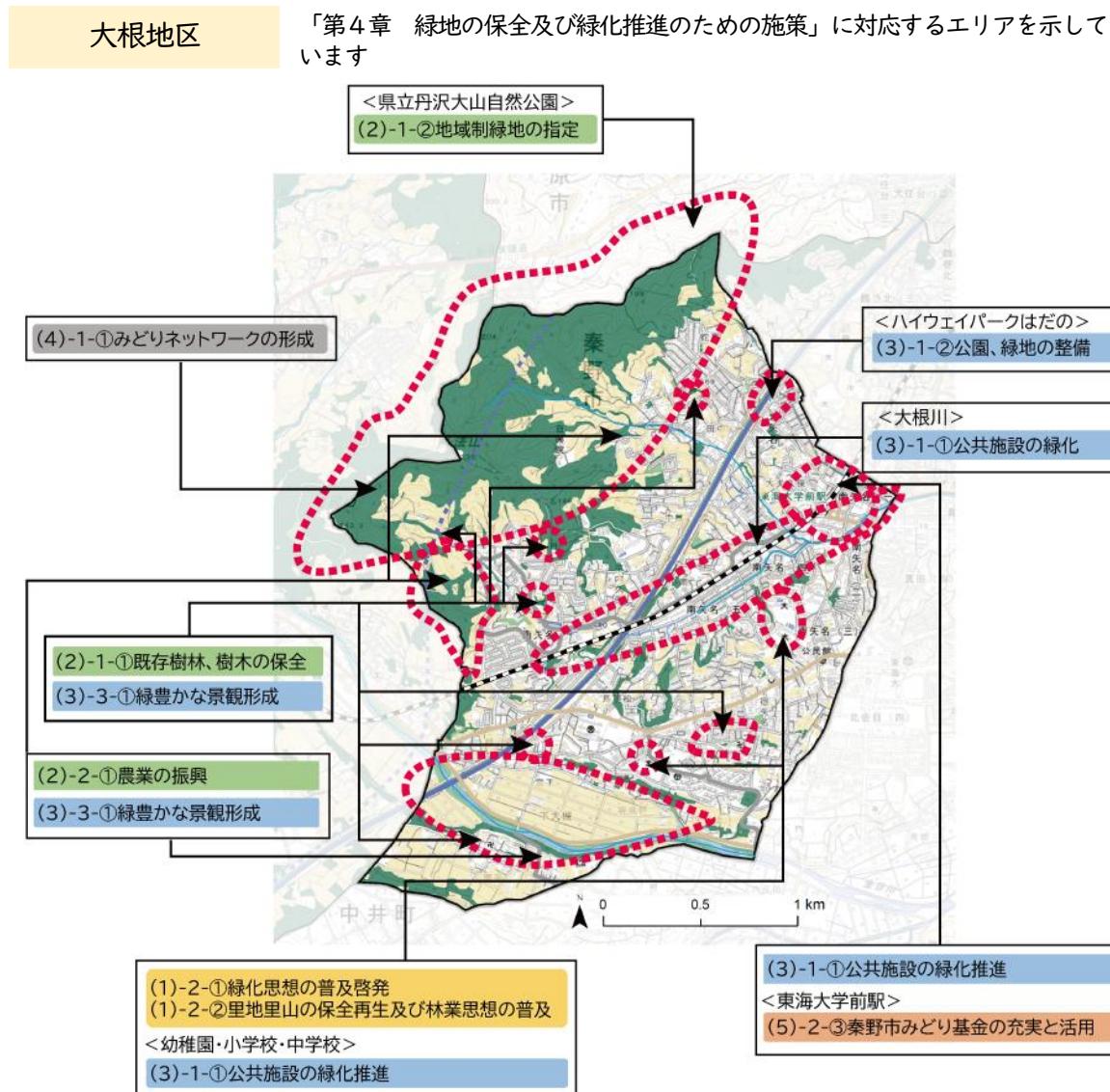
北地区図

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています



(5) 大根地区

- 地区内には、東海大学や東海大学前駅があり、駅周辺は商業地となっています。
- 秦野盆地の外にあり、弘法山の南面に位置し、市街地を取り囲むように樹林地や農地が広がっています。
- 道祖神、地蔵、東光寺などの歴史的資源が地域の中に点在しています。
- 弘法山は、大根地区のシンボル的な緑地となっています。
- 弘法山周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。



凡例	緑地の保全及び緑化推進のための施策
高速道路	基本方針(1)みどりを知ろう
国道	基本方針(2)みどりを守ろう
県道	基本方針(3)みどりを創ろう
その他の道路	基本方針(4)みどりを生かそう
鉄道	基本方針(5)みどりと暮らそう
駅	
・ インターチェンジ	
緑地的土地区画整理事業	
山林	
農地	
草地	
水面	

(6) 鶴巻地区

○本市の最も東側に位置し、秦野盆地の外にあり、伊勢原市や平塚市と隣接しています。

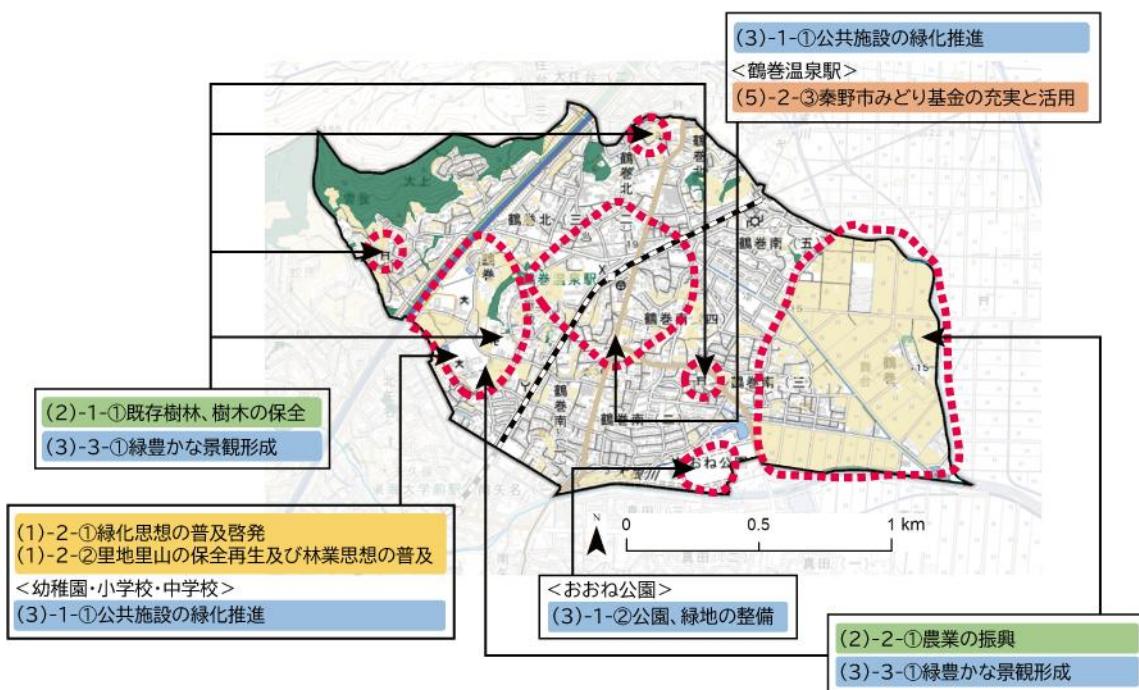
○市街地内には、県の天然記念物に指定されている鶴巻の大ケヤキや社寺林を中心とした良好な緑が残され、温泉地という地域特性があります。

○隣接する伊勢原市との接続地には、広範な田園が存在しています。

○地区東部の善波川沿いの鶴巻あじさい散歩道周辺を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。

鹤卷地区

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています



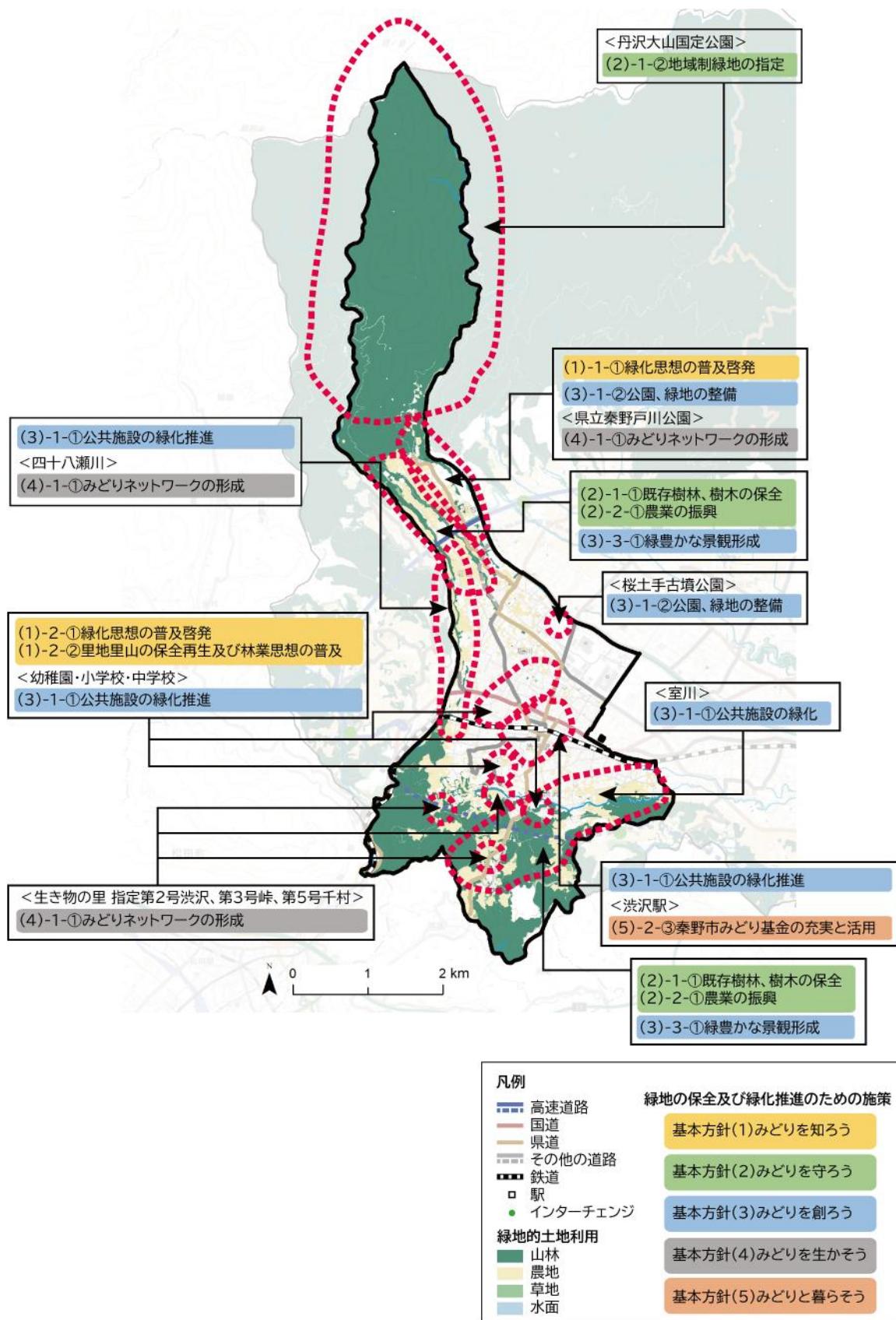
凡例	緑地の保全及び緑化推進のための施策
■ 高速道路	基本方針(1)みどりを知ろう
■ 国道	基本方針(2)みどりを守ろう
■ 県道	基本方針(3)みどりを創ろう
■ その他の道路	基本方針(4)みどりを生かそう
■ 鉄道	基本方針(5)みどりと暮らそう
□ 駅	
● インターチェンジ	
緑地の土地利用	
■ 山林	
■ 農地	
■ 草地	
■ 水面	

(7) 西地区

- 渋沢駅を中心とした市街地が広がり、各種商業・業務施設が立地しています。
- 堀山下地区の南部には規模の大きな工場も立地する工業地が形成されています。
- 渋沢駅周辺は、計画的なまちづくりによる良好な都市基盤が整備され、生活サービス施設が立地し、豊かな生活環境が整っています。
- 上地区との境界を流れる四十八瀬川は良好な水辺環境を有しており、地区のシンボル的存在となっています。
- 渋沢丘陵の豊かな自然が広がっており、多様な生物の生息環境として「生き物の里」に指定されています。
- 本市の中でも農業が盛んな地域であり、「ふれあい農園」などの観光農業も行われています。
- 頭高山、室川源流湧水群周辺区域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。
- 表丹沢と渋沢丘陵を様々な要素のみどりネットワークで結び付け、地域の魅力を向上させます。
- 地区に流れる室川は、穏やかな流れであり、蛍の生息において良好な環境を保っています。

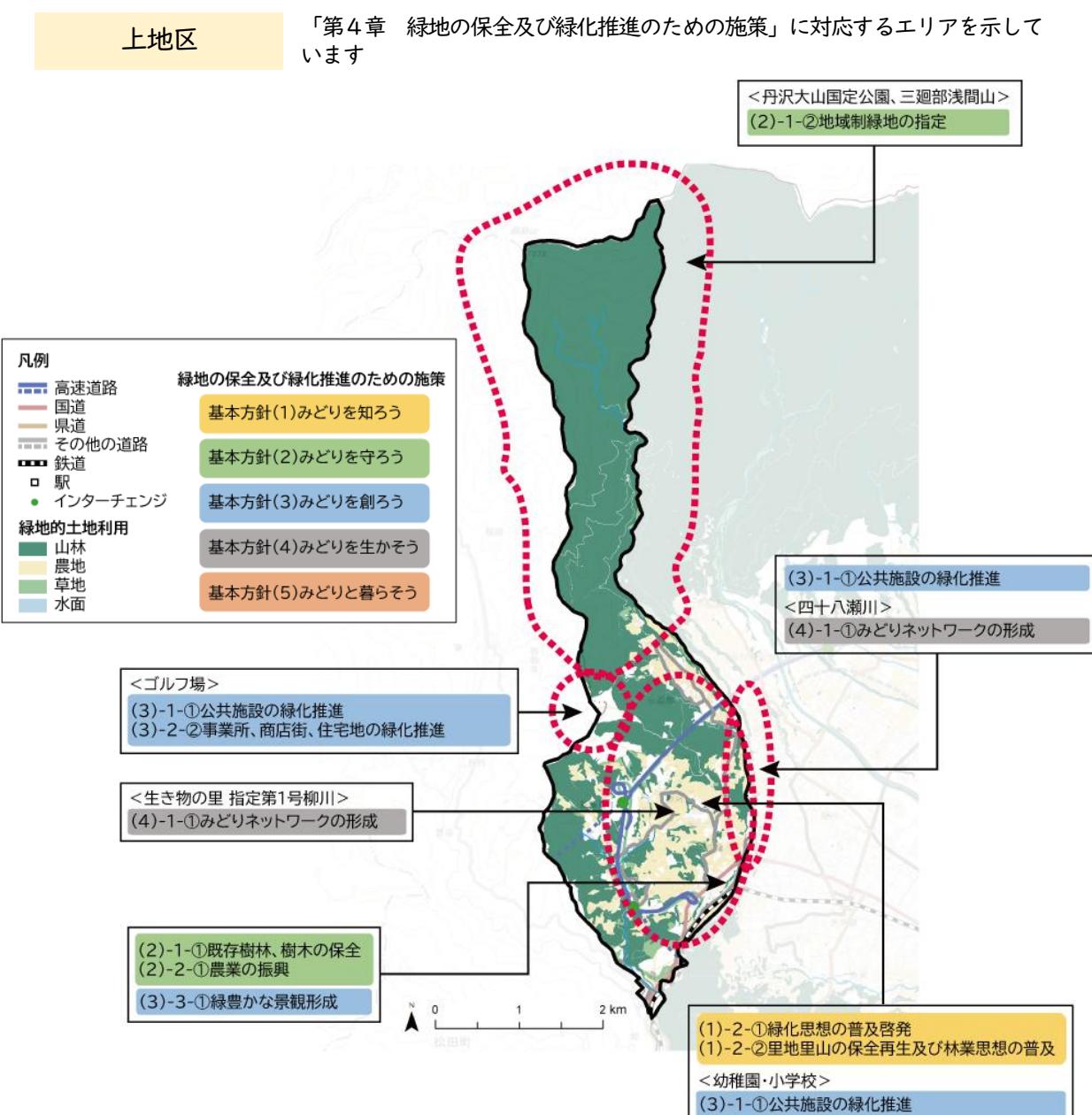
西地区

「第4章 緑地の保全及び緑化推進のための施策」に対応するエリアを示しています



(8) 上地区

- 秦野市の最も西側に位置し、地区面積の約80%が農地・山林で、豊かな自然の中に集落が点在しています。
- 西地区との境界を流れる四十八瀬川は良好な水辺環境を有しております、地区のシンボル的存在となっています。
- 地区北部は丹沢大山国定公園に指定され、豊かな自然が保護されています。
- 表丹沢県民の森では豊かな丹沢の自然と触れ合うことができます。
- 柳川や三廻部などの谷戸田ではホタルの生息環境が残されており、柳川地区の谷戸田は「生き物の里」の第1号に指定されています。
- 柳川や四十八瀬川周辺地域を「みんなの里」に設定し、ふれあいの場を創出します。



第5章 計画の推進体制

I 計画の推進体制

(1) 計画の推進

「みどり」は、多様な生物の生息空間として保全が重要となっています。その大切な構成要素である「緑」を保全・再生・創造するためには、秦野に今ある緑を保全再生するとともに、新たな「緑」の創造に、市民及び事業者並びに行政が、それぞれの役割を認識したうえで、連携し、協働することによる計画の推進が求められます。

(2) 体制の整備

協働による緑の保全・再生・創造を進めるうえで、市民及び事業者が参加しやすいシステムを構築し、そのための体制を整備していきます。

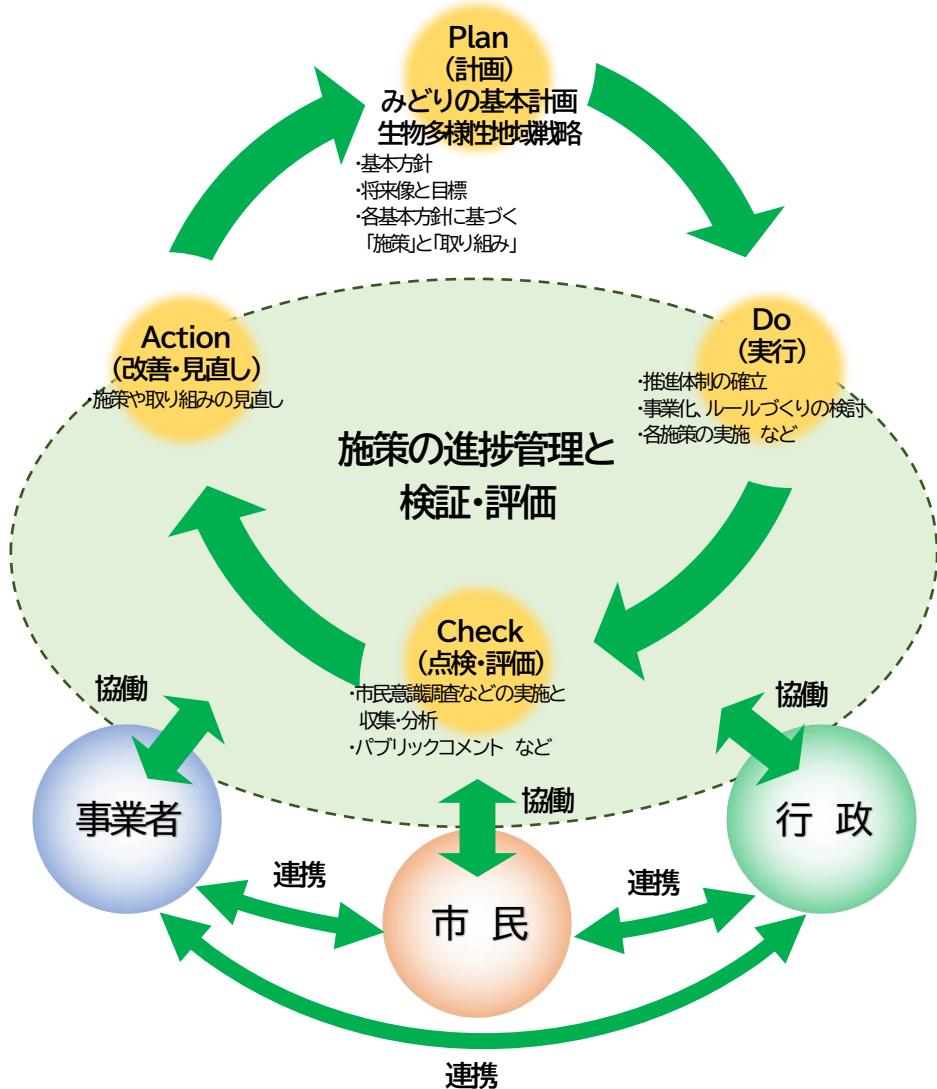
(3) 計画の進行管理

本計画は、計画「Plan」、実行「Do」、点検・評価「Check」、改善・見直し「Action」のP D C Aの考えに基づいて計画の進行を管理します。

P D C Aの各段階では、進捗状況や評価などを行いながら、関係各課における協議や学識者・専門家、市民、事業者などの意見を踏まえるなど、専門的・客観的な見地からの意見や市民のニーズの反映に努めます。

計画の進捗状況、今後の社会動向、「都市計画に関する基礎調査」の結果などにより、令和12年度に中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、順次内容の更新を行うなど、計画の進行を管理します。

● 「PDCA」による計画の進行管理のイメージ





秦野市みどりの基本計画－生物多様性地域戦略－

令和8年（2026年）3月

編集発行／秦野市環境産業部環境共生課

秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-5111（代表）

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/>
